

評価書様式

様式 1 - 2 - 1 中期目標管理法 人 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本貿易振興機構	
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第四期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）
	中期目標期間	平成27～30年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	経済産業大臣		
法人所管部局	（評価を実施した部局を記載）	担当課、責任者	（担当課、課長名等を記載）
評価点検部局	（主務大臣評価を取りまとめ、点検する部局を記載）	担当課、責任者	（担当課、課長名等を記載）

3. 評価の実施に関する事項
（実地調査、理事長・監事ヒアリング、有識者からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載）

4. その他評価に関する重要事項
（組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価対象法人に関する事項、評価体制の変更に関する事項などを記載）

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		27年度	28年度	29年度	30年度
		A	A	A	
評価に至った理由	<p>(項目別評価の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評価に至った理由を記載)</p> <p>1. 「対日直接投資の促進」 全ての定量的指標で目標値を達成。以下のとおり、質的にも高い顕著な成果を実現したことを踏まえ、当該項目の評価はAとした。</p> <p>(1) 攻めの営業を本格化 第四期中期計画においては、外国企業の経営層への直接的な「攻め」の営業を本格化。海外での対日投資案件発掘機能、国内での既進出外資系企業による追加投資案件の発掘および国内企業とのマッチング機能等、国内外における誘致体制を抜本的に強化。</p> <p>(2) 地域への誘致支援を強化 国内主要地域で広域的に支援を展開するべく、地域拠点7カ所に自治体の行政手続や優遇措置に精通し、地場企業との強固なネットワークを有する「外国企業誘致コーディネーター」を7名配置。また、外国企業の誘致に積極的な自治体に対し、ジェトロ国内事務所と自治体が共同で対日投資誘致事業を企画立案するプロジェクトも開始。さらに各自治体の誘致施策のフェーズに応じた段階別の研修を実施（基礎編：94自治体・団体185名参加、応用編：39自治体・団体58名参加、実践編：対日投資誘致事業15件を公募採択して実施）。これらを通じ、地方と一体となった誘致を強化した結果、地方への誘致成功件数が増加（213件、第三期中期期間中の地方への誘致成功件数（124件）比72%増）し、地方創生に深く貢献。</p> <p>(3) 新興国での情報発信を強化 安倍総理の登壇を含むトップセールスセミナーやアジア10か国・地域（タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、フィリピン、インド、香港、台湾、韓国）で初めての大型対日投資セミナーを開催するなど新興国での情報発信を強化。</p> <p>(4) 波及効果の高い投資誘致に成功 波及効果の高い6重点分野（ライフサイエンス、環境・エネルギー、ICT、観光、サービス、製造インフラ）の案件を発掘、成果を創出。また、日本にR&D拠点を設置する動きや、訪日外国人旅行者の急増を受け、R&D拠点や観光産業の誘致を実施。</p> <p>(5) 外資系企業の課題解決に向けた取り組み 外資系企業に対日投資環境改善ニーズに関するヒアリング調査等を実施し、政府の「対日直接投資推進会議」に設置された「規制・行政手続見直しワーキンググループ」の場を活用して、規制・行政手続の見直しを積極的に提言。その結果、世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設、在留資格申請のオンライン化、法人設立・登記手続等の簡素化が実現。また、日本の対内直接投資について毎年の動向を取りまとめて分析するとともに、日本の投資環境をPRするための資料として、「ジェトロ対日投資報告」を初めて刊行。外資系企業の人材確保の難しさの指摘を踏まえ、外国人留学生・グローバル人材と国内外資系企業との互いの理解促進を目的とした交流会を初めて開催。30か国・地域の留学生とグローバル人材（留学経験者・帰国子女等）約240名、国内の外資系企業約70社が参加。</p> <p>2. 「農林水産物・食品の輸出促進」 全ての定量的指標の目標値を3年間で達成。特に成約金額においては3年間で811億円に上り、政府目標に大きく貢献。以下のとおり、質的にも高い顕著な成果を実現したことを踏まえ、当該項目の評価はAとした。</p> <p>(1) 「農林水産物の輸出力強化戦略」の策定支援と実行 政府の「農林水産物の輸出力強化戦略」策定にあたり、海外ネットワークを総動員し、国・地域別の輸出環境や課題、市場特性の情報を迅速に収集・整理した上で、提供。同戦略に基</p>				

づき、海外マーケット情報や規則・制度情報を一元的に提供するポータル開設。34 개국・地域の海外バイヤーリストを公開。また、農林水産品に特化したマッチングサイト「JAFEX」を開設。

(2) 品目別支援体制の構築

政府の「国別・品目別輸出戦略」のオール・ジャパンでの取り組みへの対応や農林水産物・食品についての専門性を高めるため、品目別3課を新設するとともに、品目別輸出団体と連携した取り組みを実施するなど品目別取組みを強化。その他輸出相談窓口を全国に配置し、27～29年度において延べ約38,459件の相談に対応。また延べ71カ国・地域を対象とし183の調査を実施、事業者の輸出戦略の構築、情報収集に資するようにウェブサイトで公開した。

(3) 地域の農林水産物・食品輸出の取組みを支援、国内の広域連携・産地間連携も促進

自治体・農業団体等との連携による輸出支援強化する取り組みとして「一県一支援プログラム」を実施。27年度に全国53件を実施し、うち41件においては商談成立・初輸出に成功し、地域先行モデルを創出した。27～30年度において延べ195件を支援。

日本の複数地域まとまった広域連携・産地間連携、大規模商談会への集約化を行い、効率的に商談会を開催。29年度には国内初の農林水産物・食品に特化した商談目的の新規展示会を共催（輸出EXPO）し、海外バイヤー224社233名を招聘（過去最大規模）。

(4) 海外市場に日本産食材を浸透、定着させる取り組み

精米の輸出・流通ルートが限定されている中国への日本産コメの販売拡大を図るため、包装米飯（パックスライス）を中心としたコメ加工品について日系等のコンビニ、百貨店、スーパーなどにおける販路開拓を実施。また、海外需要の拡大、輸出促進を図るため、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を民間団体等が「日本産食材サポーター店」として認定できる仕組みを構築。30年3月末で2,871店舗が登録、30年6月に目標の3,000店舗を達成。（30年6月12日現在で3,015店舗）

(5) 海外の食品安全規制等に関する調査と事業者支援

輸出上位国および新興国各地のマーケット情報・規制情報を収集するとともに、ハラール・米国食品安全強化法などのテーマ別調査を合わせ、延べ71カ国・地域を対象とし183の調査を実施（27～29年度）。輸出相談窓口において、各国規制に関する問い合わせを受け、27～29年度までで38,459件の相談に対応。また、事業者のニーズに応じたセミナーを全国各地で開催し情報提供を行った。

(6) ジャパン・ブランドの効果的な発信（ミラノ国際博覧会）

27年5月～10月までの6か月間、「地球に食糧を、生命にエネルギーを」をテーマに開催。ジェトロは日本政府の参加機関として日本館を運営、日本の食文化をはじめ、「食」の関連産業についてジャパン・ブランドとして国際社会に広く発信。日本館のイベント広場では、日本の自治体等が各地域の食に関するPRイベントを随時開催。日本館は、大型パビリオンの展示デザイン部門で「金賞」を受賞。

(7) JFOODO（日本食品海外プロモーションセンター）の設置、本格始動

農林水産物・食品のブランド構築のためのオール・ジャパンでのプロモーションを企画・実行する新たな組織として、「日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)」を設置。品目・国地域を絞った中長期的なプロモーション戦略を策定し、事業者とともに実行する。29年度は5品目7テーマを第一次取り組みテーマとしてプロモーションを実施した。30年度も引き続き、ジェトロ農林水産食品部、関係省庁、団体等と連携して、7テーマのプロモーションに取り組む。

3. 「中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援」

重要度「高」、難易度「高」と位置付けられる定量的指標の目標値を3年で達成。以下のとおり、質的にも高い顕著な成果を実現したことを踏まえ、当該項目の評価はAとした。

(1) 輸出未経験企業に特化した支援を実施

日本再興戦略に定められた「中小企業1万社の新たな海外展開」の実現を目指し、中堅・中小企業の新興国向け進出支援の経験やノウハウ等をベースに、きめ細かい支援が必要な輸出未経験企業に特化した「新たな輸出・投資等の海外展開する企業」に対して集中的なサポートを行い、多数の輸出成功企業を創出。

(2) 新輸出大国コンソーシアムの支援開始

ジェトロなどの政府系支援機関、商工会議所、商工会、自治体、金融機関等を幅広く結集し、海外展開を図る中堅・中小企業に対して、総合的な支援を開始し、ジェトロがその事務局

を担当。全国の中堅・中小企業 7,088 社に対し、官民・支援機関 1,110 機関と、国別・産業別専門家 471 名が支援。

(3) 新産業分野の販路開拓

「国際情報通信技術見本市 (CeBIT2017)」のパートナーカントリーとして CeBIT 史上最大規模のジャパン・パビリオンを組成し、高い技術力を有する日本製品を PR し、様々な産業分野における IoT 関連ビジネスモデルの立ち上げや海外販路開拓を支援。

日本を上回る速度で高齢化が進展している中国において、日本の介護のノウハウや介護製品への期待の高まりを受け、多数のマッチングを開催。健康・スポーツにおいても、史上初となる日アセアンスポーツ大臣会合開催の機会等を捉え、スポーツ及び健康に関する日本の優れた取組や関連した製品・サービスを PR。

海外でのコンビニエンス・ストア等と連携したテスト・マーケティングを実施し、ベトナムにて 59 社 143 品目 (119 品目が初輸出) を約 300 店舗で開催し、結果良好の 58 品目 (アイス、菓子類等) が継続販売に至った。シンガポールでは、19 社 44 品目 (19 品目が初輸出) を約 300 店舗で開催し、結果良好の 21 品目 (カップラーメン、ゼリー等) が継続販売に至った。

(4) ベンチャー企業支援・イノベーション創出支援への取り組み

創立間もない企業や新しいビジネスモデルを海外にてチャレンジする企業を対象に、アクセラレーターによる各種研修から現地でのピッチコンテスト参加等のマッチングを一気通貫で支援。29 年度にはシリコンバレー、ドバイ、シンガポールのほかに、ものづくりを強みとする「中国・深圳」でも初めて実施。今後、ジェトロ・グローバル・アクセラレーション・ハブを設置予定。

(5) フロンティア市場開拓

日本企業の進出が極めて困難なイラン、イラク、キューバ、ナイジェリア、ケニアや今後進出が期待されるロシアなどフロンティア市場の開拓のため、ジェトロはセミナーやミッション派遣、見本市出展、相談窓口の設置などを行い、積極的な支援を実施。28 年度には TICADVI の開催に合わせ、展示会・ビジネスカンファレンスを開催。また、29 年度にはカザフスタンにて開催されたアスタナ国際博覧会にジェトロは参加機関として公式参加。

(6) 越境 EC 市場販路開拓に向けた取り組み

世界最大の EC 市場である中国における日本製品に対するニーズの高まりを受け、セミナーを通じた情報提供や、アリババ・グループが運営する中国最大のショッピングサイト「淘宝 (タオバオ)」のショップオーナーや、卸売機能を持つサプライチェーンパートナーとの商談会を実施するなど、時機に合わせた新たな販路開拓を積極的に実施。

(7) グローバル人材確保の支援

日本企業の海外展開に際し、海外ビジネスを担う人材や現地での外国人材の確保は大きな課題。その解決に向け、外国人材の活用や日本人材のグローバル化を支援。具体的には日本人インターンの海外派遣を行うとともに、外国人受入インターンシップ事業を実施。また、外国人材の採用・定着支援を目的として、専門家を活用し企業の個々の課題に対応するとともに、専門家とともに全国でワークショップを開催。また、特定分野の人材に絞ったジョブフェアも開催し、企業の効率的な外国人材確保に貢献。更に大学との包括的連携協定も積極的に締結。

(8) 冒認商標の取り消し支援

続々と企業が海外に進出する中、国外で、日本の地名や地域ブランド名が無関係の第三者によって先に商標出願、登録される事例「冒認商標」が発生しており、これを未然に防ぐべく、外国出願費用の助成、手続等の相談対応を実施するとともに、既に発生した冒認商標の取り消しをも支援すべく、係争費用の助成、係争に係る相談対応も実施。27 年度には韓国にて第三者が登録した商標「TOKACHI」の登録の取り消しを、29 年度には中国にて第三者が登録した商標「南部美人」(岩手県酒銘柄)の登録取り消しを実現。

(9) 中国国際輸入博 (30 年 11 月) への出展

習近平主席が開催を宣言した中国国際輸入博にジェトロは日本政府から推薦を受けた唯一のとりまとめ機関として大規模出展を目指す。

4. 「我が国企業活動や通商政策への貢献」

全ての定量的指標で目標値を達成。以下のとおり、質的にも高い顕著な成果を実現したことを踏まえ、当該項目の評定は A とした。

(1) 経済連携協定の活用促進や経済連携強化に向けた取り組み

27 年の環太平洋パートナーシップ (TPP) の大枠合意を受けて、TPP の周知・普及、調査・提言活動を通じて我が国企業の TPP の活用促進による新たな市場開拓等に向けた支援を実施。ウェブサイトに TPP 専用ページを設け、企業向けに説明会を開催 (27 年度内に計 165 回実施)。また、本部、大阪本部、貿易情報センター・支所 44 ヲ所に「TPP 相談窓口」を設置。29 年 11 月の包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ協定 (CPTPP) 大筋合意、12 月の日 EU・EPA 交渉妥結を踏まえ、経済連携協定の活用を促進する。30 年度は

国内各地で普及セミナーを実施、簡易パンフレット、解説書を作成予定。
WTO アゼバド事務局長を招いた講演会や米国にてアジア太平洋広域経済圏セミナーを戦略国際問題研究所（CSIS）等との共催により開催。また、**FTA/EPA** の活用のための情報発信や日 **EUEPA** の大枠合意を受け、ウェブサイトでの特設ページの開設やセミナーを開催。

（２）世界情勢の急激な変化への機動的な対応

EU からの英国離脱（**Brexit**）や米国トランプ政権の誕生、ロシアとの経済交流の新展開、中国の一带一路構想など我が国企業活動や通商環境に多大な影響を及ぼす情勢変化に対して、機動的な情報収集・調査分析や情報提供を実施。

（３）日系企業の海外展開とビジネス環境改善に向けた支援

各国首脳の要請と日系企業のニーズに応えミッション派遣やセミナーを実施。例えば、タイ国政府からの要請に応じ日本から 600 人規模からなる大型ミッションを組成。また、**ASEAN** については日本人商工会議所連合会と連携して **ASEAN** 事務総長との対話の場でビジネス環境改善要望活動を実施。

（４）情報発信媒体の見直し

潜在顧客への情報提供強化の観点から、主たる情報発信媒体の見直しを実施。紙媒体からウェブサイトへの移行。また、ジェットロセンサー、通商弘報を無料化。さらに、自己収入拡大を図るため、①有償での講師派遣、外部原稿執筆の増加、有料セミナーの開催回数増加、有料ライブ配信の導入、②単行書をオンデマンド出版へ移行、③オンデマンド調査、有料コンサルティング等の新たなサービスの導入検討などを行った。

（５）アジア経済研究所の研究成果の普及

①我が国における最大の新興国・開発途上地域の研究拠点として、毎年度 70 を超える研究会を開催、新興国等の成長戦略やグローバリゼーションに伴う課題に重点的に取り組んだ。研究成果は毎年度実施した外部査読で目標の 3.5 点を常に上回った。また、アジア経済研究所は、ペンシルベニア大学のシンクタンクランキング（国際経済分野）で世界第 6 位にランクされた（29 年）。

②政策提言研究会「ラオスにおける物流コスト研究」を立上げ、日系企業・タイ企業・ラオス企業の物流コスト調査を実施。ラオス政府関係者等に通関コスト引下げの具体的な政策提言を実施。29 年 6 月、ラオスのトンルン首相へ提言書を直接手交。

③世界的に関心が集まるグローバル・バリュー・チェーン（**GVC**）に関して、**WTO**、世界銀行、**OECD** 等との連携研究を実施。29 年 7 月には **GVC** 研究を先導する研究機関等の初の共同研究成果をまとめたレポートを刊行。29 年 9 月にジュネーブで開催された「**WTO** パブリックフォーラム」でワークショップを開催、研究成果等について議論。

④海外で高まる「ビジネスと人権」のリスクを研究会で分析、その成果はワークショップ等を通じて現地日系企業等に提供。これら啓蒙活動等により、日本の「ビジネスと人権に関する国連指導原則」に係る国別行動計画（**NAP**）の策定等が進展。

・「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」では、全項目で中期計画における目標を着実に実施したことから、当該項目の評定は **B** とした。

・「Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項」では、全項目で中期計画における目標を着実に実施したことから、当該項目の評定は **B** とした。

・「Ⅳ. その他の事項」において、「安全管理」では、27 年度に治安面で実施が懸念されていたバグダッドやバスラでの事業を、長期間にわたる綿密な検証及び対策を経て、実施決定の判断を下しただけでなく、予測不能かつ突発的な欧州でのテロ事件等を受けても、現地の状況や専門家による見解を踏まえ個別事業の実施有無を決定するなど責任ある対策をとった。このように、事業への悪影響を最小限に抑えることに努力し、通常ジェトロの業務範囲にとらわれることなく、邦人安否確認などをおこない、現地日系社会等への貢献を最大限図った。さらに、28 年度にダッカにて邦人殺害事件が発生した際には、各省と連携し、安全対策セミナーを東京だけでなく地方でも緊急開催するなど、日本国内外の日本企業・日系企業への貢献を最大限図ったことなどから、**A** 評定とした。その他の項目においては、中期計画における目標を直実に実施したことから、当該項目の評定を **B** とした。

2. 法人全体に対する評価

法人全体の評価

（項目別評定及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述。項目別評定のうち、重要な事項について記載）

全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	(法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評定に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などを記載)
---------------------	---

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	(項目別評定で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。中期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載)
その他改善事項	(上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載)
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	(今後、改善が見られなければ改善命令が必要となる事項があれば記載)

4. その他事項	
監事等からの意見	(監事等へのヒアリングを実施した結果、監事等からの意見で特に記載が必要な事項があれば記載)
その他特記事項	(有識者からの意見があった場合の意見、評価の方法について検討が必要な事項など、上記以外で特に記載が必要な事項があれば記載)

様式1-2-3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価				中期目標 期間評価		項目別 調書No
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	見込 評価	期間実績 評価	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
対日直接投資の促進	A _o	A _o	B _o		A _o		1-1
農林水産物・食品の輸出促進	A _o	A _o	A _o		A _o		1-2
中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援	A _o	A _o	S _o		A _o		1-3
我が国企業活動や通商政策への貢献	B	A	A		A		1-4
	A	A	A				

中期計画（中期目標）	年度評価				中期目標 期間評価		項目別 調書No
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	見込 評価	期間実績 評価	
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務改善の取組	B	B	A		B		2-1
組織体制・運営の見直し	B	B	B		B		2-2
調達方法の見直し	B	B	B		B		2-3
人件費管理の適正化	B	B	B		B		2-4
費用対効果の分析	B	B	B		B		2-5
民間委託（外部委託）の拡大等	B	B	B		B		2-6
業務の電子化	B	B	A		B		2-7
	B	B	B		B		
III. 財務内容の改善に関する事項							
自己収入拡大への取組	B	B	B		B		3-1
運営費交付金の適切な執行に向けた取組	B	B	B		B		3-2
保有資産等の見直し	B	B	B		B		3-3
決算情報・セグメント情報の公表の充実等	B	B	B		B		3-4
	B	B	B		B		
IV. その他の事項							
内部統制	B	B	B		B		4-1
情報管理	B	B	B		B		4-2
情報セキュリティ	B	B	B		B		4-3
人事管理	B	B	B		B		4-4
安全管理	A	A	B		A		4-5
顧客サービスの向上	B	B	B		B		4-6
短期借入金の限度額	—	—	B		B		4-7
財産の処分に関する計画	—	—	B		B		4-8
剰余金の使途	—	—	B		B		4-9
積立金の処分	B	B	B		B		4-10
中期目標期間を超える債務負担	—	—	B		B		4-11
	B	B	B		B		

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「o」を付す。難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

27年度、28年度は大臣評価結果、29年度、中期見込評価は自己評価結果。

1-1 対日直接投資の促進

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	対日直接投資の促進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1、3号
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載) 【重要度：高】、【難易度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：0531、0127

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度			27年度	28年度	29年度	30年度
投資プロジェクト管理 件数 (計画値)	年平均 1,200件以上	平成26年度 900件	1,200件	1,200件	1,200件	1,200件			予算額(千円)	3,314,545千円	4,990,547千円	3,644,075千円
(実績値)	—	—	1,617件	1,775件	1,741件			決算額(千円)	3,486,687千円	4,014,241千円	3,294,454千円	
(達成度)	—	—	134.8%	147.9%	145.1%			経常費用(千円)	3,469,103千円	3,986,785千円	3,285,422千円	
誘致成功件数 (計画値)	中期目標期間中に 470件以上	前中期目標期間実績: 年平均78件	110件	115件	120件	125件			経常利益(千円)	△48,797千円	39,311千円	5,307千円
(実績値)	—	—	160件	174件	193件			行政サービス実施コスト(千円)	2,448,896千円	3,633,661千円	2,997,605千円	
(達成度)	—	—	145.5%	151.3%	160.8%			従事人員数	1,685人の内数	1,767人の内数	1,802人の内数	
うち大型等特定誘致案件の誘致成功件数 (計画値)	中期目標期間中に 60件以上	前中期目標期間実績: 年平均10件	15件	15件	15件	15件						
(実績値)	—	—	18件	21件	15件							
(達成度)	—	—	120.0%	140.0%	100.0%							
役立ち度アンケート調査 (計画値)	4段階中上位2項目が 8割以上	前中期目標期間実績: 8割以上を達成	80%	80%	80%	80%						
(実績値)	—	—	97.8%	97.5%	99.1%							
(達成度)	—	—	—	—								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	<p>政府目標である「2020年における対内直接投資残高の35兆円への倍増(2012年比)」に向けて、政府・自治体及び関係機関がそれぞれの役割に応じて投資環境の整備や外国企業誘致等に取り組み必要がある中、日本貿易振興機構は、我が国における対日投資促進の中核機関として、政府の「対日直接投資推進会議」での議論を踏まえつつ、関係機関等とも連携し、国内外ネットワークを活用して、オープンイノベーションの推進や地域経済の活性化に資する対日直接投資促進に向けた以下の取組を一層強化・推進する。</p> <p>○総理、閣僚、大使、自治体首長等による海外におけるトップセールス活動や海外メディア、ウェブサイト等を活用し、外国企業に対する情報発信を積極的に展開する。</p> <p>○日本貿易振興機構の対日直接投資促進業務の経験とノウハウ、海外のトップ人脈に精通した外部専門家の知見・ネットワーク、在外公館との連携など日本貿易振興機構内外の資源を総動員して、海外において攻めの営業活動・広報戦略を展開する。さらに、その受け手となる国内での誘致体制を強化して、大型案件の誘致や大規模雇用等が見込める経済波及効果の高い案件の誘致に向けた取組を重点的に実施するとともに、既投資企業に対する長期的なフォローを行い、二次投資を促進する。</p> <p>○外国企業の拠点設立に対する支援や、政策提言等の従来の活動に加えて、外国企業の誘致に積極的な自治体と共同した誘致活動や外国企業と日本企業との資本提</p>	<p>中期目標で定められた誘致成功件数(大型等特定誘致案件目標を含む)等の目標を実現するべく、国内外のネットワークや外部専門家を積極的に活用しつつ、国内外での誘致体制を抜本的に強化し、以下の取組を行う。中期目標で定められた誘致成功件数(470件)については、平成27年度に110件、平成28年度115件、平成29年度120件、平成30年度125件(うち大型等特定誘致案件(60件)については、各年度15件)の達成を目指す。</p> <p>平成27年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ)及び「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)の海外企業誘致等への支援のために措置されたことを認識し、地方実務担当者向け外国企業誘致研修等支援事業のために活用する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 投資プロジェクト管理件数：年平均1,200件以上 誘致成功件数：中期期間中に470件以上。平成27年度に110件、平成28年度115件、平成29年度120件、平成30年度125件。 うち大型等特定誘致案件：中期期間中に60件以上。各年度15件。 役立ち度アンケート調査：4段階中上位2項目が8割以上 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体等のニーズを踏まえつつ、自治体等と連携した取組(トップセールス、セミナー、外国企業等の招へい等)を積極的に行い、地域への投資誘致を効果的に行うこと。(関連指標：自治体等との連携件数) 規制改革等の状況、外国企業の要望等を踏まえつつ、外国企業の意見取り纏めや政府への情報提供等の活動を十分に行い、我が国の投資環境の改善に繋げること。(関連指標：政府への情報提供件数) <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的指標を達成しているか。 上述のアウトカムの実現が図られているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>27～29年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資プロジェクト管理件数 27年度：1,617件 28年度：1,775件 29年度：1,741件 <ul style="list-style-type: none"> 誘致成功件数 27年度：160件 28年度：174件 29年度：193件 <ul style="list-style-type: none"> 大型等特定誘致案件 27年度：18件 28年度：21件 29年度：15件 <ul style="list-style-type: none"> 役立ち度アンケート調査 27年度：97.8% 28年度：97.5% 29年度：99.1% <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体等との連携件数 27年度：43件 28年度：68件 29年度：49件 <ul style="list-style-type: none"> 政府への情報提供件数 27年度：28件 28年度：43件 29年度：42件 	<p><自己評価></p> <p>評価：A</p> <p>【量的成果の根拠】 全ての定量的指標で目標値を達成。</p> <p>【質的成果の根拠】 (1)攻めの営業を本格化 第四期中期計画においては、外国企業の経営層への直接的な「攻め」の営業を本格化。海外での対日投資案件発掘機能、国内での既進出外資系企業による追加投資案件の発掘および国内企業とのマッチング機能等、国内外における誘致体制を抜本的に強化。</p> <p>(2)地域への誘致支援を強化 国内主要地域で広域的に支援を展開するべく、地域拠点7カ所に自治体の行政手続や優遇措置に精通し、地場企業との強固なネットワークを有する「外国企業誘致コーディネーター」を7名配置。また、外国企業の誘致に積極的な自治体に対し、ジェトロ国内事務所と自治体が共同で対日投資誘致事業を企画立案するプロジェクトも開始。さらに各自治体の誘致施策のフェーズに応じた段階別の研修を実施(基礎編：94自治体・団体185名参加、応用編：39自治体・団体58名参加、実践編：対日投資誘致事業15件を公募採択して実施)。これらを通じ、地方と一体となった誘致を強化した結果、地方への誘致成功件数が増加(213件)し、地方創生に深く貢献。</p> <p>(3)新興国での情報発信を強化 安倍総理の登壇を含むトップセールスセミナーやアジア10か国・地域(タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、フィリピン、インド、香港、台湾、韓国)で初めての大型対日投資セミナーを開催するなど新興国での情報発信を強化。</p> <p>(4)波及効果の高い投資誘致に成功 波及効果の高い6重点分野(ライフサイエンス、環境・エネルギー、ICT、観光、サービス、製造インフラ)の案件を発掘、成果を創出。また、日本にR&D拠点を設置する動きや、訪日外国人旅行者の急増を受け、R&D拠点や観光産業の誘致を実施。</p> <p>(5)外資系企業の課題解決に向けた取組み 外資系企業に対日投資環境改善ニーズに関するヒアリング調査等を実施し、政府の「対日直接投資推進会議」に設置された「規制・行政手続見直しワーキンググループ」の場を活用して、規制・行政手続の見直しを積極的に提言。その結果、世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設、在留資格申請のオンライン化、法人設立・登記手続等の簡素化が実現。また、日本の対内直接投資について毎年の動向を取りまとめて分析するとともに、日本の投資環境をPRするための資料として、「ジェトロ対日投資報告」を初めて刊行。外資系企業の人材確保の難しさの指摘を踏まえ、外国人留学生・グローバル人材と国内外資系企業との互いの理解促進を目的とした交流会を初めて開催。30か国・地域の留学生とグローバル人材(留学経験者・帰国子女等)約240名、国内の外資系企業約70社が参加。</p> <p>【難易度：高】 誘致成功件数は外部の経済的・制度的な環境や外国企業の経営判断などに大きな影響を受けるため、難易度が高に設定されている。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	<p>評価</p>

<p>携支援など、新たな取組を検討する。また、国家戦略特区に指定された地域の自治体とは、外国企業に対するワンストップ支援拠点の整備を協力して行う。</p>	<p>の連携を行い、有望な企業への情報提供や投資誘致を実施する。国内においては、外国企業を母国語で支援できる体制を整えつつ、国内での誘致担当者を増員し、外部専門家の知見も活用して、外国企業に対する日本市場に関する情報提供や日本でのビジネスモデルの提案、訪日支援等を行い、誘致成功につなげる。また、既進出外国企業の追加・拡張投資案件（二次投資）の発掘・支援に取り組む。</p> <p>加えて、日本企業との資本提携や業務提携等を望む外国企業と、我が国企業・金融機関等とのマッチングを行う。</p> <p>こうした取組に関し、国内外で「産業スペシャリスト」を活用するとともに、本部又は主要な国内外事務所に「対日投資誘致専門員」や「地方展開支援専門員」を配置しながら、有望企業の情報を収集し、有望企業に対して日本でのビジネスを積極的に提案しつつ、具体的な投資プロジェクトを発掘、支援していく。</p>	<p>・外国企業誘致コーディネーター 6事務所 7名</p> <p>今中期計画期間より日本に投資可能性のある有望外国企業へのアプローチを行う「海外産業スペシャリスト」（外部専門家）を配置し、誘致体制を強化。「海外産業スペシャリスト」と誘致担当職員の協働により、候補企業への営業活動を行った。</p> <p>27年度：15事務所 39名 28年度：12事務所 34名 29年度：12事務所 29名 30年度（予定）：7事務所 10名</p> <p>日本大使館・総領事館や現地の経済団体等と情報交換、対日投資セミナーの共催、対日投資関心企業に対する共同訪問等の連携による誘致活動を実施した。</p> <p>今中期計画期間より外国企業を母国語で支援することのできる外国人スタッフで構成する「国・地域別デスク」を新設。米国、中国、台湾、韓国、シンガポール、インドの各デスクを設置し、担当スタッフが該当国・地域の企業を支援。</p> <p>今中期計画期間より、対日投資部内に、既進出外国企業による追加・拡張投資等の二次投資案件の発掘・支援を担う「外資系企業支援課」を新設。国内外外資系企業への営業活動及び個別案件支援を行うとともに、外資系企業と日本企業との連携・協業、自治体との交流を促進するイベントや、企業が日本でビジネスを展開する上で抱えている課題の解決に資するイベントを実施。</p> <p>二次投資の誘致成功件数は、以下のとおり。</p> <p>27年度：18件 28年度：30件 29年度：40件</p> <p>イベントの開催件数は以下のとおり。</p> <p>27年度:2件 28年度:6件 29年度：7件 30年度：未定</p> <p>経済産業省が整備した外国企業と日本の中堅・中小企業の投資提携を推進する「グローバルアライアンス推進スキーム」を通じて、M&Aアドバイザーファームを活用し、中小企業基盤整備機構等と連携してマッチングを行なった。</p>			
	<p>②情報発信の強化</p> <p>総理、閣僚、大使、自治体首長等によるトップセールス活動を積極的に支援するとともに、現地での対日直接投資セミナー・シンポジウムを開催することにより、我が国政府や自治体が対日直接投資を歓迎している姿勢を世界に発信する。また、我が国市場の魅力やインセンティブ情報等を紹介するパンフレット、マーケット・レポート等のコンテンツの充実を図り、メディアやウェブサイト等を活用して、外国企業に対する情報発信を積極的に展開する。さらに、「国家戦略特区」における規制改革や企業立地インセンティブの海外広報や利用の働きかけを通じ、同特区への外国企業誘致に注力する。</p>	<p>②情報発信の強化</p> <p>日本が外国企業による投資を歓迎している姿勢を広く周知するため、総理・閣僚・大使・自治体首長等による海外でのトップセールス活動を支援した。また、投資先としての日本の魅力発信を目的とした対日投資セミナーを実施。</p> <p>対日投資セミナーの開催件数、参加者（延べ人数）：</p> <p>27年度：46件、6,109名（うち、総理が登場したセミナー2件） 28年度：163件、13,335名（うち、総理が登場したセミナー2件） 29年度：69件、5,440名（うち、総理が参加した懇談会1件） 30年度：未定</p> <p>ジェトロのウェブサイトにも日本の投資環境、市場情報、生活環境等を紹介する資料を随時作成・改訂して掲載するなど、広報コンテンツの拡充を実施。対日投資PRパンフレット「Talk to Jetro First」を計20カ国語で発行。日本の対内直接投資の動向をとりまとめて分析するとともに、日本の投資環境をPRする「ジェトロ対日投資報告」（日・英）を27年度に初めて刊行して以来、毎年刊行（30年度については予定）。</p> <p>また、日本の対内直接投資の現状やジェトロの支援事業等に関して、海外メディアからのインタビューに対応することで情報発信を実施。</p> <p>国家戦略特区の取組である「東京開業ワンストップセンター（TOSBEC）」との連携の一環として、対日投資案件企業に対してTOSBEC利用の働きかけるとともに、東京都との共催によるセミナーを通じてジェトロ及びTOSBECのサービスの広報、国際線機内誌への広告掲載等の広報協力を実施した。</p>			
	<p>③経済波及効果の高い重点分野への支援</p> <p>対日直接投資誘致支援</p>	<p>③経済波及効果の高い重点分野への支援</p> <p>産業の高度化に資する研究開発拠点や雇用創出効果の高い製造拠点・流通拠点、地域経済の活性化や一定の経済波及効果が見込まれ</p>			

	<p>を行うに当たっては、対内直接投資残高増や我が国・地域への経済的効果の観点から、大型投資や大規模雇用が見込める生産拠点や産業の高度化に貢献する研究開発拠点及び地域統括拠点を設立する案件、我が国の地域経済の活性化や産業基盤を強化するなど一定の経済効果が見込まれる案件等の誘致に重点を置く。特に、環境・再生可能エネルギー、医療、観光等、市場の拡大が見込まれるとともに外国企業ニーズの高い分野における誘致活動に注力する。また、これまで対日直接投資の多かった欧米、アジア地域のみならず、対日直接投資の可能性のある企業が増加している中東・中南米などの新興国からの投資誘致にも取り組む。</p>		<p>る拠点等の高付加価値拠点の誘致活動を強化。「海外産業スペシャリスト」によるグローバル企業へのアプローチとビジネスモデルの提案、「対日投資誘致専門員」による個別ビジネスマッチング支援、製造拠点・研究開発拠点等の立地戦略提案、個別招へい等の支援メニューを重点的に提供。27年度及び28年度は、再生医療分野及びIoT分野での研究開発拠点設立や、日本企業・大学等との連携による実証研究・FS調査を支援する「グローバルイノベーション拠点設立等支援事業補助金」を活用した支援を実施。</p> <p>大型等特定誘致案件の誘致成功件数は以下のとおり。 27年度：18件 28年度：21件 29年度：15件</p> <p>外国企業の関心が高く、今後成長が見込まれる環境・エネルギー、ライフサイエンス、ICT、製造・インフラ、観光、サービスを重点6分野として、国内産業の補完、新しいビジネスモデルや技術の導入等に資する案件を重点的に支援。「海外産業スペシャリスト」による有望企業へのアプローチと市場情報の提供、「対日投資誘致専門員」による個別ビジネスマッチング支援等を実施。</p> <p>中東・中南米などの新興国からの投資誘致を目的に、対日投資セミナー等による情報発信を実施。各地域におけるセミナー開催件数、誘致成功件数は以下のとおり。 27年度：中東：セミナー1件、誘致成功1件 28年度：中東：セミナー6件、誘致成功2件 中南米：セミナー1件、誘致成功1件 29年度：中東：セミナー4件、誘致成功2件、中南米：セミナー1件、誘致成功0件 30年度：未定</p>			
	<p>④地方創生との連携 外国企業の誘致に積極的な自治体と一体となって実施する活動を通じ、二次投資を含む外資系企業の誘致促進に向けた支援を行い、地方創生に貢献する。例えば、自治体が策定する産業振興戦略の中に外国企業の誘致戦略を位置づける提案や、ターゲット企業へのアプローチ方法、企業向けインセンティブや外国人駐在員の生活支援策等の提案を行う。外国企業の誘致に際しては、各地の対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）を積極的に活用するとともに、IBSCが設置されていない都市でも更なる誘致支援機能の強化を図る。なお、IBSC神戸については、廃止を念頭に、自治体との協議を進め、常設オフィスの廃止や自治体への事業移管等の具体的方策について検討する。また、国家戦略特区に指定された自治体と外国企業に対するワンストップ支援拠点の整備を協力して行う。具体的には、国家戦略特区での設置が検討されている、登記、税務、年金等に係る</p>		<p>④地方創生との連携 自治体主催の会議・研究会への参加を通じた誘致戦略策定やトップセールスを含む国内外でのセミナー開催によるプロモーション、進出関心企業へのアプローチ、地域の投資環境・インセンティブ等の情報提供、拠点の立ち上げ支援などを自治体と連携して実施。自治体との連携件数は以下のとおり。 27年度：43件 28年度：68件 29年度：49件 30年度：未定</p> <p>対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）において、外国・外資系企業の日本拠点設立・事業拡大をワンストップ・サービスにより支援。全国6カ所のIBSCのテナポラリーオフィスの利用実績は以下のとおり。 27年度：154社が利用。誘致成功160件のうち、70件がIBSCオフィスを利用。 28年度：146社が利用。誘致成功174件のうち、69件がIBSCオフィスを利用。 29年度：162社が利用。誘致成功193件のうち、85件がIBSCオフィスを利用。 また、国内主要地域で広域的に誘致活動を行う「外国企業誘致コーディネーター」を配置することにより、IBSCが設置されていない都市での誘致体制を強化。さらに、28年度からは自治体等の担当者向けに、外国企業誘致事業に対する理解、企業誘致に取り組む上で必要となるスキルや知見のさらなる向上を目的とした研修を実施。研修の一環として、自治体とジェトロが共同で企画立案・実行する外国企業誘致プロジェクトを公募事業として実施。</p> <p>IBSC神戸のテナポラリーオフィスについて、28年度に常設スペースを廃止し、必要な時にのみ民間の貸しオフィスを活用するオンデマンド方式に切り替えた。</p> <p>支援企業に対して「東京開業ワンストップセンター（TOSBEC）」の利用を働きかけるとともに、東京都との共催によるセミナーを通じてジェトロ及びTOSBECのサービスの広報、国際線機内誌への広告掲載等の広報協力を実施した。</p> <p>東京都との共催セミナー件数</p>			

	<p>必要な各種申請のための窓口を集約した「開業ワンストップセンター」と連携して、機構が支援している外国企業にワンストップセンターの利用を促すほか、ワンストップセンターの利用企業に対して機構の支援サービスを提供することで、効率的、効果的な企業誘致を行う。</p>		<p>27年度：2件 28年度：2件 29年度：4件 30年度：未定</p>			
	<p>⑤ビジネス環境の改善に向けた政策提言 対日直接投資に必要な制度・行政手続に関する相談や規制改革要望の受付等、外国企業に対する包括的な支援を行う中で、対日ビジネス環境改善に資する外資系企業からの声を集め、政府関連会議・関係省庁等に対して、日本を世界で最もビジネスしやすい国にするための政策提言等を行う。</p>		<p>⑤ビジネス環境の改善に向けた政策提言 今中期計画期間より、ジェトロの有する外資系企業のネットワークを活用し、対日投資環境改善ニーズを把握するためのアンケート調査を実施。調査回答を取りまとめた「ジェトロ対日投資報告」にて、日本でビジネスを行う上での阻害要因として発表するとともに、内容を精査した上、企業へのヒアリングを実施。28年度は、その一部を政府の対日直接投資推進会議に設置された「規制・行政手続見直しワーキンググループ」において改善要望として提言。この結果、世界最速級での永住権の取得を可能にする「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設や法人設立・登記手続等の簡素化が実現、さらに在留資格申請のオンライン化に向けた取組が進んでいる。29年度からは「外国企業パーソナルアドバイザー制」を導入。100名超の誘致担当者が1000社超の支援企業に寄り添い、規制・行政手続に係る課題を含めたニーズを積極的に吸い上げ、政府に提言するなどきめ細かなサポートを提供。</p>			
	<p>⑥東京オリンピック等に関連した対日直接投資誘致等の取組 東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ2019といった我が国で開催される国際的に注目の高いイベント（以下「東京オリンピック等」という）の開催に向けて、訪日観光客の増加やインフラの整備など国内でのビジネスチャンスの拡大が見込まれる中、観光、健康・スポーツ、インフラなど外国企業による関心の高まる産業分野での対日直接投資誘致活動を積極的に展開するとともに、ジャパン・ブランドの発信や訪日観光客の誘致の取組と連携しつつ行う。</p>		<p>⑥東京オリンピック等に関連した対日直接投資誘致等の取組 観光、健康・スポーツ、インフラ等の関連分野の対日投資関心企業の発掘・支援を実施。日本に対する国際的な注目が高まる中、自治体との協働による企業招へいを通じて地域の魅力の発信を強化。訪日観光客の増加を受けて、国内における観光客の受け入れ基盤の強化と地域経済の活性化に資するべく、観光分野を重点分野の一つとして定め、日本への進出を検討する企業をターゲットとしたセミナーや有望企業の招へいを実施。</p>			

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1-2 農林水産物・食品の輸出促進

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	農林水産物・食品の輸出促進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1～5号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	（政策評価表若しくは事前分析表又は行政事業レビューのレビューシートの番号を記載）

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	27年度	28年度	29年度	30年度			27年度	28年度	29年度	30年度
輸出支援件数（延べ社数）（計画値）	年平均3,200件以上、かつ、平成29年度及び平成30年度で年平均4,160件以上	前中期目標期間実績：年平均2,459件	3,200件	3,200件	4,160件	4,160件			予算額（千円）	4,560,582千円	4,531,732千円	8,402,646千円
（実績値）	—	—	4,354件	4,654件	5,877件			決算額（千円）	4,720,604千円	4,567,663千円	6,341,243千円	
（達成度）	—	—	136.1%	145.4%	141.0%			経常費用（千円）	4,707,828千円	4,542,615千円	6,319,549千円	
輸出成約金額（見込含む）（計画値）	中期目標期間中に676億以上、かつ平成29年度及び平成30年度で合計436億円以上	前中期目標期間実績：年平均72.3億円	115億	125億	210億	226億			経常利益（千円）	△68,698千円	32,923千円	6,358千円
（実績値）	—	—	271.4億	224.3億	315.7億			行政サービス実施コスト（千円）	3,188,966千円	3,948,598千円	5,612,214千円	
（達成度）	—	—	236.0%	179.4%	150.3%			従事人員数	1,685人の内数	1,767人の内数	1,802人の内数	
役立ち度アンケート調査（計画値）	4段階中上位2項目が8割以上	前中期目標期間実績：8割以上を達成	80%	80%	80%	80%						
（実績値）	—	—	97.4%	97.3%	97.5%							
（達成度）	—	—	—	—	—							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）

<p>政府目標である「2020年に農林水産物・食品の輸出額1兆円」に向けて、政府の定めた「国別・品目別輸出戦略」のオール・ジャパンでの取組体制の司令塔となる「輸出戦略実行委員会」のメンバーとして、そこでの議論を踏まえつつ、政府、自治体、業界団体等と連携した日本貿易振興機構によるワンストップ・サービスを更に強化し、農林水産物・食品の輸出を推進する。</p> <p>○日本のブランドの訴求力を高め、より効果的な輸出支援を展開するため、品目別輸出団体のサポート等「オール・ジャパン」での取組を行う。例えば、海外展示会等において、自治体や業界団体等と連携しつつ、各産地の活動の取りまとめを行う。</p>	<p>中期目標で定められた目標を実現するべく、以下の取組を行う。中期目標で定められた輸出支援件数については年平均3,200件以上、かつ、2017年度及び2018年度で年平均4,160件（うち農林水産物・食品輸出支援件数（延べ社数）3,200件、海外におけるプロモーション・ブランディングによる支援件数（延べ数）960件）の達成を目指す。また、輸出成約金額（見込含む）については、平成27年度115億円、平成28年度125億円、平成29年度210億円、平成30年度226億円の達成を目指す。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出支援件数（延べ社数）：年平均3,200件以上、かつ、平成29年度及び平成30年度で年平均4,160件以上 輸出成約金額（見込含む）：中期目標期間中に676億以上、かつ平成29年度及び平成30年度で合計436億円以上。平成27年度115億円、平成28年度125億円、平成29年度210億円、平成30年度226億円。 役立ち度アンケート調査：4段階中上位2項目が8割以上 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出戦略実行委員会品目別部会等での情報提供支援、セミナー、商談会、見本市等に積極的に取り組み、品目別団体のオール・ジャパンでの取り組み支援を効果的に行うこと。（関連指標：品目別の取組に貢献する事業実施件数） 事業者からの情報収集、政府への情報提供等を適時かつ十分にを行い、輸出環境の整備に繋げること。（関連指標：政府への情報提供件数） <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的指標を達成しているか。 上述のアウトカムの実現が図られているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出支援件数 27年度：4,354件 28年度：4,654件 29年度：5,877件 輸出成約金額 27年度：271.4億 28年度：224.3億 29年度：315.7億 役立ち度アンケート調査 27年度：97.4% 28年度：97.3% 29年度：97.5% <p>（関連指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 品目別の取組に貢献する事業実施件数 27年度：114件 28年度：77件 29年度：54件 政府への情報提供件数 27年度：49件 28年度：40件 29年度：29件 <p>その他の業務実績は以下の通り。</p>	<p><自己評価></p> <p>評定：A</p> <p>【量的成果の根拠】 全ての定量的指標の目標値を3年間で達成。特に成約金額においては3年間で811億円に上り、政府目標に大きく貢献。</p> <p>【質的成果の根拠】 （1）「農林水産物の輸出力強化戦略」の策定支援と実行 政府の「農林水産物の輸出力強化戦略」策定にあたり、海外ネットワークを総動員し、国・地域別の輸出環境や課題、市場特性の情報を迅速に収集・整理した上で、提供。同戦略に基づき、海外マーケット情報や規則・制度情報を一元的に提供するポータルサイトの開設。34か国・地域の海外バイヤーリストを公開。また、農林水産品に特化したマッチングサイト「JAFEX」を開設。</p> <p>（2）品目別支援体制の構築 政府の「国別・品目別輸出戦略」のオール・ジャパンでの取り組みへの対応や農林水産物・食品についての専門性を高めるため、品目別3課を新設するとともに、品目別輸出団体と連携した取り組みを実施するなど品目別取組を強化。その他輸出相談窓口を全国に配置し、27～29年度において延べ約38,459件の相談に対応。また延べ71か国・地域を対象とし183の調査を実施、事業者の輸出戦略の構築、情報収集に資するようにウェブサイトで公開した。</p> <p>（3）地域の農林水産物・食品輸出の取組を支援、国内の広域連携・産地間連携も促進 自治体・農産団体等との連携による輸出支援強化する取り組みとして「一県一支援プログラム」を実施。27年度に全国53件を実施し、うち41件においては商談成立・初輸出に成功し、地域先行モデルを創出した。27～30年度において延べ195件を支援。 日本の複数地域まとまった広域連携・産地間連携、大規模商談会への集約化を行い、効率的に商談会を開催。29年度には国内初の農林水産物・食品に特化した商談目的の新規展示会を共催（輸出EXPO）し、海外バイヤー224社233名を招聘（過去最大規模）。</p> <p>（4）海外市場に日本産食材を浸透、定着させる取り組み 精米の輸出・流通ルートが限定されている中国への日本産コメの販売拡大を図るため、包装米飯（バックライス）を中心としたコメ加工品について日系等のコンビニ、百貨店、スーパーなどにおける販路開拓を実施。また、海外需要の拡大、輸出促進を図るため、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を民間団体等が「日本産食材サポーター店」として認定できる仕組みを構築。30年3月末で2,871店舗が登録、30年6月に目標の3,000店舗を達成。（30年6月12日現在で3,015店舗）</p> <p>（5）海外の食品安全規制等に関する調査と事業者支援 輸出上位国および新興国各地のマーケット情報・規制情報を収集するとともに、ハラール・米国食品安全強化法などのテーマ別調査を合わせ、延べ71か国・地域を対象とし183の調査を実施（27～29年度）。輸出相談窓口において、各国規制に関する問い合わせを受け、27～29年度までで38,459件の相談に対応。また、事業者のニーズに応じたセミナーを全国各地で開催し情報提供を行った。</p> <p>（6）ジャパン・ブランドの効果的な発信（ミラノ国際博覧会） 27年5月～10月までの6か月間、「地球に食糧を、生命にエネルギー」をテーマに開催。ジェトロは日本政府の参加機関として日本館を運営、日本の食文化をはじめ、「食」の関連産業についてジャパン・ブランドとして国際社会に広く発信。日本館のイベント広場では、日本の自治体等が各地域の食に関するPRイベントを随時開催。日本館は、大型パビリオンの展示デザイン部門で「金賞」を受賞。</p> <p>（7）JFOODO（日本食品海外プロモーションセンター）の設置、本格始動 農林水産物・食品のブランド構築のためのオール・ジャパンでのプロモーションを企画・実行する新たな組織として、「日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）」を設置。品目・国地域を絞った中長期的なプロモーション戦略を策定し、事業者とともに実行する。2017</p>	<table border="1"> <tr> <th>評定</th> <td></td> </tr> <tr> <td><評定に至った理由></td> <td></td> </tr> <tr> <td><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> （実績に対する課題及び改善方策など）</td> <td></td> </tr> <tr> <td><その他事項> （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）</td> <td></td> </tr> </table>	評定		<評定に至った理由>		<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> （実績に対する課題及び改善方策など）		<その他事項> （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）		<table border="1"> <tr> <th>評定</th> <td></td> </tr> </table>	評定						
評定																					
<評定に至った理由>																					
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> （実績に対する課題及び改善方策など）																					
<その他事項> （有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど）																					
評定																					
<p>○海外市場調査、情報提供及び個別相談対応を通じ、初めて輸出に取り組む企業や事業者から、国別・品目別マーケティング情報など実践的な情報を求める企業や事業者まで、そのニーズに応じて、幅広い対応ができる体制を整備する。</p> <p>○日本産農林水産物・食品の海外需要拡大のため、海外の食品・外食関係者への日本産品の理解促進・啓発活動等を通じて、日本食の普及や日本食のブランド化に向けた取組を、クールジャパンの取組とも連携して実施する。</p> <p>○規制緩和、証明書発行体制の整備等、輸出関連の制度的対応ニーズを把握し、政府当局への働きかけを行うとともに、制度的対応が行われたタイミングをとらえて市場開拓支援事業を展開するなど、制度的対応支援から具体的なビジネス促進までの一貫した支援に引き続き取り組む。</p> <p>○地域活性化の観点から、自治体等と連携して、地域の特色を活かした輸出支援を行う。</p>	<p>取組に際しては、政府の「国別・品目別輸出戦略」におけるオール・ジャパンでの取組に対応し、政府、自治体、品目別輸出団体等の業界団体との連携を効率的、効果的に実施するべく、品目別の支援体制を構築する。また、政府目標の1年前倒しの達成に貢献するべく、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した新たな組織（日本食品海外プロモーションセンター）を機構内に創設する。</p> <p>①オール・ジャパンでの取組支援 品目別輸出団体等が行うジャパン・ブランドの確立、輸出に向けた事業者育成及びマーケティングなど商流構築に向けた支援を行う。</p>	<p>ジェトロでは、25年に設置した「農林水産物・食品輸出促進本部」の指示のもと、引き続き、国内外事務所が丸となってオール・ジャパンでの輸出促進の取組を実施。27年には「農林産品支援課」「水産品支援課」「加工食品・酒類支援課」の品目3課を新設、品目別輸出団体との連携を強化。28年5月に政府の発表した「農林水産物の輸出力強化戦略」を着実に実行するため、「ジェトロ農林水産物・食品輸出戦略実行本部」に名称を変更、同年12月には、農林水産物・食品の輸出推進に取り組む14団体と、オール・ジャパンの輸出サポート体制強化の為の連携協定を締結、関係省庁、機関、品目団体との更なる連携強化を図った。また、農林水産物等輸出促進全国協会の輸出戦略実行委員会に参画し、ジェトロ事業の計画や成果、海外マーケット情報を共有すると共に、さらなる輸出拡大に向けて重点国追加などの提案を行う等、官民一体となった取組にも貢献。</p> <p>29年4月には、農林水産物・食品のブランド構築のためのオール・ジャパンでのプロモーションを企画・実行する新たな組織として、「日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）」をジェトロ本部に設置した。</p>	<p>①オール・ジャパンでの取組支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 輸出セミナー及び商談スキル向上研修の開催 輸出に関心のある農林漁業者等に対して、輸出に取り組むに当たって必要な情報を提供するため以下のセミナーを全国の主要都市で延べ510件開催を開催（平成30年度予定含む）。参加者数は平成27年度から29年度まで18,106名。 商談スキルセミナー 農林水産物・食品輸出マーケティング基礎講座（マーケティング・スクール） 海外マーケットセミナー 品目別セミナー テーマ別セミナー <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開催実績数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>192</td> <td>7,042</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>110</td> <td>5,140</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>114</td> <td>5,924</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>94</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 輸出プロモーターの設置と個別企業支援</p>	年度	開催実績数	参加者数	27年度	192	7,042	28年度	110	5,140	29年度	114	5,924	30年度	94	—	<p>（5）海外の食品安全規制等に関する調査と事業者支援 輸出上位国および新興国各地のマーケット情報・規制情報を収集するとともに、ハラール・米国食品安全強化法などのテーマ別調査を合わせ、延べ71か国・地域を対象とし183の調査を実施（27～29年度）。輸出相談窓口において、各国規制に関する問い合わせを受け、27～29年度までで38,459件の相談に対応。また、事業者のニーズに応じたセミナーを全国各地で開催し情報提供を行った。</p> <p>（6）ジャパン・ブランドの効果的な発信（ミラノ国際博覧会） 27年5月～10月までの6か月間、「地球に食糧を、生命にエネルギー」をテーマに開催。ジェトロは日本政府の参加機関として日本館を運営、日本の食文化をはじめ、「食」の関連産業についてジャパン・ブランドとして国際社会に広く発信。日本館のイベント広場では、日本の自治体等が各地域の食に関するPRイベントを随時開催。日本館は、大型パビリオンの展示デザイン部門で「金賞」を受賞。</p> <p>（7）JFOODO（日本食品海外プロモーションセンター）の設置、本格始動 農林水産物・食品のブランド構築のためのオール・ジャパンでのプロモーションを企画・実行する新たな組織として、「日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）」を設置。品目・国地域を絞った中長期的なプロモーション戦略を策定し、事業者とともに実行する。2017</p>		
年度	開催実績数	参加者数																			
27年度	192	7,042																			
28年度	110	5,140																			
29年度	114	5,924																			
30年度	94	—																			

			<p>経験豊富な輸出プロモーターを全国に配置し、輸出に大きな可能性を有する事業者を全国から発掘。輸出戦略の策定から、輸出体制の構築、マーケット・バイヤー情報の収集、見本市での商談支援、契約締結までを一貫支援した。</p> <table border="1" data-bbox="893 222 1501 468"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>配置人数</th> <th>支援企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>15</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>14</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>14</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>14</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、28年度からは新輸出大国コンソーシアム事業を活用し、より幅広い事業者を対象に支援を開始。28年度 338社、29年度 682社を支援。30年度は323社を支援中。</p> <p>3. テストマーケティングによる商流構築支援 27年度に新興市場の開拓に向けて、農林水産物等の輸出に繋がる現地情報の収集を目的としたテストマーケティングを実施した。新規事業として、小売店等の中で試験販売、プロモーション、モニタリング等を実施する拠点をアジア・欧米6カ所に設置し、計404社934品目（延べ）を出品。試験販売後は、現地での販売実績や消費者アンケート（味の好みや購入意向等の5段階評価）、専門家からの改善点のアドバイス等を取りまとめて出品企業にフィードバックした。</p> <p>4. 日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）によるプロモーション戦略の策定・実行 JFOODOにて農林水産物・食品のブランド構築のためのオール・ジャパンでのプロモーションを企画・実行した。29年度は5品目7テーマを第一次取り組みテーマとして、事業者とともにプロモーションを実施した。</p> <p>②輸出相談窓口としてのワンストップ・サービスの強化 1. 輸出相談窓口としてのワンストップ・サービスの強化 我が国の農林水産物の輸出上位国および新興国各地のマーケット情報・規制情報を収集するとともに、ハラル調査・米国食品安全強化法等の調査を実施。</p> <table border="1" data-bbox="893 1129 1484 1373"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>調査対象国・地域</th> <th>調査本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>17</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>20</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>17</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>17</td> <td>32（予定）</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、ジェトロの国内事務所全てに輸出相談窓口を設置。農林水産物の輸出に取り組む事業者からの種々な問い合わせに対応し、必要な情報の提供や、課題の解決に向けた助言を行うワンストップステーションとしての体制を構築した。</p> <table border="1" data-bbox="893 1499 1484 1743"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>相談窓口数</th> <th>相談件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>43</td> <td>11,757</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>45</td> <td>13,902</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>45</td> <td>12,800</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>45</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>28年度からは、情報一元化ポータルサイトとして、農林水産物・食品分野の輸出関心事業者を対象に情報まとめてわかりやすく提供するサイトを公開するとともに、「日本産農林水産物・食品輸出マッチングサイト（JAFEX）」を構築し、ウェブ上でのマッチングサービスを開始した。</p>	年度	配置人数	支援企業数	27年度	15	118	28年度	14	134	29年度	14	149	30年度	14	—	年度	調査対象国・地域	調査本数	27年度	17	35	28年度	20	90	29年度	17	58	30年度	17	32（予定）	年度	相談窓口数	相談件数	27年度	43	11,757	28年度	45	13,902	29年度	45	12,800	30年度	45	-	<p>年度は5品目7テーマを第一次取り組みテーマとしてプロモーションを実施した。2018年度も引き続き、ジェトロ農林水産食品部、関係省庁、団体等と連携して、7テーマのプロモーションに取り組む。</p>		
年度	配置人数	支援企業数																																																	
27年度	15	118																																																	
28年度	14	134																																																	
29年度	14	149																																																	
30年度	14	—																																																	
年度	調査対象国・地域	調査本数																																																	
27年度	17	35																																																	
28年度	20	90																																																	
29年度	17	58																																																	
30年度	17	32（予定）																																																	
年度	相談窓口数	相談件数																																																	
27年度	43	11,757																																																	
28年度	45	13,902																																																	
29年度	45	12,800																																																	
30年度	45	-																																																	
			<p>②輸出相談窓口としてのワンストップ・サービスの強化 事業者の幅広いニーズに対応できるよう、国別・品目別マーケティング情報や検疫等制度情報等を収集・蓄積するとともに、事業者迅速かつ容易に情報提供できるよう、ウェブサイト及びテーマ別・品目別のセミナーを充実させる。 検疫等の輸入関連制度に関しては、事業者が直面する課題や改善要望を的確に把握し、政府当局への情報共有を行うとともに、検疫や食品安全規制等の解禁、緩和が行われたタイミングを捉えて、品目別輸出団体と連携し、適切な事業を展開する等の取組を行う。 全国内事務所に設置している輸出相談窓口では、個別の事業者からの相談に対してきめ細かく対応するとともに、相談事項の蓄積と分析を行い効果的な情報提供ができる体制を整える。</p>																																																

テーマ別・品目別のセミナーの開催については上述の通り。

1. 海外連絡協議会の設置と在外公館、業界団体等と連携した海外の規制情報の収集と所管省庁と協力した対応
「農林水産業の輸出力強化戦略」(輸出戦略)に掲げられる重点国・地域等に進出した日系食品関連企業が抱える、個々の企業努力だけでは解決困難な二国間の様々な課題に向けて協議する海外連絡協議会を開催し、海外進出食品企業の事業展開を支援した。

2. 検疫や食品安全規制等の解禁、緩和が行われた際のプロモーションの実施。
29年10月の米国向け柿の輸出解禁を捉えて、農協と連携し和歌山県産柿の米国西海岸においてテスト販売を支援するなど時宜に合わせた支援を実施。

輸出相談窓口については、上述の通り。

③海外でのマーケティング活動の強化
現在主流の日系の卸売・小売業者を通じた商流に加え、現地系の商流を開拓し、これまで以上に海外での販売ルートを拡大するため、品目別輸出団体及び現地バイヤーのニーズや事業効果を踏まえつつ、海外見本市や国内外の商談会を開催する。

③海外でのマーケティング活動の強化
1. 国内商談会の開催による商流開拓支援
海外への販路の確保・拡大に取り組む農林漁業者等と海外の有望なバイヤーとの商談会を国内で開催した。商談会開催に併せ、海外バイヤーに対する日本産農林水産物・食品のPR等のため、産地・卸売市場等の視察を開催した。

年度	国内商談会開催件数
27年度	33
28年度	46
29年度	34
30年度	13(予定)

2. 海外商談会の開催による商流開拓、販路拡大支援
輸出志向のある農林漁業者等と現地流通事業者との商談会を海外において開催した。
海外での商談会を企画・開催。効果的な実施のために参加者向けの現地市場視察、海外バイヤー向けセミナー、調理デモ等を現地の状況にあわせて実施。

年度	海外商談会開催件数
27年度	10
28年度	11
29年度	23
30年度	10(予定)

3. 海外見本市への出展による商流開拓、販路拡大支援
海外で開催される農林水産物・食品分野の見本市にジャパン・パビリオンを設置し、輸出に意欲的な我が国企業等の海外販路拡大を支援した。

年度	海外見本市開催件数
27年度	20
28年度	21
29年度	23
30年度	21(予定)

また、マーケティングやプロモーション、現地バイヤーの発掘や日本製品のPR、販路の拡大及び海外消費者ニーズやライフスタイルの把握等を行

海外主要都市に、農林水産・食品分野での経験・実績をもつ現地の食品市場に詳しい人材を海外プロモーターとして配置し、事業者に対して相談対応・情報提供やビジネス・マッチング支援を実施。さらに、新規海外バイヤーの発掘や現地市場に関する情報収集等を実施した。

	<p>うための拠点を設置するなど海外でのマーケティング活動を強化する。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国・地域</th> <th>人数</th> <th>相談件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>23</td> <td>38</td> <td>1,143</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>23</td> <td>36</td> <td>1,286</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>23</td> <td>41</td> <td>1,207</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>22</td> <td>38</td> <td>- n.a.</td> </tr> </tbody> </table>	年度	国・地域	人数	相談件数	27年度	23	38	1,143	28年度	23	36	1,286	29年度	23	41	1,207	30年度	22	38	- n.a.			
年度	国・地域	人数	相談件数																							
27年度	23	38	1,143																							
28年度	23	36	1,286																							
29年度	23	41	1,207																							
30年度	22	38	- n.a.																							
	<p>また、事業者が主体的に輸出戦略を策定し、着実に販路開拓ができるように、実践的なマーケティング手法の提供や商社・物流会社等とのマッチング機会の設定を行い、事業者の輸出体制作りを支援する。</p>		<p>この海外プロモーターは講師をつとめたセミナーでは、参加者から「現地ならではの詳細な情報が入手できた」など高い評価を得ることができた。また、規模の大きな海外見本市、海外商談会の約3ヶ月前に本セミナーを開催することで、出品者など輸出に取り組む事業者向けに、事前に現地市場の情報を提供する工夫を行った。28年度からはセミナーのウェブ上でのライブ配信を行い、地方の事業者に対する情報提供にも取り組むとともに、複数国・地域の市場をまとめて紹介し、地域単位での市場の特徴を紹介した。また、海外商談会に参加予定の企業に対し、商談会の数カ月前に、海外プロモーターが商品サンプルを見ながらアドバイスする個別面談を設けた。パッケージなど、より現地に受け入れられ易くなるようアドバイスを行い、現地バイヤーからの評価も高く、成約につながった。</p>																							
	<p>さらに、機構内に創設する日本食品海外プロモーションセンターにより、ブランディングやプロモーション等の強化を図る。</p>		<p>上述の農林水産物・食品輸出マーケティング基礎講座（マーケティング・スクール）、海外マーケットセミナーによるマーケティング手法の提供や、国内商談会、海外商談会等を通じて商社・物流会社等マッチングの機会の提供を行い、輸出体制作りの支援を行った。</p>																							
	<p>④食と関連製品・サービス産業との連携 単なる産品や商品ごとの輸出の促進にとどまらず、「和食」及び「日本食」を核としつつ関連製品やサービス、観光など周辺ビジネスと連携した取組を行う。</p>		<p>JFOODO の取り組みによるブランド構築のためのプロモーションの強化 JFOODO は、農林水産物・食品のブランド構築のため、品目・国地域を絞った中長期的なプロモーション戦略を策定し、事業者とともに実行する。2017年度は5品目7テーマを第一次取り組みテーマとしてプロモーションを実施した。</p> <p>④食と関連製品・サービス産業との連携 29年度より海外で日本産食材を販売・提供している小売店、レストランを対象に「日本産食材サポーター店認定制度」を展開。農水大臣のトップセールスイベント（29年7月、上海）などで同制度をPR。HOFEX（29年5月・香港）でのPR等を通じ、認定店の数は30年6月20日現在で3,015件となり目標件数を達成。</p> <p>【食の関連製品・周辺ビジネスとの連携】 「Food Expo 2015」（香港）への5回目の出展にあわせ、併催の茶業専門見本市「Hong Kong International Tea Fair」に初めて出展した。同茶業専門市では、農林水産省本省玄関に展示されている3畳大の茶室を輸送・展示し、日本茶輸出促進協議会が茶道パフォーマンスを実施するなど、日本茶だけでなく、日本茶文化を売り込んだ結果、相談件数472件、成約件数（見込含む）61件、成約金額（見込含む）1,982万円という成果をあげた。茶室についても引き合いが10件寄せられた。 その他周辺ビジネスの支援として、29年度より物流セミナー（年3回）を開始。高度な鮮度保持技術を物流事業者や食材のサプライチェーンマネジメントをビジネスフィールドとする物流事業者と生産事業者とのネットワーキングやビジネスチャンスのきっかけづくりに取り組んだ。</p> <p>また29年1月のベトナムへの「梨」輸出解禁をうけ、同年8～11月にイオングループやコンビニエンス・ストアでの販売会を開催し、被災3県（福島県、宮城県、茨城県）産の梨の輸出を支援。その結果、震災以降ゼロとなっていた福島の梨輸出は震災前水準（10トン）まで回復した。前年は輸出ゼロであった宮城産梨は、5トンの輸出を実現。茨城産梨のベトナム向け輸出は初めて実現。茨城産梨のベトナム向け輸出は初めてで、かつ前年の同県の輸出総量比1.4倍の7トンの輸出が実現した。</p>																							

	<p>また、クールジャパンの取組との連携を通じて、外食産業の海外展開支援、日本製品の訴求力をより高めた効果的な輸出促進活動、日本食のブランド確立に向けた取組を行う。</p> <p>⑤地域の農林水産物・食品輸出の取組 地方創生の観点から、地方の農林水産物の輸出を拡大するため、自治体や農業団体等の関係機関との連携を強化し、一次産品を中心とした地方の特色ある農林水産物・食品の輸出支援をさらに発展させるとともに、同種の品目を扱う地域間での連携や近隣地域間での連携を支援し、共同輸出等新たなモデル構築による成功例の創出を目指す。</p>	<p>精米の輸出・流通ルートが限定されている中国への日本産コメの販売拡大を図るため、包装米飯を中心としたコメ加工品について、日系等のコンビニ、百貨店、スーパーなどにおける販路開拓の取り組みを実施。中国バイヤーとのマッチング商談会（28年度12月）、中国各地（上海、北京、成都など）でのテスト販売（28年度3月～実施中）、上記テスト販売拠点への集客・プロモーションとして SNS 活用や都内での PR ステーション設置（28年度3月～実施中）、中・高級レストランで包装米飯を使用した「どんぶり」のメニューをテスト的に提供（28年度3月～29年度4月）した。</p> <p>30年度においては、パリを中心にフランス国内の主要都市で「日本食キャラバン事業」を実施予定。</p> <p>⑤地域の農林水産物・食品輸出の取組 自治体・農業団体等との連携による輸出支援強化する取り組みとして「一県一支援プログラム」を実施。27年度に全国53件を実施し、うち41件においては商談成立・初輸出に成功し、地域先行モデルを創出した。27～30年度までで延べ195件を支援。</p> <p>また28年度日本の複数地域まとまった売り込みにより商談規模の拡大を図り、オール・ジャパンで海外市場に日本産食材を浸透・定着させる取り組みを実施。また広域連携を新たに一部の地域で導入。29年度には国内初の農林水産物・食品に特化した商談目的の新規展示会を共催。輸出 EXPO（海外バイヤー224社 233名）を招聘（過去最大規模）。</p>			
--	---	---	--	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1-3 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1～5号
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載) 【重要度：高】、【難易度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：0108、0109、0125、0175、0531、0587、0586、0548、0549、新27-0047、新28-0010 農林水産省：0038

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度			27年度	28年度	29年度	30年度
新たな輸出・投資等の海外展開成功社数 (計画値)	年平均400社以上	平成25年度 190社	400社	400社	400社	400社			予算額(千円)	19,397,755千円	21,101,466千円	25,586,472千円
(実績値)	—	—	595社	587社	586社			決算額(千円)	20,409,152千円	18,257,634千円	20,190,262千円	
(達成度)	—	—	148.8%	146.8%	146.5%			経常費用(千円)	20,373,352千円	18,134,414千円	20,127,206千円	
輸出・投資等の海外展開支援件数 (延べ社数) (計画値)	年平均3,600件以上	前中期目標期間実績：年平均 3,457件	3,600件	3,600件	3,600件	3,600件			経常利益(千円)	53,546千円	394,270千円	372,395千円
(実績値)	—	—	6,010件	5,732件	7,115件			行政サービス実施コスト(千円)	10,082,882千円	14,530,561千円	15,141,637千円	
(達成度)	—	—	166.9%	159.2%	197.6%			従事人員数	1,685人の内数	1,767人の内数	1,802人の内数	
貿易投資相談件数 (計画値)	年平均61,800件以上	前中期目標期間実績：年平均 59,099件	61,800件	61,800件	61,800件	61,800件						
(実績値)	—	—	93,252件	93,190件	88,864件							
(達成度)	—	—	150.9%	150.8%	143.8%							
知的財産権等に関わる相談件数	年平均1,500件以上	前中期目標期間実績：年平均 1,443件	1,500件	1,500件	1,500件	1,500件						

(計画値)																			
(実績値)	—	—	2,175 件	2,439 件	2,408 件														
(達成度)	—	—	145.0%	162.6%	160. %														
新輸出大国 コンソーシ アム事業の 海外展開情 報・戦略等 支援社数	—	—	—	2,000 社	2,000 社														
(実績値)	—	—	—	4,062 社	3,026 社														
(達成度)	—	—	—	203.1%	151.3%														
役立ち度ア ンケート調 査	4 段階中上 位 2 項目が 8 割以上	前中期目標期 間実績：8 割以 上を達成	80%	80%	80%	80%													
(実績値)	—	—	96.8%	96.7%	97.4%														
(達成度)	—	—	—	—	—														

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)
	<p>高い技術力を有し、海外市場で十分に勝負できる潜在力を有する中堅・中小企業など、我が国企業の海外展開を推進するため、「今後 5 年間で新たに 1 万社の海外展開を実現する」との政府目標を踏まえつつ、日本からの輸出や海外進出、進出後の現地展開や事業見直し、さらには第三国展開まで一貫して支援し、独立行政法人中小企業基盤整備機構、自治体、関係機関等と連携しつつ、切れ目なく実施する。また、海外進出した日系企業の支援に際しては、ニーズや進出段階に応じた継続的な支援を実施する。</p> <p>○「日本再興戦略」等の政策及び我が国産業界のニーズ等を踏まえ、サベス、健康・長寿、環境・エネルギー、インフラシステム、知的財産の活用、クールジャパンの推進など、我が国が強みを有する産業、技術・ビジネス分野において重点産業・分野を定めて、個別企業のビジネス組成など、成果創出に向けて、効果的かつ効率的な支援を行</p>	<p>中期目標で定められた目標を実現するべく、以下の取組を行う。その際、(a) 日本からの輸出や海外進出・現地事業支援まで一貫して取り組み、(b) 多数の企業を対象とする支援事業と個別企業への支援事業を重層的に実施しつつ、(c) 企業の海外展開の段階を常時把握し必要な支援を提供することで、拡大・深化する企業の海外展開ニーズに的確に対応した事業展開を行う。特に、中期目標で定められた新たな輸出・投資等の海外展開成功社数の年平均 400 社の創出に向けて、海外展開実現の途上にある個別企業の継続支援を行いながら、国内事務所が地元金融機関や関係機関と連携して有望企業を発掘し、それら企業に寄り添って、機構が有する様々な支援ツールを組み合わせたきめ細やかな支援を行うとともに、専門家を活用した個別企業支援（ハンズオン支援）を充実させ、その達成を目指す。さらに、海外展開支援を行うに当たっては、対日</p>	<p><主な定量的指標> 新たな輸出・投資等の海外展開成功社数：年平均 400 社以上 輸出・投資等の海外展開支援件数（延べ社数）：年平均 3,600 件 貿易投資相談件数：年平均 61,800 件 知的財産権等に関わる相談件数：年平均 1,500 件 役立ち度アンケート調査：4 段階中上位 2 項目が 8 割以上</p> <p><その他の指標> 自治体等のニーズや地域の特性を踏まえつつ、地域が強みを持つ分野・産品等を有機的に組み合わせながら、日本貿易振興機構が持つ様々な支援ツールを駆使して、地域経済の活性化、地域の中堅・中小企業の輸出促進を効果的に行うこと。(関連指標：地域支援プロジェクト形成件数) 海外の展示会等において関連する複数の分野を組合せた展示や関係機関と連携したパビリオン形成を積極的に行い、ジャパンブランドの効果的な発信に繋げること。(関連指標：関係機関との連携件</p>	<p><主要な業務実績> ・新たな輸出・投資等の海外展開成功社数 27 年度：595 社 28 年度：587 社 29 年度：586 社</p> <p>・輸出・投資等の海外展開支援件数（延べ社数）： 27 年度：6,010 件 28 年度：5,732 件 29 年度：7,115 件</p> <p>・貿易投資相談件数： 27 年度：93,252 件 28 年度：93,190 件 29 年度：88,864 件</p> <p>・知的財産権等に関わる相談件数： 27 年度：2,175 件 28 年度：2,439 件 29 年度：2,408 件</p> <p>・役立ち度アンケート調査： 27 年度：96.8% 28 年度：96.7% 29 年度：97.4%</p> <p>・新輸出大国コンソーシアム事業の海外展開情報・戦略等支援社数： 28 年度：4,062 社 29 年度：3,026 社</p> <p>(関連指標) ・地域支援プロジェクト形成件数 27 年度：109 件 28 年度：115 件 29 年度：195 件</p>	<p><自己評価> 評定：A</p> <p>【量的成果の根拠】 重要度「高」、難易度「高」と位置付けられる定量的指標の目標値を 3 年で達成。</p> <p>【質的成果の根拠】 (1) 輸出未経験企業に特化した支援を実施 日本再興戦略に定められた「中小企業 1 万社の新たな海外展開」の実現を目指し、中堅・中小企業の新興国向け進出支援の経験やノウハウ等をベースに、きめ細かい支援が必要な輸出未経験企業に特化した「新たな輸出・投資等の海外展開する企業」に対して集中的なサポートを行い、多数の輸出成功企業を創出。</p> <p>(2) 新輸出大国コンソーシアムの支援開始 ジェトロなどの政府系支援機関、商工会議所、商工会、自治体、金融機関等を幅広く結集し、海外展開を図る中堅・中小企業に対して、総合的な支援を開始し、ジェトロがその事務局を担当。全国の中堅・中小企業 7,088 社に対し、官民・支援機関 1,110 機関と、国別・産業別専門家 471 名が支援。</p> <p>(3) 新産業分野の販路開拓 「国際情報通信技術見本市 (CeBIT2017)」のパートナーカントリーとして CeBIT 史上最大規模のジャパン・パビリオンを組成し、高い技術力を有する日本製品を PR し、様々な産業分野における IoT 関連ビジネスモデルの立ち上げや海外販路開拓を支援。 日本を上回る速度で高齢化が進んでいる中国において、日本の介護のノウハウや介護製品への期待の高まりを受け、多数のマッチングを開催。健康・スポーツにおいても、史上初となる日アセアンスポーツ大臣会合開催の機会等を捉え、スポーツ及び健康に関する日本の優れた取組や関連した製品・サービスを PR。 海外でのコンビニエンス・ストア等と連携したテスト・マーケティングを実施し、ベトナムにて 59 社 143 品目 (119 品目が初輸出) を約 300 店舗で開催し、結果良好の 58 品目 (アイス、菓子類等) が継続販売に至った。シンガポールでは、19 社 44 品目 (19 品目が初輸出)</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	<p>評定</p>		

<p>う。また、これら日本の優れたモノ、サービス、観光などの周辺ビジネスを有機的に連携し、積極的に海外展開することで、日本の文化・産業への関心を高め、更なる需要を喚起するとともに、訪日外国人の増加などを狙う。</p> <p>○市場の拡大が期待される新興国等における日本企業の市場開拓を積極的に支援するため、日本貿易振興機構が中核となつて、海外展開機関との密接な連携による現地での課題対応や海外人材とのネットワークの構築を図る。また、その市場開拓に向けては、対象となる市場の経済発展の度合い、日本企業の進出の程度、競合国企業との競争環境等を勘案し、それぞれの国・地域に応じた戦略的な取組を官民一体となつて実施する。その際、産業育成やビジネスを通じた社会的課題解決に向けた支援等を実施し、我が国のプレゼンスを向上させるとともに、相手国政府等との関係強化を図りつつ、日本企業の市場開拓に向けた環境整備を行う。</p> <p>○中堅・中小企業等においては、海外展開に必要な人材やノウハウ・経験の不足がボトルネックとなっていることから、グローバル人材の育成、海外展開に関する情報・知識の提供など、中小企業等の海外展開に取り組む企業の裾野の拡大と能力向上に資する事業を展開する。</p> <p>○海外展開に意欲のある自治体や地方の商工団体等に対し、海外のクラスター・産業とのビジネス連携等を積極的に提案し、海外展開による地域経済の活性化を促進する。また、日本発ビジネスイノベーションの創出・展開支援を推進し、新産業創出を促進する。</p> <p>○知的財産権の取得や保護、その活用支援による海外展開支援や海外の法的規制や基準・認証等の制度・ルール情報の整備等を通じて、我が国企業</p>	<p>直接投資の促進や訪日観光客の誘致などに繋がる海外の有望な企業情報や案件情報を機構内で適切に共有し、双方向での効果的・効率的な事業実施を行う。</p> <p>平成27年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ)及び「総合的なT P P 関連政策大綱」(平成27年11月25日T P P 総合対策本部決定)の中堅・中小企業など我が国企業の新市場開拓等への支援のために措置されたことを認識し、海外展開戦略等支援事業のために活用する。</p>	<p>数)</p> <p>ビジネス環境の改善や経済連携の強化等に向けた相手国政府との対話等の枠組みの構築や二国間協力事業の実施等を通じて、相手国政府との関係を強化し、我が国の通商政策や企業活動の円滑化に資すること。(関連指標：相手国政府等への協力事業の実施件数)</p> <p><評価の視点></p> <p>定量的指標を達成しているか。</p> <p>上述のアウトカムの実現が図られているか。</p>	<p>・関係機関との連携件数</p> <p>27年度：106件 28年度：52件 29年度：90件</p> <p>・相手国政府等への協力事業の実施件数</p> <p>27年度：204件 28年度：209件 29年度：158件</p> <p>その他の業務実績は以下の通り。</p>	<p>を約300店舗で開催し、結果良好の21品目(カップラーメン、ゼリー等)が継続販売に至った。</p> <p>(4)ベンチャー企業支援・イノベーション創出支援への取り組み 創立間もない企業や新しいビジネスモデルを海外にてチャレンジする企業を対象に、アクセラレーターによる各種研修から現地でのピッチコンテスト参加等のマッチングを一気通貫で支援。2017年度にはシリコンバレー、ドバイ、シンガポールのほかに、ものづくりを強みとする「中国・深圳」でも初めて実施。今後、ジェトロ・グローバル・アクセラレーション・ハブを設置予定。</p> <p>(5)フロンティア市場開拓 日本企業の進出が極めて困難なイラン、イラク、キューバ、ナイジェリア、ケニアや今後進出が期待されるロシアなどフロンティア市場の開拓のため、ジェトロはセミナーやミッション派遣、見本市出展、相談窓口の設置などを行い、積極的な支援を実施。2016年度にはTICADVIの開催に合わせ、展示会・ビジネスカンファレンスを開催。また、2017年度にはカザフスタンにて開催されたアスタナ国際博覧会にジェトロは参加機関として公式参加。</p> <p>(6)越境EC市場販路開拓に向けた取り組み 世界最大のEC市場である中国における日本製品に対するニーズの高まりを受け、セミナーを通じた情報提供や、アリババ・グループが運営する中国最大のショッピングサイト「淘宝(タオバオ)」のショップオーナーや、卸売り機能を有するサプライチェーンパートナーとの商談会を実施するなど、時機に合わせた新たな販路開拓を積極的に実施。</p>		
<p>○海外展開に意欲のある自治体や地方の商工団体等に対し、海外のクラスター・産業とのビジネス連携等を積極的に提案し、海外展開による地域経済の活性化を促進する。また、日本発ビジネスイノベーションの創出・展開支援を推進し、新産業創出を促進する。</p> <p>○知的財産権の取得や保護、その活用支援による海外展開支援や海外の法的規制や基準・認証等の制度・ルール情報の整備等を通じて、我が国企業</p>	<p>①関係機関等との連携 (a)独立行政法人中小企業基盤整備機構との連携や、機構が事務局を担い自治体、金融機関、商工団体等複数機関が協力して支援を実施する「海外展開一貫支援ファストパス制度」の活用、(b)また、海外では、機構が中核となり在外協力機関で構成される「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」等の活用により、個別企業のニーズに応じた支援を効率的・効果的に実施する。中小企業海外展開現地支援プラットフォームについて、現地での巡回型相談会の開催や取引候補企業の斡旋等の機能の充実を図る。</p>	<p>①関係機関等との連携 経済産業省、外務省が主導する「海外展開一貫支援ファストパス制度」においてジェトロは事務局を担当。ネットワークの拡充を行うことで、個別企業のより幅広い対応を実現した。</p> <p>「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」では、現地の法務・労務、税務・会計に加え、パートナー探しやマーケティングに関する相談対応を行うコーディネーターを配置し、対応内容を拡大することで、個別企業の幅広いニーズに対応した。また、27年度以降、進出を検討する中小企業が多く見込まれる、マレーシア、香港、台湾、メキシコ、UAEの5か所にプラットフォームを新設した。</p> <p>商談会開催の機会等に、プラットフォーム設置個所及びその近隣都市を巡回して相談会を実施した。また、27年度より取引候補企業の斡旋を目的にコーディネーターを増員し、プラットフォームの機能を拡充した。</p>	<p>②海外展開企業の裾野の拡大、育成等 「海外展開一貫支援ファストパス制度」の取り組みとして海外展開を志す中堅・中小企業を掘り起こすとともに、さらなる利便性向上のためにネットワーク拡充を図った。なお同制度は、28年3月に新たに経済産業省主導で設立された「新輸出大国コンソーシアム」に組み入れられ、その後も引き続きさらなる参加支援機関の拡大と支援企業の発掘を行った。</p> <p>新輸出大国コンソーシアムの専門家や、輸出有望案件発掘・専門家を配置し、国内各地で支援対象案件を発掘するとともに、戦略作りから商談支援、契約締結まで、個々の課題に応じた支援を実施した。専門家助成事業(27年度)や新輸出大国コンソーシアム(28年度～)において、それらスキームの利用により海外展開に至った企業の成功体験を共有するセミナーを開催した。また、初めて海外進出を検討する中小企業等を対象に基礎的な知識・ノウハウを提供する「海外投資実務講座」を開催した。</p> <p>海外ビジネスを担う人材へのニーズに応えるべく、日本国内の社会人・学生を開発途上国の政府系機関、業界団体等に派遣するインターンシップ事業を実施した。また関係省庁・団体と連携し、留学生などの外国人の就職を支援する「外国人材活躍推進プログラム」を推進すべく、留学生の雇用をテーマにしたセミナーを開催した。また、新輸出大国コンソーシアムを通じ、我が国企業と外国人留学生との交流の</p>	<p>(7)グローバル人材確保の支援 日本企業の海外展開に際し、海外ビジネスを担う人材や現地での外国人材の確保は大きな課題。その解決に向け、外国人材の活用や日本人材のグローバル化を支援。具体的には日本人インターンの海外派遣を行うとともに、外国人受入インターンシップ事業を実施。また、外国人材の採用・定着支援を目的として、専門家を活用し企業の個々の課題に対応するとともに、専門家とともに全国でワークショップを開催。また、特定分野の人材に絞ったジョブフェアも開催し、企業の効率的な外国人材確保に貢献。更に大学との包括的連携協定も積極的に締結。</p> <p>(8)冒認商標の取り消し支援 続々と企業が海外に進出する中、国外で、日本の地名や地域ブランド名が無関係の第三者によって先に商標出願、登録される事例「冒認商標」が発生しており、これを未然に防ぐべく、外国出願費用の助成、手続等の相談対応を実施するとともに、既に発生した冒認商標の取り消しをも支援すべく、係争費用の助成、係争に係る相談対応も実施。2015年度には韓国にて第三者が登録した商標「TOKACHI」の登録の取り消しを、2017年度には中国にて第三者が登録した商標「南部美人」(岩手県酒銘柄)の登録取り消しを実現。</p> <p>(9)中国国際輸入博(2018年11月)への出展 習近平主席が開催を宣言した中国国際輸入博にジェトロは日本政府から推薦を受けた唯一のとりまとめ機関として大規模出展を目指す。</p>	<p>【難易度：高】 外部の経済的・制度的環境や企業の経営判断などに大きな影響を受ける「新たな輸出・投資等の海外展開成功社数」がアウトカム目標として設定され、とりわけ、海外展開未経験企業を発掘・育成し、商談会等の提供、綿密なフォローアップなど多くの手間と時間が必要なため、難易度が高に設定されている。</p>	

<p>の海外展開活動を支援する。</p>	<p>業のニーズに基づくミニ調査については、対応体制を充実させて、柔軟かつタイムリーに実施する。特に、海外展開経験が少ないものの、優れた技術力等を有する地域の中核的な中堅・中小企業の発掘に努め、専門家を活用しつつ、戦略作りから商談支援、契約締結まで海外販路開拓に向けたパッケージ支援を行う。また、ウェブサイトでの情報提供を、質・量ともに拡充するとともに、ビジネスライブラリーの運営や映像メディアを活用して、海外展開に役立つ情報・知識を幅広い顧客層に分かりやすく提供する。</p>		<p>場の提供を行った。さらに 29 年度より、新たに海外より外国人留学生を含む高度人材を日本企業で受け入れるインターンシップ事業を実施した。ミニ調査の質とスピードを向上させるため、案件が集中する ASEAN の 5 事務所の体制を強化して情報収集能力を高め、質の向上とともに納期の短縮を図った。また、東京本部担当者を 1 名増員することで国内でのスムーズな受付対応を実現した。輸出未経験企業に特化した集中サポート・商談会を実施した。海外バイヤー招聘商談会や海外展示会への参加者に対し、事前のワークショップを通じたプレゼン指導、専門家による個別面談、商談時に使用する資料の作成支援等を実施した。新輸出大国コンソーシアム事業の枠組みとして、個別企業のニーズを受けた海外情報調査を平成 28 年度に実施した。ウェブサイトは、27 年度に全面リニューアルを実施し、モバイル対応を進めるなど、利用者の利便性向上に努めるとともに、幅広い分野の中堅・中小企業の海外展開を促進すべく、情報の量・質の充実化を図った。29 年度にはジェトロ HP 上に「海外ビジネス情報」のポータルページを立ち上げ、利用者の更なる利便性向上に努めた。また、映像メディアについては、10 分で海外ビジネスのヒントをビジュアルで紹介する番組「世界は今」の YouTube での配信も始める等、より幅広い顧客層への情報発信を実施した。ビジネスライブラリーは、30 年 2 月末をもって閉館し、書籍を中心とした資料収集・提供を終了した。3 月からはデータベースに絞った効率的な情報提供を行った。</p>			
	<p>③我が国が強みを有する重点分野における取組の強化 限られたリソースの中で効果的な支援を行うため、我が国が強みを有する産業、技術、ビジネス分野において重点産業・分野を定めて、海外展開を支援する。重点産業・分野として以下の分野を支援しながら、企業・政策ニーズに応じて、柔軟に対応する。</p> <p>(i) サービス分野 アジア等への展開を加速させているサービス産業の海外展開を、海外マーケット情報の提供から、相談対応、ミッション派遣、商談会等のマッチング支援、ハンズオン支援まで切れ目なくかつ効果的に組み合わせて支援する。とりわけ、「和食」に代表される我が国の魅力ある食文化を背景とした外食分野や国際的に競争優位性や先進性を有するヘルスケア分野に重点的に取り組む。ヘルスケア分野においては、健康・医療機器など関連機器の輸出支援をサービス産業の海外展開支援と一体として行うことで効果的な事業展開を図るとともに、高齢化が進む一方で関連産業が未発達な中国等アジアにおける健康・長寿市場の開拓に注力する。また、日本各地に所在する海外展開のポテンシャルのある優れた中</p>		<p>③我が国が強みを有する重点分野における取組の強化 (i) サービス分野 サービス分野において国内外の専門家を活用し、海外市場情報の提供からハンズオン支援まで、一気通貫の支援を実施した。外食企業に対してはニューヨーク、ホーチミン、バンコク、ジャカルタ及びハノイで、テストキッチン事業を実施。また外食を含むサービス産業関連企業を対象にしたワークショップ等を開催し、日本各所に所在するポテンシャルのある優れた中堅・中小企業を発掘・支援した。ヘルスケア分野については、医療機器分野では「MEDICA」、「Arab Health」、バイオ医薬品関連では「BIO International Convention」、「BIO Europe」などの海外の主要見本市にジャパン・パビリオンを設置したり、専門代理店を国内に招へいし商談を行うなど、日本企業に効果的な商談機会を提供。個別の市場・規制関連専門情報ニーズには新輸出大国コンソーシアムのエキスパートや海外コーディネーター（米国、中国）を活用して回答。情報量が少ない医療のフロンティア市場開拓の一環で、イラン向け医療ミッションの派遣、ブラジル医療機器セミナー等を実施した。医療の国際展開に向け 29 年度に一般社団法人 Medical Excellence JAPAN と業務協力覚書を署名し、タイの見本市で連携したプロモーション等を実施した。また、中国向け高齢者ケア関連製品・サービス商談会を 27 年度に 10 都市、28 年度に 13 都市、29 年度に 15 都市で開催。30 年度は 15 都市程度で開催予定。ASEAN では 27 年度にホーチミン、バンコク、28 年度にハノイ、29 年度にジャカルタで消費者向けに高齢者ケアを含め予防・健康管理等製品・サービスを紹介する「健康長寿広報展」を開催。27 年度のバンコク広報展では健康長寿に係る日本の厚生労働省とタイ保健省による政府会合と連携実施することで制度・ビジネスの両面で日本の優位性をプロモーションした。28 年度のハノイ広報展では我が国長寿研究の有識者によるフォーラムや健康関連企業によるステージイベント等を開催し 11 万人の消費者向けに我が国関連製品・サービスを紹介。ハノイ広報展に先立ちベトナム保健省幹部らキーパーソンを国内に招へいし、国内医療・介護施設等の視察を行い我が国関連サービスの優位性をプロモーションした。29 年度はスポーツ庁とも連携し、スポーツの魅力をジャパンプランドとしてジャカルタの消費者に向けて発信した。また、広報展参加企業を対象に、併催イベントとして商談会を開催した。30 年度もアジア中心に適切な開催地を選定の上実施予定。</p>			

		<p>堅・中小サービス企業を積極的に発掘し、支援する。</p>					
		<p>(ii)生活関連分野 日本の伝統的、あるいは現代的な感性・デザイン等を活かしたファッションや日用品等の生活関連分野の海外展開を支援する。世界的な流行発信地である欧米先進国での販路開拓支援のほか、新興国においても様々な販売促進ツールを組み合わせた「キャラバン事業」など効果的な販路開拓を行う。</p>		<p>(ii)生活関連分野 生活関連分野では、欧米を中心とした海外展示会への出展支援や、中国・アセアンでの商談会の開催、欧米・アセアン等からのバイヤー招聘による国内での商談会の実施等を通じて、商談機会の提供、マッチング支援を行った。 デザイン分野では「NY NOW」、「メゾン・エ・オブジェ」、「アンビエンテ」、また、ファッション分野では「ミラノウニカ」(テキスタイル)、「Paris sur Mode / Premiere Classe」及び「TRANOI Paris WOMEN'S」(アパレル・アクセサリー)等、欧米の主要見本市を中心にジャパン・パビリオンを設置し個々の出展・販路開拓の支援を行ったほか、欧米ブランドやセレクトショップのバイヤーを招聘し、国内において、マッチング商談会を開催した。 日用品・生活雑貨の分野において、中国・アセアン等における商談会の開催に加えて、メディアツールを活用した広報や、中国最大のECサイトへの商流構築を図るべく、ショップオーナーへの卸売り機能を有するサプライチェーンパートナーとのマッチング会およびECサイトショップオーナー、バイヤーとの商談会を実施した。また、マレーシアにおいては、現地での商談会前後2カ月間にわたり、現地小売店舗、ECマーケットプレイスにおいて試験販売を通じたテストマーケティング等を実施した。</p>			
		<p>(iii)コンテンツ分野 映画、アニメ、音楽、ゲームなどコンテンツ分野において、関係業界団体との綿密な連携を図りながら、海外展開支援に取り組む。海外市場動向などマーケティング情報の整備を進め、コンテンツ分野の世界的な情報発信地である欧米先進国での販路開拓支援のほか、経済産業省、株式会社海外需要開拓支援機構ほか関係省庁・機関等が行う支援事業やB to Cの日本関連イベント等と海外において連携し、ジャパン・ブランドの発信と日本コンテンツの販路開拓事業を展開する。また、海外バイヤーとのマッチング事業においては、業界団体や他機関と連携して事業規模の拡大を図るなど効率的な事業実施に努める。</p>		<p>(iii)コンテンツ分野 欧米での販路拡大として、コンテンツ各分野での有力見本市である、映画映像分野「カンヌフィルムマーケット(仏・カンヌ)」及び「アメリカンフィルムマーケット(米・サンタモニカ)」、音楽分野「MIDEM(仏)」、ゲーム分野「ゲームコネクション(米・サンフランシスコ)」に出展し、当該見本市に参加する欧米を中心とした全世界のバイヤーに対して日本コンテンツをプロモーションし、ビジネスマッチングを支援。見本市への参加の準備段階では商談マッチングの設定、商談後は契約締結に向けた専門家による助言等を提供し成約に向けた一貫支援を行った。平成30年度はゲーム分野で出展する展示会を欧州及びアジア地域とし、成長著しいオンラインゲームを中心としたゲーム製品や派生技術を軸とした商談を行う予定。 関連機関・業界団体との連携強化による海外展開支援としては、関係業界団体と共同して海外見本市に共催で参加を実施した。映画/映像分野においてはユニジャパン、音楽分野では日本音楽出版社協会と共同でジャパンプースの出展を行った。海外市場動向の普及のために、音楽産業・文化振興財団・日本レコード協会等共催でセミナーを開催した。 日本レコード協会、経済産業省・MANGA Festival 実行委員会、および観光庁・日本政府観光局(国際観光振興機構)と連携し、バンコクで「JAPAN WEEKEND」、クアラルンプールで「J POP Signature in KL」を共催した。また「有料動画配信」サービスが活発化するタイミングを捉え、配信ビジネスを牽引するキーパーソンを招きセミナー「見えてきた動画配信マーケットの近未来」を開催し、最新動向に関する情報提供を行った。 海外見本市や海外での日本関連イベントでのプロモーションのほか、日本国内で開催した商談会においても業界団体等の協力を得て事業を実施した。映画/映像分野では「TIFFCOM」にてユニジャパンと連携して商談会を実施。音楽分野では「TIMM」にて音楽産業・文化振興財団と連携して商談会を実施。ゲーム分野では「東京ゲームショウ」にて日本オンラインゲーム協会と連携して商談会を実施。アニメ分野では「アニメジャパン」にて日本動画協会と連携して商談会を実施。国内商談会については平成30年度においても同様に実施予定。</p>			
		<p>(iv)機械分野 工作機械・工具、産業機械、素形材など我が国が国際競争力を有する機械分野の中堅・中小企業を支援する。生産設備の需要拡大が著しいアジア等新興国を中心に現地バイヤーの発掘、展示会・商談会、専門家によるハンズオン支援等を通じて、企業の輸出ニーズや段階</p>		<p>(iv)機械分野 機械分野全体では、「MTA ベトナム」、「METALEX」(タイ)、「Manufacturing Indonesia」をはじめとする、工作機械・機械部品等の分野におけるアジアでの主要見本市でジャパンパビリオンを設置。また、国内各地で開催される産業見本市に合わせてバイヤーを招聘、地場企業との商談マッチングを実施した。 宇宙機器分野では、米国で開催された「Space Symposium」にJAXAとともにジャパン・パビリオンを設置したほか、米国ユタ州やフロリダ州など米国の宇宙産業クラスターとの交流会を実施、また、東京で開催された「国際航空宇宙展」に合わせてバイヤーを招聘し商談会を開催した。また、食品機械分野では、東京で開催された「FOOMA JAPAN 2017」に合わせて、バイヤーを招聘し商談会を開催した。ま</p>			

	<p>に応じた柔軟な支援を行う。また、技術力に比して海外シェアが低い分野や輸出割合が低いものの海外ニーズが高い分野の企業、さらには、ニッチな分野で高い国内シェアを持つ企業など、今後輸出など海外展開の拡大が見込める分野の企業を重点的に支援する。</p>		<p>た、防災機器分野では、東京で開催された「危機管理産業展」に合わせ、バイヤーを招聘し商談会を開催した。エビフライ用のエビの自動処理機械や太陽光パネルの自動掃除ロボット、ダイヤモンド電着による滑り止め加工がされた医療用の精密ピンセット等、ニッチな分野における海外販路開拓を新輸出大国コンソシアム・エキスパートを中心に支援。</p> <p>日本がパートナーカントリーとして参加する CeBIT2017 において、IoT の分野に関するビジネス・ネットワーキング・イベントを開催し、中小企業によるプレゼンテーションやネットワーキング機会を提供した。CEBIT2018（平成 30 年 6 月）にも再度、ジャパン・パビリオンを設置し、中小企業を中心に 20 社の出展を支援した。</p>			
	<p>(v)環境・エネルギー、インフラシステム分野 政府の「インフラシステム輸出戦略」等を踏まえ、関係省庁及び関係機関とも連携しながら、案件形成・発掘に向けた現地インフラ情報の収集、案件形成の段階から我が国企業が相手国政府関係者への関与を強めるための専門家派遣や現地要人の招へい、政策ニーズに応じた国内外でのセミナー開催等を通じて、我が国企業のインフラ分野の海外展開を支援する。</p> <p>環境・エネルギー分野においては、水処理、大気・土壌汚染対策等において、ニーズが顕在化している国・地域に重点を置いた事業を展開するとともに、プラント等の新設や更新需要を取り込むことを目的とした事業を実施する。</p>		<p>(v)環境・エネルギー、インフラシステム分野 ムンバイ～アーメダバード間 500km を結ぶインド初の高速度鉄道計画への新幹線導入を働きかけるため、平成 27 年 10 月、第 11 回インド国際鉄道機器展（IREE）に日本がパートナー国として参加するのに合わせて、国土交通省等と共催でインド鉄道大臣を招き高速鉄道セミナーを開催し、出展企業によるプレゼンも合わせて実施。また、日本の新幹線方式が採用されることが安倍首相とモディ首相との首脳会談において合意された（平成 27 年 12 月）ことを受け、日本企業の参入円滑化とインド高速鉄道に関する Make in India への貢献に向けて日印企業の協業を促進するため、平成 28 年 12 月、日本がパートナーカントリーとなって実施されたイノレール展にジェットロ広報ブースを出展し、日印企業のマッチングを実施したほか、平成 29 年 6 月には企業間のマッチング、意見交換会を実施した。</p> <p>アフリカ開発銀行が平成 28 年 5 月にザンビアで総会を開催した機会を捉え、TICAD VI に向けたロードマップの一環として、協力関係を一層強化することを目的として、本総会のサイドイベントとしてジェトロ、JICA、JBIC で連携し、フォーラム及び展示を行った。</p> <p>平成 29 年 5 月に、横浜で開催された第 50 回アジア開発銀行（ADB）年次総会において、財務省からの依頼に基づき、パシフィコ横浜展示場内に設けられた政府展示スペースの運営に共催者として参画。政府展示スペースには、37 社・団体が出展し、来日した加盟国（67 カ国・地域）の財務大臣・中央銀行総裁等の政府代表団等に対して、日本の「質の高いインフラ」の卓越性をアピールした。</p> <p>平成 29 年 6 月、中国の環境問題の解決に向けた我が国経済界の取組及び積極的協力姿勢を中国政府当局に対しアピールするため、上海で開催された「中国国際環境保護展（CIEPEC2017）」に経団連とともにジャパン・パビリオンを設置した。経団連からは大手企業を中心に 28 社が出展、ジェットロでは、中小企業を中心 13 社・団体の出展を取りまとめ、商談支援を行った。これに合わせて「日中グリーンエキスポ 2017」と題するシンポジウムを開催（ジェトロ、経団連、中国国際貿易促進委員会、中国環境保護産業協会との共催）し、環境にやさしいモノづくりや、緑あふれる社会とゆとりある暮らしの実現をテーマとして、環境問題における日中協力の可能性を議論した。</p> <p>中東・アフリカ、アセアン等の現地事情に精通したインフラの専門家を配置し、現地情報収集を行うとともに、日本企業からの相談対応を行ったほか、アフリカ諸国における IPP プロジェクトに関する調査、トルコ、クウェート、ロシア等におけるインフラプロジェクトの調査を実施した。また、イランにおける環境インフラ市場への参入可能性を図るべく、イランにミッションを派遣し、石油省、エネルギー省等の関係省庁訪問、石油精製施設、発電所、下水処理施設の視察、環境関連専門展示会の視察等を行った。</p> <p>シンガポールで開催された水関連の見本市「シンガポール国際水週間」、中国・上海で開催された「中国国際工業博覧会」、ベトナム・ホーチミンで開催された「Viet Water」等にジャパン・パビリオンを設置したほか、インドやフィリピン等にミッションを派遣し商談会を実施。30 年 2 月に実施したインドへの水処理市場開拓ミッションでは 19 社が参加し、都市人口増加による上下水処理場の不足、工場排水規制への対応において日本企業の技術力を PR、現地企業との商談を行った。</p>			
	<p>④海外進出段階に応じた継続的な支援 我が国企業の海外進出支援に際しては、海外進出の検討・実現、進出後の現地事業展開、第三国展開、さらには事業の再編など、進出段階に応じた継続的な支援を実施す</p>		<p>④海外進出段階に応じた継続的な支援 海外進出検討時には、海外投資セミナー・ミッションを通じての情報提供や検討材料の提供、進出後の操業円滑化や事業再編等に対しては海外投資アドバイザー等による問題解決支援、さらに進出後の事業拡大や第三国展開に際しては、セミナー、ミッションおよび商談会等を通じて進出先の情報提供や現地企業とのマッチング支援を実施している。</p> <p>セミナーやミッション派遣では、常に外国政府・政府機関等と連携のうえ事業を実施している。また、支援機関の連携枠組みである新輸出</p>			

	<p>る。その際、他機関と連携しつつ、セミナー、ミッション派遣、専門家によるアドバイスやハンズオン支援、中小企業海外展開現地支援プラットフォームなどの支援サービスを企業の状況に応じて適時、的確に提供し、企業の海外進出の成功に向けて能動的に取り組む。また、市場の拡大が期待されており、我が国企業の関心が高まっているものの、ビジネス環境の面で課題が多い新興国等については、相手国・地域の状況に応じた事業戦略を策定しつつ、相手国政府・関係機関との連携や人的ネットワークの拡大、さらには、ビジネス環境の改善に向けた枠組みの構築などの支援体制の整備を進め、日系企業の円滑なビジネス環境を醸成する。</p> <p>さらに、途上国の低所得者層を対象とした製品で新たに市場参入を検討している日本企業の個別ビジネス案件形成を目指す BOP/ボリュームゾーンビジネスの支援や、アフリカにおける拠点設立を目指す日本企業を支援するアフリカビジネス実証事業を実施する。</p>		<p>大國コンソーシアムおよび中小企業海外展開現地支援プラットフォームでは、参加する支援機関と連携の上、個々の事業において専門家やコーディネーターによるアドバイス等の支援を適時適切に提供している。</p> <p>新興国のうちアフリカについては、平成 26 年に発足したアフリカ投資機関フォーラム (AIPF) において、日本企業のアフリカでのビジネス拡大を図るべく、アフリカの投資環境改善のための議論を促進した。</p> <p>また、平成 28 年に開催された TICADVI の機を捉え、同会議と併催で、日本・アフリカの政府機関、企業を集めたビジネス・カンファレンスを開催するとともに、日本の対アフリカビジネス拡大のため、日本とアフリカ双方の投資機関における情報整備・提供の強化等を目指した施策を提言した。さらに平成 30 年に開催された日アフリカ官民経済フォーラムでは、事務局として会議の運営を担った。また、米国の経済制裁緩和の流れを捉え、キューバのビジネス情報発信のためのセミナーや、キューバのビジネス環境視察ミッションの派遣、およびイランとのビジネス拡大を踏まえ、イランにおける日本とイランの企業交流会や、イラン自動車関連産業の調査とその結果を踏まえた業界育成支援を実施するなど、特に新興国において、時勢と企業ニーズをとらえた事業を展開した。</p> <p>途上国で低～中所得者層向け製品・サービスで新規参入を検討する日本企業に対し、アフリカ、南西アジアなどにコーディネーターを配置 (平成 29 年度は 15 カ国) し、現地情報の収集やアイデアの検証、パートナーの発掘までの一貫した個別企業支援を実施している。そのほか、海外バイヤーを招聘しての日本での商談会や、日本企業を募つてのミッション派遣、および日本企業より商材を集めての現地試験販売やマーケティング調査を実施している。</p> <p>アフリカに拠点設立を目指す日本企業を、毎年度 6～7 社を採択し、採択企業が提示するビジネスプランの実現可能性を検証するアフリカビジネス実証事業による支援を実施している。</p>			
	<p>⑤相手国政府との関係強化に向けた協力事業等の実施</p> <p>相手国における我が国のプレゼンスを向上させ、将来的な日本企業のビジネス拡大、当該国と日本の円滑な通商政策に裨益するよう、相手国の産業・企業・人材等の育成支援や相手国の規制官庁等のキャパシティ・ビルディングなど、相手国政府や業界団体等との協力事業を展開するとともに、アジアの貿易振興機関やアフリカの投資誘致機関との交流・連携事業を実施し、相手国・地域政府との関係強化を図る。特に、アフリカにおいては、今後の「アフリカ開発会議 (TICAD)」に向けて、日本企業のアフリカ投資促進、双方向の貿易拡大、地場産業や現地人材育成に向けた事業を着実に実施する。</p>		<p>⑤相手国政府との関係強化に向けた協力事業等の実施</p> <p>我が国との EPA においてコミットされた協力事業として、ベトナムの裾野産業支援に係わる展示商談会を実施したほか、タイの自動車産業人材、およびインドネシアの金型人材の育成にかかる専門家派遣を実施することで、各国の産業人材の育成と業界の能力向上を図った。</p> <p>アフリカでは、アフリカ投資機関フォーラム (AIPF) の枠組みによる、アフリカ側投資誘致機関の職員のキャパシティ・ビルディングを実施するとともに、TICADVI と併催で実施したビジネス・カンファレンスにおいて、日本の対アフリカビジネス拡大のため、日本とアフリカ双方の投資誘致機関に、それぞれ「ジャパン・デスク」と「アフリカ・デスク」を設置し、情報提供をはじめとした支援が可能な体制を整備することに合意し、それを履行している。</p> <p>アジア貿易機関フォーラム (ATPF) において、アジア大洋州の各国貿易振興機関の統一的課題を議論する場を提供するとともに、ATPF 参加機関のネットワークの強化を促進した。</p>			

	<p>⑥地域の国際ビジネス支援を通じた地方創生への貢献</p> <p>国内事務所が中核となり、意欲のある自治体や地方の商工団体等と能動的に連携して、地域の魅力ある産業資源を活かした国際ビジネスの拡大を推進することで地方創生に貢献する。具体的には、国際ビジネスを核として地域の産業・企業が連携し成長する好循環の創出を目指して、輸出や海外進出などアウトバウンドの取組や、地域への外国企業や観光客の誘致などインバウンドの取組を必要に応じ効果的に組み合わせた地域発の連携プロジェクトを形成し、その実現を図る。</p>	<p>⑥地域の国際ビジネス支援を通じた地方創生への貢献</p> <p>主に地域産品輸出やインバウンド促進を支援するため国内事務所が自治体や地元の関係団体と共同立案し、その地域に合ったメニューをパッケージにして提供する「地域貢献プロジェクト」、地域のものづくり産業クラスターと海外の特定地域との密なビジネス交流を行い精度の高い商談機会を提供する「地域間交流支援（RIT）事業」を実施。</p> <p>九州酒類の海外向けプロモーション（地域貢献プロジェクト）では、九州地域の各国内事務所と地元自治体や関係団体等が連携し、平成27年度は関係者で実施計画について協議。平成28年度は米国・香港のバイヤー・インフルエンサーを招へいし、蔵元視察や焼酎イベントを経験してもらい海外への情報発信を図った。平成29年度はベトナム・米国より酒類バイヤーを招へいして販路開拓につなげた。また、平成29年度は新たな試みとして、ロサンゼルス事務所主導で日系食品商社・有識者等メンバーとした焼酎輸出協議会を立ち上げ、米国における九州・沖縄の焼酎の認知度向上及び販路開拓への支援を開始した。平成30年度もオール九州での酒類の海外販路開拓に取り組む。</p> <p>グレーター・ナゴヤ地域・スイスのマイクロ・ナノテクノロジー分野（RIT事業）では、平成27年度にビジネス交流の実現性を確認するために事前調査を実施。平成28年度は地元中小企業や実施主体のミッション派遣によるミニ展示会や企業訪問型商談、有力企業・有力者の招へいを実施。平成29年度は専門見本市（ジュネーブ）に日本から初出展し現地企業と商談、現地キーパーソンを有識者として招へいした他、セミナーや勉強会も開催した。30年度もスイス西部地域の産業集積地と積極的に商談を実施し、現地企業の要望・基準に合った製品提案を行い販路開拓を目指す。</p> <p>燕三条市ものづくり企業海外販路開始プロジェクト（地域貢献プロジェクト）では、同地域の金属加工等製品の海外販路拡大及び地域ブランディング、また産地PRを通じたインバウンドの促進支援を実施している。平成27年度にはシンガポールとマレーシアからバイヤー、デザイナー、シェフ等を招へいし、地元のものづくり産業と食を中心とした観光情報について海外へ情報発信。平成28年度はシンガポール、マレーシアに加えて、中国、台湾、欧米地域からもバイヤーを招へいし、商談だけでなく産地PRを行った。平成29年度はシンガポールから海外バイヤー・業界関係者や現地メディアを招へいし、地元企業とのネットワーキングや製品試用会を実施。招へい者によるSNSを活用した、燕三条製品の情報発信も実現。また、シンガポールの料理学校にて、約半年間にわたり、モニタリングとテスト販売を実施。製品の使い方を継続的に説明することで普及啓蒙にもつながった。平成30年度は現地の製品PRや販路拡大にいつそう取り組む。</p> <p>京都と米国マサチューセッツ州とのライフサイエンス産業交流では、京都府・京都市等と連携して地元企業と同州企業とのビジネス交流を支援している。平成29年度はカンファレンス・ビジネス交流会を開催し、地元ベンチャー企業等が英語でのプレゼンテーションを行い、招へいた同州業界団体幹部や国内・外資製薬会社からのアドバイスや意見交換を実施。また、同州へミッション派遣を行い、現地企業との商談やネットワーキングセミナー、ピッチイベントを実施し、関係構築にもつながった。平成30年度は同州で開催される見本市に合わせたミッション派遣、カンファレンス・ビジネス交流会の継続開催等を予定している。</p>			
	<p>⑦ジャパン・ブランドの発信</p> <p>農林水産物・食品の輸出促進、サービス分野やクリエイティブ分野の海外展開支援などを有機的に連携させて、海外におけるジャパン・ブランドの発信に取り組む。例えば、日本政府の参加機関として国際博覧会で日本館を出展するほか、経済産業省、在外公館、観光庁・独立行政法人国際観光振興機構、株式会社海外需要開拓支援機構、業界団体等の外部関係省庁・機関と連携しつつ、海外の有力展示会等においてオ</p>	<p>⑦ジャパン・ブランドの発信</p> <p>「2015年ミラノ国際博覧会」では、日本の食文化、食関連産業など異なる産業分野を有機的に連携させた事業を実施した。</p> <p>28年度、「TICADVIジャパン・フェア」において経済産業省、外務省、総務省、農林水産省、国土交通省と連携し、オール・ジャパン体制でジャパン・パビリオンを展開した。また、日本がパートナーカントリーとして参加した「CeBIT2017」においては経済産業省、総務省、在外公館と連携して大規模ジャパン・パビリオンを出展した。</p> <p>29年度は「2017年アスタナ国際博覧会」に日本館を出展した。また、日本がパートナーカントリーとして参加した「INNOPROM 2017」では、経済産業省、外務省、農林水産省、一般社団法人ロシア貿易会（ROTOBO）と協力して大規模ジャパン・パビリオンを出展した。</p> <p>30年度は、「日アフリカ官民経済フォーラム」の併催展示会として経済産業省と連携しながら、ジャパンフェアを実施。第一回中国国際輸入博覧会に日本政府から推薦を受けた唯一のとりまとめ機関として、経済産業省と連携しながら実施（予定）。また、2025年国際博覧会の大阪誘致に協力。</p> <p>中期期間内を通じて、日本企業の進出が極めて困難なイラン、イラク、</p>			

	<p>ール・ジャパンでのパビリオンを形成するなど、相乗効果、訴求効果の高いジャパン・ブランドの発信に取り組む。</p>		<p>キューバ、ナイジェリア、タンザニアなどフロンティア市場の開拓のため、各国の情勢を鑑みながら、在外公館などと連携して展示会を通じたジャパンブランド発信に取り組んだ。</p>			
	<p>⑧トップセールスを活用した海外展開支援の取組 総理、閣僚、大使、自治体首長等による海外でのトップセールスなどの機会を捉え、ビジネス・フォーラムやビジネス交流会等を開催し、我が国企業の製品・サービスのPR、ビジネス環境の整備・改善に向けた相手国政府への働きかけを行う。</p>		<p>⑧トップセールスを活用した海外展開支援の取組 政府要人や財界幹部が構成する経済ミッションが外国を訪問する際、訪問先でビジネス・フォーラムを開催することで、政財界挙げてのトップセールスの場を提供した。ビジネス・フォーラムでは、総理や閣僚および日本企業が登壇し、日本企業の製品や技術力をアピールし、一層のビジネス拡大を呼びかけた。なお、平成27年度は総理参加のフォーラムを5回、平成28年度は総理参加のフォーラムを4回、平成29年度は総理参加のフォーラムを1回、および経済産業大臣参加のフォーラムを2回開催した。 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業にて、平成28年度に深圳市および西安市において、現地進出日系企業の要望を取りまとめ、各市政府に対し要望を建議するための意見交換会を実施した。また、外国政府要人の訪日機会を捉えて開催するセミナーにおいて、パネルディスカッション等を活用し、進出日系企業の代表が当該国で抱える問題・課題を指摘する機会を設けることで、要人から直接コミットメントを引き出すことに成功した（平成29年度「ベトナム投資カンファレンス」では、日本企業の代表が裾野産業の育成や規制緩和などベトナムにおける投資環境上の課題を指摘、これに対しフック首相より直接力強いコミットメントが示された）。</p>			
	<p>⑨訪日観光客誘致への貢献 観光庁・独立行政法人国際観光振興機構と連携して、地域製品の生産現場等の産業観光資源の情報を海外へ発信するとともに、自治体や業界団体等と連携して、海外の有力者、業界関係者、メディア、教育機関等を招へいし、地域資源の海外販路開拓と訪日観光を連動させた産業観光事業を展開する。 また、東京オリンピック等の開催を捉えた訪日観光客増加に貢献するため、発信力のあるインフルエンサー等の招へい事業や海外での観光展での広報事業を実施する。</p>		<p>⑨訪日観光客誘致への貢献 B2Bインバウンド商談会「VISIT JAPAN トラベル&MICE マート」（国際観光振興機構主催、観光庁後援）にジェットロブースを設け、国内事務所で収集した海外訪問客の受入れに関心のある日本各地の産業観光情報を発信した。また、毎年ジェットロ主導のもと、経済産業省・MANGA Festival 実行委員会、観光庁・日本政府観光局（JNTO）と連携して、「クールジャパン」と「ビジット・ジャパン」を同時に発信するイベント「JAPAN WEEKEND」を海外都市（バンコク、クアラルンプール、ホーチミン）で実施した。 自治体・地元業界団体、観光団体等と、テーマをはじめ、どの国・地域からビジネス関係者やメディア等を招へいするか、外国人へ効果的な案内・PRをするかなどを協議し、地元ニーズを踏まえ産業観光連携事業を実施した。これまで燕三条（金属加工等ものづくり）、三重（食・美容・エンターテイメント）、宮崎（フードビジネス）、栃木（製造業における「5S」）、栃木・茨城（アグリツーリズム）、瀬戸内（アート）、長崎・佐賀・福岡・北九州（菓子産業・シュガーロード）、神戸（真珠）、愛知（発酵食品、伝統と技術）にて実施。更に、アニメツーリズムを富山・石川、岡山で実施。平成30年度は、産業観光に加え新たにスポーツツーリズムにも取り組み、東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成、外国人受入れ対応などを踏まえた事業を行う。これら事業では、地域の産業や特性に焦点をあて、外国人目線で魅力的なプログラムを組み、海外有力者・メディア・インフルエンサー等の新たな発見・関心を喚起し、外国人向けに特集記事、SNS、動画配信等を通じた幅広い情報を発信し、また旅行商品企画や地場産品の調達検討等ビジネス交流の機会を提供した。</p>			
	<p>⑩知的財産を活用した海外ビジネスの拡大 外国出願費用の一部助成や模倣品対策の事業の実施など、我が国企業が有する知的財産権保護の支援を行うとともに、優れた知的財産を活用した海外でのビジネス展開の促進を図るために、海外での知的財産のプロモーションやライセンス契約の締結などに向けた権利行使のための支援も行う。 さらに、各国の特許庁や税関、地域の発明協会等と連携し、情報の収集・発信を行う。</p>		<p>⑩知的財産を活用した海外ビジネスの拡大 中小企業による海外での知財の戦略的な権利化の支援の一環として「商標先行登録調査・相談事業」、「外国出願支援事業」、「海外侵害対策支援事業」を実施。平成28年度からは新規に「冒認商標無効・取消係争支援事業」や「海外営業秘密流出対策支援事業」を行い、企業ニーズに沿った支援スキームの拡充をおこなっている。 平成28年度より「地域団体商標海外展開支援事業」を実施し、地域産品の海外での商標を中心としたブランディングやプロモーション支援を実施（平成28年度：11団体支援、平成29年度：9団体支援）。「模倣品対策支援事業」や「防衛型侵害対策支援事業」等、海外でのライセンス契約締結へ向けた権利行使の支援を実施した。また平成29年度にロシア・ライセンス契約マニュアルを作成した。 毎年度、各国の知財関係政府機関の高官を招へいし、セミナーを実施。28年度ではインド最高裁長官、インドネシア知財総局長、タイ知財局副局長、シンガポール知財庁長官、マレーシア知財公社副長官等を招聘し、日本企業向けの講演をおこない当該国の知財制度等の情報発信をおこなった。29年度も同様にブラジル知財庁長官、インドネシア特許局長、中国・国家工商行政管理総局副局長等の各国政府高官を招へいし、セミナーを開催した。</p>			

		<p>⑩イノベーションの推進、制度・ルールへの対応</p> <p>「シリコンバレー・イノベーション・プログラム」などの実施を通じて、グローバルに通用する革新的な技術やアイデアを有する我が国ベンチャー企業の海外での新規ビジネス創出を強力に後押しする。また、海外の法的規制や基準・認証等の制度・ルールについて、海外の認証機関との連携等によって、的確に情報を収集し、情報提供を行うことで我が国企業の海外展開活動を支援する。</p>		<p>⑪イノベーションの推進、制度・ルールへの対応</p> <p>「ジェトロ・イノベーション・プログラム」として、シリコンバレー、シンガポール、ドバイにてベンチャー企業の海外でのスタートアップ支援を実施。平成 29 年度からは中国・深圳にも拡充。また平成 29 年度に新規にグローバル・ベンチャー・エコシステム連携強化事業を受託し、上述以外の地域においても多角的に新規ビジネス創出に取り組んだ。</p> <p>ASEAN 各国の標準化機関へのヒアリングの実施・ポータルサイト上での情報提供を実施。また、タイ・バンコクにて現地認証機関からも講師を招き、「よくわかる基準・認証基礎講座 in Thailand」を開催し、現地日系企業を対象に認証のかかる実務・手順を紹介した。</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p>

1-4 我が国企業活動や通商政策への貢献

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	我が国企業活動や通商政策への貢献		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1、2、4～10号
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：0531

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度			27年度	28年度	29年度	30年度
調査関連ウェブサイトの閲覧件数 (計画値)	年平均183万件以上	前中期目標期間実績：年平均約175万件	183万件	183万件	183万件	183万件			予算額(千円)	7,717,357千円	7,812,662千円	7,964,917千円
(実績値)	—	—	250万件	245万件	244万件			決算額(千円)	7,900,879千円	7,465,227千円	7,331,619千円	
(達成度)	—	—	136.6%	133.9%	133.3%			経常費用(千円)	7,856,083千円	7,567,906千円	7,343,052千円	
政策担当者及び企業関係者等へのジェトロ事業や海外情勢等に関するブリーフィング件数 (計画値)	年平均5,100件以上	前中期目標期間実績：年平均4,859件	5,100件	5,100件	5,100件	5,100件			経常利益(千円)	△229,767千円	4,558千円	7,473千円
(実績値)	—	—	7,005件	9,275件	8,253件			行政サービス実施コスト(千円)	5,081,664千円	7,162,536千円	6,963,690千円	
(達成度)	—	—	137.4%	181.9%	161.8%			従事人員数	1,685人の内数	1,767人の内数	1,802人の内数	
役立ち度アンケート調査 (計画値)	4段階中上位2項目が8割以上	前中期目標期間実績：8割以上を達成	80%	80%	80%	80%						
(実績値)	—	—	93.4%	91.8%	94.0%							
(達成度)	—	—	—	—	—							
【以下、アジア経済研究所の研究成果に係るモ	年平均282件以上	—	282件	282件	282件	282件						

ニタリング 指標】 政策ブリー フィング件 数 (計画値)																		
(実績値)	—	—	300件	410件	453件													
(達成度)	—	—	—	—	—													
成果普及セ ミナー・シン ポジウム等 の開催件数 (計画値)	年平均75件 以上	—	75件	75件	75件	75件												
(実績値)	—	—	82件	96件	104件													
(達成度)	—	—	—	—	—													
成果普及セ ミナー・シン ポジウム参 加者に対する「役立ち 度」アンケート調査結果 (計画値)	4段階中上 位2項目が 8割以上	—	80%	80%	80%	80%												
(実績値)	—	—	99.3%	97.3%	96.0%													
(達成度)	—	—	—	—	—													
定期刊行物 や単行書、政 策立案に寄 与するポリ シーブリー フや調査研 究報告書等 研究成果の ウェブサイト 上における 閲覧件数 (ウェブサ イト上での ファイルの ダウンロード 件数も含 む)(計画値)	年平均195 万件以上	—	195万件	195万件	195万件	195万件												
(実績値)	—	—	327万件	297万件	263万件													
(達成度)	—	—	—	—	—													
研究最終成 果の外部査 読	5点満点で平 均3.5点以上	—	3.5点	3.5点	3.5点	3.5点												

	(計画値)													
	(実績値)	—	—	4.4 点	4.2 点	4.5 点								
	(達成度)	—	—	—	—	—								
	国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施件数 (計画値)	年平均7件以上	—	7件	7件	7件	7件							
	(実績値)	—	—	19件	16件	13件								
	(達成度)	—	—	—	—	—								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価			
				業務実績		自己評価		(見込評価)		(期間実績評価)	
	<p>日本貿易振興機構は、世界各地に展開した拠点網、海外の地域・産業等に豊富な知見を持つ人材、現地政府・企業・研究機関・国際機関等とのネットワーク、アジア経済研究所における地域研究・開発研究の蓄積などの強みを最大限に活用して、調査・分析活動を実施するとともに、国内外政府に向けて積極的な政策提言活動を行い、我が国の企業活動や通商政策等に貢献する。特に、海外ビジネス情報の収集・提供については、企業ニーズの収集・分析に基づき、具体的なビジネスの進展に繋げるよう努める。</p> <p>○本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所は、相互に連携のメリットを活かして、調査・研究等の機能向上を図る。具体的には、アジア経済研究所は、本部、国内事務所及び海外事務所のネットワークを活用して収集した企業情報や産業情報等を活用しつつ、企業や政府のニーズにより的確に対応した地域・開発研究等を行う。また、本部、国内事務所及び海外事務所は、アジア経済研究所の有する新興国を中心とした研究蓄</p>	<p>中期目標で定められた目標を実現するべく以下の取組を行う。その際、本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所は、相互に連携のメリットを活かして、調査・研究等の機能向上を図る。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査関連ウェブサイトの閲覧件数：年平均183万件以上 政策担当者及び企業関係者等へのジェトロ事業や海外情勢等に関するブリーフィング件数：年平均5,100件以上 役立ち度アンケート調査：4段階中上位2項目が8割以上 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業ニーズを踏まえた調査・研究及び情報提供を積極的に行うことで、具体的なビジネスの進展に繋げること。(関連指標：セミナー等での講演件数や外部出版物等への掲載件数) 我が国企業及び国内外政府のニーズを踏まえつつ、政策提言等やそれに向けた調査、意見取り纏め、レポート作成等を十分に行い、国内外政府の政策立案等へ貢献すること。(関連指標：政府への情報提供件数) <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的指標を達成しているか。 上述のアウトカムの実現が図られているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査関連ウェブサイトの閲覧件数： <ul style="list-style-type: none"> 27年度：250万件 28年度：245万件 29年度：244万件 政策担当者及び企業関係者等へのジェトロ事業や海外情勢等に関するブリーフィング件数： <ul style="list-style-type: none"> 27年度：7,005件 28年度：9,275件 29年度：8,253件 役立ち度アンケート調査： <ul style="list-style-type: none"> 27年度：93.4% 28年度：91.8% 29年度：94.0% <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> セミナー等での講演件数や外部出版物等への掲載件数： <ul style="list-style-type: none"> 27年度：535件 28年度：856件 29年度：583件 政府への情報提供件数： <ul style="list-style-type: none"> 27年度：162件 28年度：100件 29年度：199件 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策ブリーフィング件数： <ul style="list-style-type: none"> 27年度：300件 28年度：410件 29年度：453件 成果普及セミナー・シンポジウム等の開催件数： <ul style="list-style-type: none"> 27年度：82件 28年度：96件 29年度：104件 成果普及セミナー・シンポジウム参加者に対する「役立ち度」アンケート調査結果： <ul style="list-style-type: none"> 27年度：99.3% 	<p><自己評価></p> <p>評定：A</p> <p>【定量的成果】 全ての定量的指標で目標値を達成。</p> <p>【定性的成果】 (1) TPP 活用促進や経済連携強化に向けた取り組み 27年の環太平洋パートナーシップ (TPP) の大枠合意を受けて、TPP の周知・普及、調査・提言活動を通じて我が国企業の TPP の活用促進による新たな市場開拓等に向けた支援を実施。ウェブサイトに TPP 専用ページを設け、企業向けに説明会を開催(27年度内に計 165 回実施)。また、本部、大阪本部、貿易情報センター・支所 44 か所に「TPP 相談窓口」を設置。 WTO アゼベド事務局長を招いた講演会や米国にてアジア太平洋広域経済圏セミナーを戦略国際問題研究所 (CSIS) 等との共催により開催。また、FTA/EPA の活用のための情報発信や日 EUEPA の大枠合意を受け、ウェブサイトでの特設ページの開設やセミナーを開催。</p> <p>(2) 世界情勢の急激な変化への機動的な対応 EU からの英国離脱 (Brexit) や米国トランプ政権の誕生、ロシアとの経済交流の再開、中国の「一帯一路」構想など我が国企業活動や通商環境に多大な影響を及ぼす情勢変化に対して、機動的な情報収集・調査分析や情報提供を実施。</p> <p>(3) 日系企業の海外展開とビジネス環境改善に向けた支援 各国首脳への要請と日系企業のニーズに応えミッション派遣やセミナーを実施。例えば、タイ国政府からの要請に応じ日本から 600 人規模からなる大型ミッションを組成。また、ASEAN については日本人商工会議所連合会と連携して ASEAN 事務総長との対話の場でビジネス環境改善要望活動を実施。</p> <p>(4) 情報発信媒体の見直し 潜在顧客への情報発信を強化した。具体的には、①ジェトロセンサーの紙媒体を廃止し、特集レポート、地域分析レポートをウェブサイトで無料公開。②単行書をオンデマンド出版へ移行。③通商弘報の無料化、④有償での講師派遣、外部原稿執筆の増加、有料セミナーの開催回数増加、有料ライブ配信の導入、⑤オンデマンド調査、有料コンサルティング等の新たなサービスの導入など。</p> <p>(5) アジア経済研究所の研究成果の普及</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>(実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	<p>評定</p>				

<p>積、その他研究機関とのネットワークを活用しつつ、我が国企業、政府では入手が難しい、現地の政治・経済・社会に関する付加価値の高いビジネス情報を企業や政府へ提供するとともに、政策実施機関として施策の成果・課題等を分析し、政府に積極的にフィードバックする。</p> <p>○我が国企業による海外展開や外国企業による日本への投資等において、個別企業では解決の難しい諸課題を集約・分析し、国内外政府に政策提言等を行い、課題解決に向けた政策の実現を促す。例えば、メガFTAなど世界規模での経済連携の動きが広がる中、我が国の経済連携の推進に向けた政策提言や相手国政府関係者との対話等の活動を強化する。また、経済連携など政策実現によって得たメリットを確実に日本企業に還元するため、普及・活用促進に力を入れる。</p> <p>アジア経済研究所については、独立行政法人通則法における国立研究開発法人の目標設定に関する規定を準用し、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」を次のように定める。</p> <p>○アジア経済研究所は、我が国における最大の新興国・途上国研究の拠点として、世界の公共財となる付加価値の高い研究成果を創出すると同時に、新興国等に向けた日本企業の貿易と投資の拡大と日本政府の通商政策の立案の基盤となり、またリスク把握の基礎となる、質の高い分析と情報を提供する。</p> <p>○グローバル化の中でアジアをはじめとする新興国が高い経済成長を続け、日本企業にとっての潜在的市場が拡大する一方で、それに伴い政治・治安情勢の不安定化、資源価格の乱高下、所得格差の拡大、資源・環境制約の顕在化等の様々な課題が表面化して</p>	<p>○我が国企業による海外展開や外国企業による日本への投資等において、個別企業では解決の難しい諸課題を集約・分析し、国内外政府に政策提言等を行い、課題解決に向けた政策の実現を促す。例えば、メガFTAなど世界規模での経済連携の動きが広がる中、我が国の経済連携の推進に向けた政策提言や相手国政府関係者との対話等の活動を強化する。また、経済連携など政策実現によって得たメリットを確実に日本企業に還元するため、普及・活用促進に力を入れる。</p> <p>アジア経済研究所については、独立行政法人通則法における国立研究開発法人の目標設定に関する規定を準用し、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」を次のように定める。</p> <p>○アジア経済研究所は、我が国における最大の新興国・途上国研究の拠点として、世界の公共財となる付加価値の高い研究成果を創出すると同時に、新興国等に向けた日本企業の貿易と投資の拡大と日本政府の通商政策の立案の基盤となり、またリスク把握の基礎となる、質の高い分析と情報を提供する。</p> <p>○グローバル化の中でアジアをはじめとする新興国が高い経済成長を続け、日本企業にとっての潜在的市場が拡大する一方で、それに伴い政治・治安情勢の不安定化、資源価格の乱高下、所得格差の拡大、資源・環境制約の顕在化等の様々な課題が表面化して</p>	<p>【アジア経済研究所の研究成果に係る評価軸及び関連する指標】 □政策的・社会的・経済的観点からの評価軸 政策の基礎となる研究成果の創出を通じた産業・経済・社会への貢献</p> <p>(評価指標) ・政策立案への貢献や研究成果の普及状況 (モニタリング指標) ・政策ブリーフィング件数：年平均 282 件以上 ・成果普及セミナー・シンポジウム等の開催件数：年平均 75 件以上 ・成果普及セミナー・シンポジウム参加者に対する「役立ち度」アンケート調査結果：4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上 ・定期刊行物や単行書、政策立案に寄与するポリシー・ブリーフや調査研究報告書等研究成果のウェブサイト上における閲覧件数（ウェブサイト上でのファイルのダウンロード件数も含む）について年平均 195 万件以上を達成する</p> <p>□学術的観点からの評価軸 先駆的かつ大学・企業等で実現しがたい研究成果の創出</p> <p>(評価指標) ・先駆的かつ独創的な研究成果の創出状況</p> <p>(モニタリング指標) ・研究最終成果の外部査読：5 点満点で平均 3.5 点以上</p> <p>□国際的観点からの評価軸 国際共同研究等の推進を通じた世界への知的貢献</p> <p>(評価指標) ・国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施状況</p> <p>(モニタリング指標) ・国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施件数：年平均 7 件以上</p> <p><評価の視点> ・定量的指標を達成しているか。</p>	<p>28 年度：97.3% 29 年度：96.0%</p> <p>・定期刊行物や単行書、政策立案に寄与するポリシー・ブリーフや調査研究報告書等研究成果のウェブサイト上における閲覧件数（ウェブサイト上でのファイルのダウンロード件数も含む）： 27 年度：327 万件 28 年度：297 万件 29 年度：263 万件</p> <p>・研究最終成果の外部査読： 27 年度：4.4 点 28 年度：4.2 点 29 年度：4.5 点</p> <p>・国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施件数： 27 年度：19 件 28 年度：16 件 29 年度：13 件</p> <p>その他の業務実績は以下の通り。</p>	<p>① 我が国企業のビジネスの進展につながる調査・情報提供</p> <p>1) 企業、自治体、業界団体等への海外情報ブリーフィングでの質問、主催セミナー及び講演先での参加者からの質問、アンケートに記載された意見、要望等を参考に調査や情報提供を実施した。具体例として、29 年度には、我が国企業の海外販路拡大に資すると考えられる越境 EC（電子商取引）を調査。ウェブサイトの特設コーナーに関連記事・特別レポートを掲載した。</p> <p>2) 28、29 年度には対象国への輸出・進出を検討している企業からの調査依頼に対応し、「新輸出大国コンソーシアム事業関連調査」を実施。28 年度は 18 社に対し 21 件、29 年度は 42 社に 45 件、個別調査報告書を提供した。一方、中小企業のニーズが高いと考えられる品目につき、特定品目調査を実施し、28 年度は 12 社に対し 15 件、29 年度は 107 社に 160 件の報告書を提供した。</p> <p>3) 54 ヶ国 74 事務所にわたる海外ネットワーク、アジア経済研究所による研究蓄積、その他研究機関とのネットワークを活用し、海外ビジネス情報を調査。</p> <p>(ア) ネットワークを活用した調査 29 年度には、台湾貿易センター（TAITRA）との連携により、第三国（ASEAN 地域）における日台企業の連携可能性等を調査し、共催セミナーで調査結果を発信した。また、アジア経済研究所「一帯一路研究会」への協力の一環として、中央アジア、パキスタン、アラブ首長国連邦、ジブチで現地調査を実施した。加えて、日本・中国・韓国における EC 共同研究に取り組み、潜在的に抱えている課題・問題点を抽出した。政策提言等につなげることを目的に、日中韓 EC 共同研究会合を開催。</p> <p>(イ) 情報発信 調査結果は、ウェブサイト、セミナー・講演会、出版物、個別ブリーフィング、メディアなど様々なチャネルを通じて発信。27～29 年度にかけて、セミナー118 件、講師派遣 1,735 件、ブリーフィング 5,158 件、寄稿 454 件を行った。</p> <p>(ウ) 潜在顧客獲得に向けた情報発信強化 29 年度は発信媒体の見直しを行い、より効率的かつ迅速な情報提供を実現し、潜在的なユーザーの獲得を図った。例えば、29 年 10 月から月刊誌「ジェトロセンサー」をウェブサイトに移行。紙媒体作成にかかる時間とコストを削減。これまでの月刊の概念を廃し時宜に合ったテーマを常時迅速に発信できる体制に移行した。また、ウェブによる無償化を通じより多くの情報需要者に提供した。さらに、30 年 4 月からは、通商弘報を無料化に合わせて事実上フォ</p>	<p>①我が国における最大の新興国・開発途上地域の研究拠点として、毎年度 70 を超える研究会を開催、新興国等の成長戦略やグローバリゼーションに伴う課題に重点的に取り組んだ。研究成果は毎年度実施した外部査読で目標の 3.5 点を常に上回った。また、アジア経済研究所は、ペンシルベニア大学のシンクタンクランキング（国際経済分野）で世界第 6 位にランクされた（29 年）。</p> <p>②政策提言研究会「ラオスにおける物流コスト研究」を立上げ、日系企業・タイ企業・ラオス企業の物流コスト調査を実施。ラオス政府関係者等に通関コスト引下げの具体的な政策提言を実施。29 年 6 月、ラオスのトンルン首相へ提言書を直接手交。</p> <p>③世界的に関心が集まるグローバル・バリュー・チェーン（GVC）に関して、WTO、世界銀行、OECD 等との連携研究を実施。29 年 7 月には GVC 研究を先導する研究機関等の初の共同研究成果をまとめたレポートを刊行。29 年 9 月にジュネーブで開催された「WTO パブリックフォーラム」でワークショップを開催、研究成果等について議論。</p> <p>④海外で高まる「ビジネスと人権」のリスクを研究会で分析、その成果をワークショップ等を通じて現地日系企業等に提供。これら啓蒙活動等により、日本の「ビジネスと人権に関する国連指導原則」に係る国別行動計画（NAP）の策定等が進展。</p>		
	<p>①我が国企業のビジネスの進展につながる調査・情報提供 我が国企業のビジネスの具体的な進展につながるような、海外ビジネス情報を提供すべく、調査ニーズアンケート、貿易投資相談事例、内外顧客からの具体的な声などに基づき、調査内容を選定する。また、企業、自治体、団体などからの個別ニーズを踏まえた、海外ビジネス情報の調査・提供について、今後、積極的に対応を行う。</p>	<p>□学術的観点からの評価軸 先駆的かつ大学・企業等で実現しがたい研究成果の創出</p> <p>(評価指標) ・先駆的かつ独創的な研究成果の創出状況</p> <p>(モニタリング指標) ・研究最終成果の外部査読：5 点満点で平均 3.5 点以上</p> <p>□国際的観点からの評価軸 国際共同研究等の推進を通じた世界への知的貢献</p> <p>(評価指標) ・国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施状況</p> <p>(モニタリング指標) ・国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施件数：年平均 7 件以上</p> <p><評価の視点> ・定量的指標を達成しているか。</p>	<p>28 年度：97.3% 29 年度：96.0%</p> <p>・定期刊行物や単行書、政策立案に寄与するポリシー・ブリーフや調査研究報告書等研究成果のウェブサイト上における閲覧件数（ウェブサイト上でのファイルのダウンロード件数も含む）： 27 年度：327 万件 28 年度：297 万件 29 年度：263 万件</p> <p>・研究最終成果の外部査読： 27 年度：4.4 点 28 年度：4.2 点 29 年度：4.5 点</p> <p>・国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施件数： 27 年度：19 件 28 年度：16 件 29 年度：13 件</p> <p>その他の業務実績は以下の通り。</p>	<p>① 我が国企業のビジネスの進展につながる調査・情報提供</p> <p>1) 企業、自治体、業界団体等への海外情報ブリーフィングでの質問、主催セミナー及び講演先での参加者からの質問、アンケートに記載された意見、要望等を参考に調査や情報提供を実施した。具体例として、29 年度には、我が国企業の海外販路拡大に資すると考えられる越境 EC（電子商取引）を調査。ウェブサイトの特設コーナーに関連記事・特別レポートを掲載した。</p> <p>2) 28、29 年度には対象国への輸出・進出を検討している企業からの調査依頼に対応し、「新輸出大国コンソーシアム事業関連調査」を実施。28 年度は 18 社に対し 21 件、29 年度は 42 社に 45 件、個別調査報告書を提供した。一方、中小企業のニーズが高いと考えられる品目につき、特定品目調査を実施し、28 年度は 12 社に対し 15 件、29 年度は 107 社に 160 件の報告書を提供した。</p> <p>3) 54 ヶ国 74 事務所にわたる海外ネットワーク、アジア経済研究所による研究蓄積、その他研究機関とのネットワークを活用し、海外ビジネス情報を調査。</p> <p>(ア) ネットワークを活用した調査 29 年度には、台湾貿易センター（TAITRA）との連携により、第三国（ASEAN 地域）における日台企業の連携可能性等を調査し、共催セミナーで調査結果を発信した。また、アジア経済研究所「一帯一路研究会」への協力の一環として、中央アジア、パキスタン、アラブ首長国連邦、ジブチで現地調査を実施した。加えて、日本・中国・韓国における EC 共同研究に取り組み、潜在的に抱えている課題・問題点を抽出した。政策提言等につなげることを目的に、日中韓 EC 共同研究会合を開催。</p> <p>(イ) 情報発信 調査結果は、ウェブサイト、セミナー・講演会、出版物、個別ブリーフィング、メディアなど様々なチャネルを通じて発信。27～29 年度にかけて、セミナー118 件、講師派遣 1,735 件、ブリーフィング 5,158 件、寄稿 454 件を行った。</p> <p>(ウ) 潜在顧客獲得に向けた情報発信強化 29 年度は発信媒体の見直しを行い、より効率的かつ迅速な情報提供を実現し、潜在的なユーザーの獲得を図った。例えば、29 年 10 月から月刊誌「ジェトロセンサー」をウェブサイトに移行。紙媒体作成にかかる時間とコストを削減。これまでの月刊の概念を廃し時宜に合ったテーマを常時迅速に発信できる体制に移行した。また、ウェブによる無償化を通じより多くの情報需要者に提供した。さらに、30 年 4 月からは、通商弘報を無料化に合わせて事実上フォ</p>	<p>①我が国における最大の新興国・開発途上地域の研究拠点として、毎年度 70 を超える研究会を開催、新興国等の成長戦略やグローバリゼーションに伴う課題に重点的に取り組んだ。研究成果は毎年度実施した外部査読で目標の 3.5 点を常に上回った。また、アジア経済研究所は、ペンシルベニア大学のシンクタンクランキング（国際経済分野）で世界第 6 位にランクされた（29 年）。</p> <p>②政策提言研究会「ラオスにおける物流コスト研究」を立上げ、日系企業・タイ企業・ラオス企業の物流コスト調査を実施。ラオス政府関係者等に通関コスト引下げの具体的な政策提言を実施。29 年 6 月、ラオスのトンルン首相へ提言書を直接手交。</p> <p>③世界的に関心が集まるグローバル・バリュー・チェーン（GVC）に関して、WTO、世界銀行、OECD 等との連携研究を実施。29 年 7 月には GVC 研究を先導する研究機関等の初の共同研究成果をまとめたレポートを刊行。29 年 9 月にジュネーブで開催された「WTO パブリックフォーラム」でワークショップを開催、研究成果等について議論。</p> <p>④海外で高まる「ビジネスと人権」のリスクを研究会で分析、その成果をワークショップ等を通じて現地日系企業等に提供。これら啓蒙活動等により、日本の「ビジネスと人権に関する国連指導原則」に係る国別行動計画（NAP）の策定等が進展。</p>		
	<p>その上で、本部、国内事務所、海外事務所は、公的機関としての中立的な立場と広範な海外ネットワーク、さらには、アジア経済研究所の有する新興国を中心とした研究蓄積、その他研究機関とのネットワークを活用しつつ、海外ビジネス情報を「広く、深く」調査し、出版物、ウェブサイト、セミナー・講演会、個別ブリーフィング、メディアなど様々なチャネルを通じて提供することで、我が国企業の具体的なビジネスの進展に寄与する。</p>	<p>□学術的観点からの評価軸 先駆的かつ大学・企業等で実現しがたい研究成果の創出</p> <p>(評価指標) ・先駆的かつ独創的な研究成果の創出状況</p> <p>(モニタリング指標) ・研究最終成果の外部査読：5 点満点で平均 3.5 点以上</p> <p>□国際的観点からの評価軸 国際共同研究等の推進を通じた世界への知的貢献</p> <p>(評価指標) ・国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施状況</p> <p>(モニタリング指標) ・国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施件数：年平均 7 件以上</p> <p><評価の視点> ・定量的指標を達成しているか。</p>	<p>28 年度：97.3% 29 年度：96.0%</p> <p>・定期刊行物や単行書、政策立案に寄与するポリシー・ブリーフや調査研究報告書等研究成果のウェブサイト上における閲覧件数（ウェブサイト上でのファイルのダウンロード件数も含む）： 27 年度：327 万件 28 年度：297 万件 29 年度：263 万件</p> <p>・研究最終成果の外部査読： 27 年度：4.4 点 28 年度：4.2 点 29 年度：4.5 点</p> <p>・国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施件数： 27 年度：19 件 28 年度：16 件 29 年度：13 件</p> <p>その他の業務実績は以下の通り。</p>	<p>① 我が国企業のビジネスの進展につながる調査・情報提供</p> <p>1) 企業、自治体、業界団体等への海外情報ブリーフィングでの質問、主催セミナー及び講演先での参加者からの質問、アンケートに記載された意見、要望等を参考に調査や情報提供を実施した。具体例として、29 年度には、我が国企業の海外販路拡大に資すると考えられる越境 EC（電子商取引）を調査。ウェブサイトの特設コーナーに関連記事・特別レポートを掲載した。</p> <p>2) 28、29 年度には対象国への輸出・進出を検討している企業からの調査依頼に対応し、「新輸出大国コンソーシアム事業関連調査」を実施。28 年度は 18 社に対し 21 件、29 年度は 42 社に 45 件、個別調査報告書を提供した。一方、中小企業のニーズが高いと考えられる品目につき、特定品目調査を実施し、28 年度は 12 社に対し 15 件、29 年度は 107 社に 160 件の報告書を提供した。</p> <p>3) 54 ヶ国 74 事務所にわたる海外ネットワーク、アジア経済研究所による研究蓄積、その他研究機関とのネットワークを活用し、海外ビジネス情報を調査。</p> <p>(ア) ネットワークを活用した調査 29 年度には、台湾貿易センター（TAITRA）との連携により、第三国（ASEAN 地域）における日台企業の連携可能性等を調査し、共催セミナーで調査結果を発信した。また、アジア経済研究所「一帯一路研究会」への協力の一環として、中央アジア、パキスタン、アラブ首長国連邦、ジブチで現地調査を実施した。加えて、日本・中国・韓国における EC 共同研究に取り組み、潜在的に抱えている課題・問題点を抽出した。政策提言等につなげることを目的に、日中韓 EC 共同研究会合を開催。</p> <p>(イ) 情報発信 調査結果は、ウェブサイト、セミナー・講演会、出版物、個別ブリーフィング、メディアなど様々なチャネルを通じて発信。27～29 年度にかけて、セミナー118 件、講師派遣 1,735 件、ブリーフィング 5,158 件、寄稿 454 件を行った。</p> <p>(ウ) 潜在顧客獲得に向けた情報発信強化 29 年度は発信媒体の見直しを行い、より効率的かつ迅速な情報提供を実現し、潜在的なユーザーの獲得を図った。例えば、29 年 10 月から月刊誌「ジェトロセンサー」をウェブサイトに移行。紙媒体作成にかかる時間とコストを削減。これまでの月刊の概念を廃し時宜に合ったテーマを常時迅速に発信できる体制に移行した。また、ウェブによる無償化を通じより多くの情報需要者に提供した。さらに、30 年 4 月からは、通商弘報を無料化に合わせて事実上フォ</p>	<p>①我が国における最大の新興国・開発途上地域の研究拠点として、毎年度 70 を超える研究会を開催、新興国等の成長戦略やグローバリゼーションに伴う課題に重点的に取り組んだ。研究成果は毎年度実施した外部査読で目標の 3.5 点を常に上回った。また、アジア経済研究所は、ペンシルベニア大学のシンクタンクランキング（国際経済分野）で世界第 6 位にランクされた（29 年）。</p> <p>②政策提言研究会「ラオスにおける物流コスト研究」を立上げ、日系企業・タイ企業・ラオス企業の物流コスト調査を実施。ラオス政府関係者等に通関コスト引下げの具体的な政策提言を実施。29 年 6 月、ラオスのトンルン首相へ提言書を直接手交。</p> <p>③世界的に関心が集まるグローバル・バリュー・チェーン（GVC）に関して、WTO、世界銀行、OECD 等との連携研究を実施。29 年 7 月には GVC 研究を先導する研究機関等の初の共同研究成果をまとめたレポートを刊行。29 年 9 月にジュネーブで開催された「WTO パブリックフォーラム」でワークショップを開催、研究成果等について議論。</p> <p>④海外で高まる「ビジネスと人権」のリスクを研究会で分析、その成果をワークショップ等を通じて現地日系企業等に提供。これら啓蒙活動等により、日本の「ビジネスと人権に関する国連指導原則」に係る国別行動計画（NAP）の策定等が進展。</p>		

<p>おり、新興国研究へのニーズが飛躍的に高まっている。こうした課題に応えるため、アジア経済研究所は、今後より高い専門性をもつ多様な研究者を集積させ、日本貿易振興機構及び他の研究機関等との国内外のネットワークを最大限に活用し、より質の高い研究成果と政策提言を創出・提供する。</p>		<p>・ 上述のアウトカムの実現が図られているか。</p>	<p>ケースとした短文レポート（800字程度）とし、報告期限（事象発生から5営業日以内）を設けることで速報性を強化した。</p> <p>（エ）自己収入拡大に向けた情報発信の見直し 29年度には、セミナーの有料化、有料ライブ配信サービスを開始、また、オンデマンド出版への移行により、自己収入の拡大に取り組んだ。30年度は、セミナーの有料ストリーミング配信、オンデマンド出版事業の拡大に取り組み、更なる自己収入の拡大を狙う。</p>			
<p>この目的を達成するために、「地域研究」は新興国の政府・経済界・社会のニーズを掘り起こしながら研究を行うとともに、「開発研究」は新興国等の成長戦略やグローバルイノベーションに伴う課題に重点的に研究する。</p> <p>アジア経済研究所は、WTO、OECD、UNIDO、ADB、ERIA等の国際機関や海外の大学・研究機関との共同研究等を推進し、国内外の優れた研究人材を活用しながら、国際的な研究ハブとしての機能を高め、大学や民間企業では実施困難な先駆的かつ独創的な研究成果を創出することで、世界への知的貢献を目指す。研究成果・政策提言は、出版、国際シンポジウム・セミナー、ウェブサイト等を通じて、政策担当者やメディア、経済界、国民各層に提供するほか、新興国等の政府・産業界等にも発信していく。さらに、図書館の資料情報基盤の構築を通じて、研究プラットフォームを提供する。</p>	<p>具体的には、海外の制度情報やビジネスコスト、我が国企業の海外進出の状況など、我が国企業が海外展開を行う際に役立つ基礎的な情報を国・地域横断的に収集するとともに、ビジネス環境上の課題・問題点や現地ビジネスの成功・失敗事例の収集、分析等を行うことで、より付加価値の高い調査を行う。</p>		<p>4) 基礎的調査およびビジネス環境調査</p> <p>（ア）基礎情報の収集と発信 日本企業が海外展開を行う上で必要な基礎情報を収集し、ウェブサイトを通して発信した。各国・地域の貿易・投資にかかわる制度情報を定期的に更新し、ウェブサイトで公開した。また、1年に1度、投資コスト比較調査を全世界（北米、中南米、アジア・大洋州、欧州、ロシア CIS、中国、韓国、中東、アフリカ）で実施。29年はウェブの改修を行い、比較表をエクセルデータで作成することが可能になった。これにより、さらに都市間の比較をしやすくなった。</p> <p>（イ）進出日系企業実態調査 毎年実施している進出日系企業調査を通じて、各国・地域（北米、中南米、欧州、ロシア、中東、アフリカ、アジア・オセアニア）の進出日系企業が抱えているビジネス環境上の課題・問題点を収集・分析した。企業ヒアリング等により海外ビジネスの成功・失敗事例等を収集しセミナー等を通じて発信した。</p> <p>（ウ）日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査 海外ビジネスへの関心が高い日本企業を対象に、「日系企業の海外事業展開に関するアンケート調査」を実施。貿易・海外進出への取り組み、各国のビジネス環境、FTAの活用、外国人材の活用、デジタル技術の活用等について質問し、その結果を、ウェブ・プレスリリースを通じて発信。</p>			
	<p>さらに、市場の特性や我が国企業の関心に合わせて、国・地域や分野・テーマを絞り込んで、より深掘した調査を行う。例えば、新興国の市場開拓において、我が国企業のパートナーやライバルとなる欧米企業、新興国企業の経営実態や動向把握を充実させる。</p>		<p>5) 市場の特性や我が国企業の関心に合わせて、国・地域や分野・テーマを絞り込み調査を実施した。</p> <p>（ア）テーマ調査 27年度には北米地域にて米国企業のフランチャイズ展開、イノベーション事例等の調査、アジア地域では製造業の分業構造の分析等、国・地域やテーマを絞った調査を実施した。また、28年度は欧州におけるIoT等の新技術を活用した製造業を中心とする産業デジタル化政策やその導入事例等の調査に取り組んだ。29年度は、日本をはじめとする各国の製品・海外旅行・越境ECへの中国の消費者の関心についてのアンケート調査や、EUの一般データ保護規則(GDPR)の詳細と同規則への対応についての調査を実施。</p> <p>（イ）地域横断的調査 地域横断的なテーマ調査としてビジネスの視点から女性を取り巻く社会・経済の動き、変化について調査し、「女性の経済エンパワーメント」特集をウェブ掲載。30年度は世界各地の知日家にインタビューを行い、日本企業が新たな活路を見いだす方策、日本経済の将来展望、日本への期待をレポートにする「世界の知日家の眼」特集等を行う。</p> <p>（ウ）新興国の市場開拓における欧米企業、新興国企業の動向調査 28年度はインドに進出する欧州企業に対して、インド市場へのアプローチ手法等について調査した。ラオスでは、日本企業がビジネスを行う際のビジネスパートナー候補となり得る、もしくは日本企業がラオスでビジネス展開する際に参考となる地場企業を紹介するため、同国の有力ビジネスパーソン50人へのインタビュー結果を調査レポートにして発信した。また、ケニアでは、同国でのビジネスを検討する日本企業に資する情報として、主な外資企業や地場企業を調査し、調査レポートで情報提供した。29年度は、アフリカ地域において日本企業のパートナーとなり得る有望な地場企業のリストを作成するほか、第三国企業のアフリカ展開と日本企業との連携可能性についての調査を実施した。30年度はアジア、中東、アフリカのスタートアップの動向について調査を実施する予定。</p>			

		<p>また、海外の経済・政治情勢を常時把握するとともに、急激な経済変動、政治変動、大規模な自然災害など世界経済や我が国企業に多大な影響を与える突発的な事象に際しては、ウェブサイトなどを通じて迅速かつ的確な情報提供を行う。</p> <p>この他、海外経済情勢等に関する講座の開設などを通じ、国際ビジネスに携わる人材育成に寄与する。</p>		<p>6) 世界経済や我が国企業に多大な影響を与える突発的な事象に対応し、機動的調査を実施した。</p> <p>27年8月の天津における大規模な爆発事故に際して、ウェブサイト上に緊急特集ページを立ち上げ、中国政府や日系企業等を通じて収集した最新情報を随時掲載した。</p> <p>28年6月の英国のEU離脱にかかわる国民投票の結果を受け、ウェブサイトにて特集ページ「英国のEU離脱について」を立ち上げ関連情報を発信した。ジェットロセンサーの特集、セミナーでの講演等を通じて最新情報を提供した。さらに、在英日系企業の懸念や要望等を取りまとめ、ブレクジットに関する政府タスクフォースが採択した「英国及びEUへの日本からのメッセージ」に反映した。また、ジェットロ幹部から英国政府高官に対し日本企業への影響と課題について伝達した。</p> <p>28年度はさらに、米国大統領選挙結果を受けた情勢変化を発信するための特集ページを立ち上げ、セミナーでの講演等を通じて機動的な情報発信を行った。29年2月の安倍首相訪米にあたり、進出日系企業調査の結果を活用して米国における日系企業の雇用創出への貢献等の情報を政府へ提供した。</p> <p>国際ビジネスに携わる人材育成に寄与するため、27年度に実務家や専門家、社会人等を対象に、海外調査部とアジア経済研究所は短期集中の夜間連続講座「JETRO-IDE Twilight」を計16回共催した。</p>			
		<p>②国内外政府に対する政策提言</p> <p>海外のビジネス環境に関する課題・問題点の分析に加え、機構が実施した各事業の現場で得られた我が国企業の海外展開に関する成果・課題等を分析し、国内外政府等に対して海外のビジネス環境の改善や我が国企業の海外展開の促進に向けた政策提言等を行う。</p>		<p>② 政策実行・立案に資する情報収集および発信</p> <p>1) 国内外政府に対する政策提言</p> <p>進出日系企業調査を通じて各国・地域のビジネス環境上の課題・問題点等を収集、分析。各国で実施される現地側との官民合同対話等の機会を通じて相手国政府に改善を要望した。日本政府の政策立案、日本企業の海外ビジネス戦略立案に資する調査結果の提供も行った。</p> <p>また、セミナー参加企業から回収するアンケートを通じて、各社の海外展開における取り組み、成果、課題、関心事項等を収集し、政策提言やビジネス環境改善活動につなげている。</p>			
		<p>特に、世界のFTA、EPA等経済連携関連情報の収集を強化し、我が国が関わる経済連携については、交渉開始前、交渉段階、発効後などの段階において、研究会の開催、我が国政府の交渉に資する情報提供や政策提言、相手国政府関係者との対話等の活動を行う。また、経済連携など政策実現によって得たメリットを確実に日本企業に還元するため、普及・活用促進に力を入れる。</p>		<p>2) 経済連携協定の活用促進や経済連携強化に向けた取り組み</p> <p>経済連携関連情報を収集・調査し、交渉妥結後などの段階において、説明会の開催、ウェブを通じた情報発信、政府関係者への情報提供を行った。また、経済連携によって得たメリットを確実に日本企業に還元するため、普及・活用促進活動を実施。</p> <p>(ア) 日EU・EPAおよびTPP11</p> <p>28年9月に、欧州各国・日本におけるジェトロの日EU・EPAに関する最近の取組を経済産業省関係者に情報共有。政府間交渉の状況に関する最新情報を収集し、今後取り組むべき内容について議論した。また、日EU両政府間で加盟国対策タスクフォースを立ち上げ、各国で加盟国対策に取り組んだ結果、フランス、イタリア、ベルギーでは、現地日系商工会が11月から29年1月にかけて、政府関係閣僚に日EU・EPAの大筋合意に向けた支援を求めるレターをそれぞれ提出。フランスについてはエロー外相から、ベルギーについてはミシェル首相とレンデルス外相から、それぞれ回答があり、進出日系企業の意向を要望として提言することに成功した。</p> <p>日本企業への普及・活用促進活動として、27年10月のTPP大筋合意後、ウェブサイトにてTPP特集ページを開設。「TPP早分かりガイド」、各省庁のTPP関連情報ウェブサイトのリンク等を掲載。日本企業にTPP普及啓発を行うセミナーを国内各地、海外で展開した。</p> <p>また、28年度は経済産業省から「TPP原産地証明制度普及・啓発事業」を受託し、関税、原産地規則にかかわる解説書の作成・公開、国</p>			

				<p>内各地で普及啓発セミナー（計 165 回）等を開催した。</p> <p>29 年は、日 EU・EPA の大枠合意を受けてウェブサイト上に特集ページを立ち上げ、調査記事、セミナー情報、政府の関連記事を紹介。29 年 2 月には日 EU・EPA に対する在欧日系企業の期待、協定の着目点やメリットを紹介する特集をジェトロセンサーで取り上げた。</p> <p>30 年度は経済産業省から「グローバル企業展開・イノベーション促進事業」を受託し、日 EU・EPA、TPP11 等を解説するセミナーを国内各地で 100 回、海外で 3 回程度実施する予定。また、簡易パンフレットと詳細ガイドブックを作成予定。</p>			
		<p>③アジア経済研究所における研究成果の最大化に向けた取組</p> <p>アジア経済研究所は、アジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカなど新興国・開発途上地域の貿易の拡大と経済協力の促進に寄与する基礎的かつ総合的な調査研究を行う国の研究機関として、我が国の通商政策・経済協力政策の基盤となる研究を実施する。</p> <p>その上で、中期目標において国立研究開発法人についての規定を準用して定められた目標を達成するため、研究マネジメント力を最大限に発揮し、(a) 人材の確保・育成、(b) 適切な資源配分、(c) 研究事業間の連携・融合、(d) 能力を引き出すための研究環境の整備、(e) 他機関との連携・協力を通じて、新興国・開発途上地域研究における研究成果の最大化に向けた以下の取組を行う。</p> <p>(i) 政策の基礎となる研究成果の創出を通じた産業・経済・社会への貢献 我が国における最大の新興国・開発途上地域の研究拠点として、新興国等の成長戦略やグローバル化に伴う課題に重点的に取り組む。開発途上地域の現地情勢・現地語に精通した経済学、政治学等の多様な分野の研究者の集積、国内外の研究ネットワークを最大限に活用して、現地の政府、経済界、社会のニーズを掘り起こしつつ、政策立案やビジネスの基礎的材料となる付加価値の高い研究成果と政策提言を創出する。その際、本部、国内事務所及び海外事務所のネットワークを活用して収集した企業情報や産業情報等を活用しつつ、企業や政府のニーズにより的確に対応す</p>	<p>③アジア経済研究所における研究成果の最大化に向けた取組</p> <p>以下の通り、我が国における最大の新興国・開発途上地域の研究拠点として、新興国等の成長戦略やグローバル化に伴う課題に重点的に取り組んだ。</p> <p>政策立案やビジネスの基礎的材料となる付加価値の高い研究成果を創出した。具体的には、政策当局の要請に基づく即応性の高い研究課題に取り組む「政策提言研究」として、「ラオス経済産業貿易開発ビジョン」研究会、「新興国市場におけるビジネスと人権－日本の CSR 戦略構築に向けて」研究会、「中国の自由貿易試験区－現状と展望」研究会等を実施、その研究成果を、経済産業省、外務省等の省庁の他、新興国政府等からの要請に基づいて提供した。</p> <p>本部、国内事務所及び海外事務所のネットワークを活用して収集した企業情報や産業情報等を活用しつつ、企業や政府のニーズにより的確に対応した。例えば、29 年度政策提言研究会『「一帯一路」構想と中国・日本への影響（第 2 分科会：『一帯一路」構想と中国の対外政策の新展開）』では、海外調査部および一帯一路構想の関係国にある海外事務所に協力を要請し、調査を実施した。また、「新興国市場におけるビジネスと人権－日本の CSR 戦略構築に向けて」研究会においては、海外事務所と協力し、「日系企業の責任あるサプライチェーンに関するアンケート調査」を実施、アンケート結果を研究成果に活かした。</p> <p>アフリカ開発会議（TICAD）を通じた協力に関心が高まるアフリカについては、TICADVI 開催前に、資源価格の下落や中国経済の減速によって経済成長に鈍化がみられたアフリカ経済の現状についての情報提供をロンドンにおいて行った。また、TICADVI の公式サイドイベントでは、アフリカの工業化や民間セクターに焦点を当てた経済構造改革をテーマにしたセミナーを開催し、広く産業政策や実証研究についての知見を提供しつつ、アフリカにおける経済構造改革の可能性についての情報提供を行った。</p> <p>さらに、アフリカ経済の現状に関する正確な理解の普及を目的とした政策やビジネスへの政策提言・政策判断の基礎的材料となる付加価値の高い分析に基づく研究成果をコンパクトにまとめた「アジ研ポリシー・ブリーフ No.68」を発行した。</p> <p>加えて、「冷戦後アフリカの土地政策」研究会、「アフリカにおける若者のスキル開発研究」研究会等のアフリカに関する研究会を立ち上げ、アフリカについての研究を重点化した。</p> <p>中国の自由貿易試験区の経済的影響や、中東政治の現状分析、ラオスの産業育成政策、新興国市場におけるビジネスと人権等にかかる研究成果について、経済産業省、外務省等の省庁の他、新興国政府等からの要請に基づいて、政策提言研究会を実施した（27 年度は 7 件、28 年度は 7 件、29 年度は 5 件）。その成果については、政策担当者への研究成果の普及と提言をまとめた「アジ研ポリシー・ブリーフ」としても発行している。上記政策提言研究会の成果を含む「アジ研ポリシー・ブリーフ」は 27 年度は 12 件、28 年度は 33 件、29 年度は 20 件を発行した。また、政策担当者等に対するブリーフィングは 27 年度は 300 件、28 年度は 410 件、29 年度は 453 件を実施した。経済産業省通商政策局アジア大洋州課の要請を受け、アジア地域の戦略的な見方を中心に定期意見交換も実施した（27 年度：計 15 回、28 年度：計 9 回）。</p> <p>海外で起こった事件・事故を機に高まる突発的な情報ニーズ等に対して、研究成果を踏まえた最新情報を提供した。例えば、28 年 7 月にトルコクーデター未遂事件が起こった際には、アジア経済研究所研究員が新聞・テレビ等で解説した。</p>				

	<p>る。また、貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げ、アフリカ開発会議（TICAD）を通じた協力に関心が高まるアフリカについての研究を重点化する。</p> <p>内外の政策ニーズを先取りした即応性の高い研究課題に取り組む「政策提言研究」を実施するほか、政策担当者等への研究成果のブリーフィング等を通じて、我が国の通商政策・経済協力政策に寄与するとともに、産業界、相手国政府に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する政策提言を行う。</p>	<p>産業界、相手国政府への提言として、ラオス・トンシン首相（当時）が石毛理事長にラオスの産業政策に関する政策提言依頼を表明したことを受けて、政策提言研究会「ラオス経済産業貿易開発ビジョン」を発足させ、経済地理シミュレーションモデル（IDE-GSM）を用いた研究を実施し、ジェトロと共同で政策提言書を作成し、27年にラオス政府に提出した。同年、政策提言書をラオス政府関係者に普及することを目的に、ビエンチャンで政策提言セミナーを開催し、プンタピ計画投資副大臣が出席した。28年にはフォローアップとして、ラオスの物流コストに関する政策提言研究会を発足し、研究結果を現地セミナーで発信した。ラオスの国内輸送コストが隣国タイと比べて高いことを指摘し、通関コストをタイ並みに下げることが提言。また、内陸保税蔵置場（インランド・デポ）の設置、タイ-ラオス間の鉄道整備、船会社のアライアンスのプラットフォーム形成など、通関コスト引下げの具体的な政策提言を実施。上記提言は、今後の政策立案に活用してもらうべく、29年6月に石毛理事長からトンシン首相へ手交した。</p> <p>28年度、29年度には、スリランカ政府を対象とした政策提言セミナーを開催し、物流ハブとして存在感を増すスリランカにおいて、今後のグローバルなサプライチェーンへの参加や輸出志向の経済成長に関する可能性、貿易規制・スタンダードに関する報告を行った。同セミナーは経済産業省およびスリランカ政府が作成している「投資促進ロードマップ」（28年度より継続して策定）の一部として位置づけられている。</p> <p>28年度、29年度には、日本におけるビジネスと人権への取り組みについて政策経費を獲得し、国際シンポジウムや外国での現地ワークショップを複数回開催し、ビジネスと人権に関する国際的な潮流と我が国が直面している課題について、日本国政府及び日系企業に対して情報発信を行った。</p> <p>29年度は経産省受託事業の一環として、アジア・アフリカ構想（AAGC）ビジョン策定にかかる事務局をERIA、インドの発展途上国研究情報システムセンター（RIS）と担い、知見の提供を行った。</p> <p>29年5月開催の「アフリカ開発銀行年次総会」での講演で、モディ首相が3機関の協力を歓迎。29年7月、東京で日印政府および事務局3機関の会合を開催したほか、29年9月には、RISとアジ研が協力のための包括的MOUを締結。30年3月、「発展ビジョン」策定に係る報告書を経済産業省に提出。アジ研では、「発展ビジョン」への貢献を引き続き行う。</p>		
	<p>(ii)先駆的かつ大学・企業等で実現しがたい研究成果の創出</p> <p>国の研究機関としての特性を活かしながら、多様な研究者の集積と国内外の研究ネットワークを活用し、先駆的かつ大学・企業等では実施しがたい研究成果を創出する。具体的には、空間経済学に基づきアジア経済研究所が構築した「GSM」（経済地理シミュレーションモデル）の地域的拡張や応用に取り組み、国際機関、外国政府等に対する政策提言に活用する。また、アジア経済研究所が長年培ってきたアジア国際産業連関分析を基礎として開発した「付加価値貿易分析」の普及と応用に取り組む。</p> <p>さらに、グローバルバリューチェーン（GVC）に世界的な関心が高まる中、付加価値貿易をはじめとする最先端の研究をリードするため、GVC研究拠点を整備する。</p>	<p>(ii)先駆的かつ大学・企業等で実現しがたい研究成果の創出</p> <p>空間経済学に基づきアジア経済研究所が東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）と共同開発した経済地理シミュレーションモデル（IDE-GSM）に関する取り組みとして、27年度から28年度にかけて、福井県立大学、北陸環日本海経済交流促進協議会、経済産業研究所と連携研究を実施し、IDE-GSMを活用し、北陸地方の国際化と地方創生に向けた研究を行った。27年度には、ラオス政府に対して、IDE-GSMを用いた分析をもとに経済発展に向けた提言を行い、政策提言書の提出、現地政策提言セミナーの実施等を行った。また、モンゴルの内陸開発途上国国際研究所やモンゴル国家統計局と共催でセミナーを開催し、IDE-GSMのモンゴルへの応用の可能性を探った。セミナーには、モンゴル財務省や道路運輸開発省など、多数の政府関係機関からの出席があった。その後、モンゴル側からデータ提供を受けモンゴルのインフラ整備計画の経済効果をIDE-GSMで分析した結果を、29年11月にウランバートルで開催したセミナーを通じ、モンゴル政府等に報告した。</p> <p>また、「付加価値貿易分析」やグローバル・バリュー・チェーン（GVC）に関する取り組みとして、27年度は政策提言研究会「付加価値貿易分析－発展途上国への展開（Ⅲ）」を発足し、WTOやOECDなどの国際機関等との共同研究を進めた。</p> <p>28年度から29年度にかけては、連携研究会「技術革新とグローバル・バリューチェーン」を発足しており、WTO、世界銀行、OECD、グローバル・バリューチェーン研究センター、中国発展研究基金会と共同で研究を実施した。29年度には、GVC研究を先導する国際機関・研究機関の初の共同研究成果をまとめたレポート「GVC Development Report : Issue1」を刊行、同レポートはWTOおよびアジ研のウェブサイト等で公開。続刊作成に向けて共同研究を継続している。29年9月にジュネーブで開催された「WTOパブリックフォーラム」で、世界銀行がワークショップを主催、アジ研が共催。その場で、上記レポートと今後の研究テーマについて、アジ研研究者も登壇して議論した。</p>		

			<p>(iii)国際共同研究等の推進を通じた世界への知的貢献 国際共同研究について、27年度に19件、28年度に16件、29年度に13件実施した。そのうち、連携研究では、清華大学国情研究院や復旦大学などの海外大学、台湾経済研究院などの研究機関、WTOや世界銀行、OECDなどの国際機関と連携し共同での研究を進めるなど、研究の深化と成果の最大化を図っている。また、28年度から29年度にかけて、ロンドン大学衛生熱帯医学大学院と、感染症対策の経済分析で連携研究を行った。</p> <p>アジア経済研究所が東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）と共同開発したIDE-GSMは、ERIAが策定した「アジア総合開発計画（CASP2.0）」に活用されており、「第3回日ASEAN経済大臣会合」（27年8月、マレーシア）において報告された。ERIAとアジア研は研究機関ネットワーク会合を2回開催した（27年1月クアラルンプール、29年3月ジャカルタ）。アジア研を含む研究機関ネットワーク（RIN）メンバーによりRIN Statementが2件とりまとめられ、ERIAに報告された。</p> <p>海外の研究機関との研究交流、ネットワーク拡大のため、ロンドン大学アジア・アフリカ研究学院（SOAS）、発展途上国研究情報システムセンター（RIS）、ラオス国立経済研究所（NIER）等との包括的な研究協力協定を締結した。また、国内の大学との研究連携を推進すべく、東京外国語大学現代アフリカ地域研究センターと研究活動等に関する覚書を締結した。</p> <p>アジア研の研究蓄積の国際的な発信展開のため、国際機関や海外の研究機関との共催イベントを実施した。「WTOパブリックフォーラム」には5年連続でアジア研のセッションが採択されており、国際機関や海外政府からの出席も多く、研究事業に対する関心の高さがうかがえた。また、2年連続で「国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）」内のイベントでも研究成果の発表を行い、政策担当者からも有益であると好評であった。</p> <p>ERIAとの連携について、27年、28年及び29年にタイ、ラオス、ベトナム他5カ国の学術機関の研究者とともにイノベーションに関する論文を共同執筆した。</p> <p>28年3月には、ERIA及びアジア研は日本政府との政策対話を実施し、技術革新、インフラ開発、SME政策などの切り口からASEAN域内の課題を議論した。</p> <p>さらに、29年3月にERIAと共催で国際シンポジウム「ニュー・ノーマル、統合、不平等」をジャカルタで開催。トランプ米大統領の「米国第一主義」政策に基づくTPPからの離脱、NAFTA再交渉等の米国の通商戦略の見直しや、英国のEU離脱といった情勢が、東アジアの経済統合や東アジア域内の通商政策にどのような影響をもたらすのかなどについてパネルディスカッションを行った。</p> <p>30年1月、定例的に実施する研究機関ネットワーク（RIN）会合の機会を最大限活用し、14カ国からの研究者（RINメンバー）やアジア研およびERIAの研究者に、著名な外部専門家を交え、各国ASEAN大使・インドネシア政府関係者等を対象とした有識者会合を開催した。イノベーションの進展が連結性向上に寄与し、連結性向上が距離の問題を克服すると共に新たなイノベーションを生み出すという一連の流れを、アンバンドリング（分離）概念をベースに議論した。来場したインドやニュージーランドなどの各国ASEAN大使からは価値ある研究、有益な情報であると高評価を得た。30年3月には、ERIAの日本における研究成果普及活動を支援し、またERIAとの連携研究の成果の日本国内での普及も行うためERIAと共催でシンポジウムを実施した。</p> <p>アジア研がERIAと連携し実施してきたイノベーションに関する研究の成果に加え、ERIAが京都大学及び早稲田大学との間でそれぞれ行ってきた共同研究成果も包含し、東アジアがさらなる発展を目指す中で必要とされる政府の開発課題と企業の経営課題について議論を深めた。</p> <p>27年度内において研究企画部研究連携推進課に研究マネジメント職1名を増員。また29年度採用活動の結果、30年4月に研究マネジメント職2名を採用した。引き続き研究マネジメント人材の重点的な配置を一層はかかっていく。</p>			
		<p>(iv)成果普及及びキャパシティ・ビルディングへの貢献等 研究成果は、出版、国際シンポジウム・セミナー</p>	<p>(iv)成果普及及びキャパシティ・ビルディングへの貢献等 産官学を含む一般に対して、時宜を得たタイミングで、開催地、開始時間等を工夫して国際シンポジウム、特別講演会、地方講演会等を開催した。27年度は82件、28年度は96件、29年度は104件を開催した。役立ち度（上位二項目が占める割合）は、27年度99.3%、28</p>			

	<p>開催、ウェブサイト等を通じて、政策担当者、メディア、経済界、国民各層に対して提供する。アジア 24 カ国・地域を対象とするアジア動向分析事業を実施し、その成果を『アジア動向年報』（年刊）及びウェブサイトで提供するほか、アフリカ、中東、中南米の地域別の雑誌発行（ウェブ版を含む）を通じた成果普及を行う。また、新たに国内の大学と連携した形のセミナー・講演会の開催を図る。</p>	<p>年度 97.3%、29 年度 96.0%と目標値の 80%を大きく上回っている。また、研究成果物を和英で外部出版社および研究所媒体を通じ積極的に発信した。さらにタイムリーな公開を目指し、29 年度から、定期刊行物『アジア動向年報』『アジア経済』『アジア研ワールド・トレンド』『ラテンアメリカ・レポート』について、刊行と同時にウェブでの即時公開を開始した。英文単行書も海外の学術出版社から電子版・紙媒体を同時刊行し、海外出版社の電子ジャーナル出版プラットフォームを通じて刊行している英文学術誌『The Developing Economies』とあわせ、電子媒体での発信の拡充に努めた。和文学術誌『アジア経済』は 30 年度から科学技術振興機構が運営する電子ジャーナル出版プラットフォーム J-STAGE 上での公開を予定し、アジア研の学術的研究に基づいた知見の、より広く効果的な発信に取り組む。</p> <p>「アジア諸国の動向分析」研究会では、グローバリゼーションがあらゆる分野で進展する中、目まぐるしく変動するアジア諸国・地域の政治、経済、国際関係の現状について、各国・地域の研究者が現地的一次資料や現地調査に基づいて把握、分析、その成果を『アジア動向年報』として提供した。29 年度からは、印刷版の刊行と同時にウェブサイト上で本文情報を公開するとともに、各国の主な政治経済上の出来事をまとめた重要日誌をデータベースとして新たに構築し提供している。また刊行と同時に、『アジア動向年報』の内容をテーマとする連続専門講座を実施する等、研究成果の普及に努めている。</p> <p>「現代アフリカの政治経済」研究会では、アフリカの社会問題に特化したオンライン学術雑誌『アフリカレポート』を発行した。今年度は論考 7 本、時事解説 1 本、書評 21 本を発行し、論文 1 本、時事解説 3 本を採択した。時事的なトピックとしては、エチオピア政府の統治およびコンゴ民主共和国の住民殺戮を扱った原稿を掲載し、ジンバブウェの大統領辞任に関する時事解説 2 本を採択した。ほかには、経済統合や国際武器移転、大統領選をめぐる各国の政治状況などの原稿を掲載した。来年度は、科学技術振興機構の運営する学術雑誌ポータル J-Stage において配信を行う予定である。</p> <p>「中東の政治経済分析」研究会では、『中東レビュー』第 5 号として年間を通じて英文および和文論稿（資料紹介を含む）を計 8 本、国別・テーマ別の「政治経済レポート」を、総論を含めて計 7 本掲載した。具体的には、アルシン・アディーブモガッダム「ロウハーニー政権下のイラン外交と世界」（英文）、ゴンチェ・タズミーニー「ロウハーニー政権—イラン内政の新たな転換」（英文）、ダルウィッシュ・ホサム「革命に抗する支配—エジプト司法権力と権威主義体制の復活」（英文）、土屋一樹「スイーサー政権はエジプトに持続的成長をもたらすか」、福田安志「アメリカの中東関与の変化とロシアの進出、湾岸への影響」、齋藤純「UAE 財政と付加価値税導入の影響」、清水学「イスラエル経済—グローバル化と「起業国家」 第 II 部 産業政策とイノベーション」、最後に歴史的ベルシャ語資料の翻訳である「出光石油協定に見る 1950 年代のイランと日本のエネルギー外交」（翻訳・解題ケイワン・アブドリ）が含まれる。</p> <p>またテーマ別のレポートを編集した「中東政治経済レポート」として、鈴木均「総論：29 年の中東地域」、池内恵「トランプ大統領のエルサレム首都認定宣言の言説分析」、池田明史「イスラエルのアジア外交攻勢—対印・対中関係の積極化をめぐって」、福田安志「中国と湾岸地域—原油を軸とした関係とその発展」、土屋一樹「エジプトの高インフレ」、今井宏平「ロシア軍機撃墜事件（27 年 11 月）以後のトルコとロシアの関係」、最後に高橋理恵「中東・イスラーム諸国関係資料紹介」が掲載された。</p> <p>「ラテンアメリカの政治経済社会」研究会では、日本では情報が限られているラテンアメリカ諸国の政治、経済、社会、国際関係の諸分野に関して、ときどきの重要テーマを研究者が専門的見地から分析した論稿・情報を『ラテンアメリカ・レポート』（年 2 回発行）を通じて社会一般にわかりやすく普及した。29 年度は、第 34 巻第 1 号（29 年 7 月 20 日）、第 2 号（30 年 1 月 20 日）を発行し、2 号あわせて論稿合計 11 本、現地報告 2 本および資料紹介記事 12 本、フォーラムエッセイ 2 本を掲載した。</p> <p>ラテンアメリカでは、21 世紀に入って域内を席卷した「左派政権の波」の潮目が変わりつつあり、各国の選挙動向や政治情勢の変化が注目される。域内各国でみられる政権交代は、経済政策の変化にもつながっている。また 29 年には前年の米国トランプ政権の誕生がラテンアメリカ各国、とりわけメキシコにどのような影響を与えるかが注視された。</p>			
--	--	---	--	--	--

				<p>このような状況で Vol.34 No.1 では、エクアドル総選挙、ブラジル地方選挙、ベネズエラの制憲議会選挙などに関する論稿、エクアドルとブラジルの経済政策に関する論稿などを掲載した。またノーベル平和賞を受賞したコロンビア政府と左翼ゲリラ FARC との和平合意に関する論稿も取り上げた。No.2 では、メキシコと米国の外交関係、米国向け輸出製造業の動向、そして急速な治安悪化で注目されるメキシコの麻薬紛争に関する論稿を集めたメキシコ特集を組んだ。それ以外にはパラグアイの大統領再選禁止規定をめぐる政治対立、チリの銅産業の生産性向上政策などに関する論稿を取り上げた。</p> <p>国内の大学と連携したセミナー・講演会の開催として、東京大学、東北大学、名古屋大学、大阪大学、神戸大学、長崎大学、早稲田大学等の大学と協力して、セミナー・講演会を開催した。例えば、東京大学とは一路と AIIB、空間経済学等をテーマとするワークショップを開催した。</p>			
		<p>開発専門家育成のため開発スクール (IDEAS) を運営しアジア経済研究所の途上国開発に関する研究成果の蓄積を活用して開発専門家育成を行い、アジア・アフリカ諸国の行政機関等から将来の政策立案を担う研修生の受入を通じて開発途上国政府の政策立案・実施機能の向上に貢献するほか、開発協力を担う日本人開発専門家の養成を図る。特に、平成 25 年から始まったアフリカ諸国からの研修生受入を海外事務所等の協力を得ながら拡充する。また、日本国内及び海外でのフォローアップ研修を通じて、開発途上国政府等における IDEAS 研修生ネットワークの拡充・活用を図る。</p>		<p>経済協力・開発援助の現場において、高度な専門性を持って活躍できる開発専門家の育成を目指す開発スクール (IDEAS) 事業を展開。27～29 年度は開発専門家を目指す日本人 (延べ 58 名)、アジア・アフリカ諸国の若手行政官を対象とした外国人に対する研修 (20 カ国から計 54 名) を実施。特にアフリカ諸国からの研修生受入を拡充し、アフリカ諸国からの受入は 27～29 年度で 6 カ国から計 17 名となった。また、各年度の日本人・外国人研修生の役立ち度上位 2 項目の割合は 100%であった。</p> <p>フォローアップ研修については、27 年度は 28 年 2 月に 16 名、28 年度は 29 年 2 月に 10 名、29 年度は 30 年 2 月に 10 名の研修を実施し、研究交流・ネットワークの拡充に努めた。</p>			
		<p>アジア経済研究所は、開発途上地域についての世界有数の専門図書館であるアジア経済研究所図書館 (蔵書 65 万冊) を中核とする知識インフラを提供する。貴重資料や研究所出版物の電子提供等の拡充を通じて資料の活用と利便性の向上を図るほか、資料展・講演会等の実施や図書館共同利用制度を通じて大学・研究機関の図書館等との連携を強化する。</p>		<p>アジア経済研究所図書館は、開発途上地域の資料・情報センターとして開発途上国の社会科学に関する基礎的文献と最新の資料を収集・整理し、利用者に提供している。29 年度末の図書の蔵書は約 72 万冊であり、新聞・雑誌、統計資料、各種データベースも取捨選択しつつ効率的に収集・提供をしている。</p> <p>また、情報の電子化が進む中、29 年度より、3 つの研究成果データベースを統合し、国立情報学研究所の共用リポジトリサービス、JAIRO Cloud 上に、アジア経済研究所学術研究リポジトリ (ARRIDE) として再構築した。これにより、研究所が実施する研究事業の研究成果物を一元的に管理するとともにワンストップでの情報提供が可能となった。</p> <p>29 年度末現在、14 の大学図書館と共同利用制度の覚書を締結して、図書資料の相互貸借を行い利用者の利便を図るとともに、広報の一環として資料展・講演会を共催した。30 年度は新たに早稲田大学と締結済みである。</p> <p>今期最終年度である 30 年度も引き続き開発途上地域の経済、政治、社会等を中心とする諸分野の資料・情報を提供する専門図書館として、利用者の利便性を向上させ、途上国研究者、大学関係者、官公庁、マスコミ、ビジネスマン等に対し、多様なルートを通じて知識インフラを提供する。</p>			

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務改善の取組		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費及び業務経費の合計の毎年度平均で前年度比(計画値)	第四期中期目標期間中、 $\Delta 1.15\%$	第三中期期間中、年平均 $\Delta 1.36\%$	—	—	—	第四期中期目標期間中、 $\Delta 1.15\%$		
(実績値)	—	—	—	—	—			

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
	運営費交付金を充当して行う業務については、第四期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比 1.15%以上の効率化を行うものとする。 この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.15%程度の効率化を図るものとする。	運営費交付金を充当して行う業務については、第四期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比 1.15%以上の効率化を行う。 この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.15%程度の効率化を図る。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び業務経費の合計の毎年度平均で前年度比：$\Delta 1.15\%$ <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業について、効率化を検証し、業務の質の向上を目指すべく、一層質の高い、効率的な業務運営を図る。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的指標を達成しているか。 上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>29年度において、一般管理費及び業務経費の合計については、業務効率化により、毎年度平均の効率化比率で 2.28%減を達成している。</p> <p>30年2月末にビジネスライブラリーを閉館し、書籍を中心とした資料収集・提供を終了した。3月からはデータベースに絞った効率的な情報提供を行い、業務経費の削減を実現。</p>	<p><自己評価></p> <p>評定：B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	<p>評定</p>	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	組織体制・運営の見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	<p>組織体制の見直しについては、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所間の連携強化や情報の円滑な流通を促進し、「3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて、事業のより効果的な実施が可能となる組織設計を行う。</p> <p>監事・監査業務等の内部統制強化を図りながらも、それにより管理部門の人員が増大しないよう努力する。</p> <p>また、国内外の各事務所がサービスの最前線であることから、各事務所の業績及びコスト情報を把握した上で、中期計画において定める評価手法に基づき、事務所単位での評価を実施する。また、利用者アンケートを活用するなどにより、事務所単位でのサービスの質の向上に努め、事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。</p> <p>○国内事務所 国内事務所については、自治体等における貿易・投資施策の策定プロセス等へ積極的に参画するな</p>	<p>①本部組織 ビジネスの仕組みがグローバルに拡大しつつある中、国内外の企業からのビジネス支援ニーズに多面的かつ効率的に応えるべく、以下の視点から本部の組織体制を再構築する。</p> <p>(i)顧客支援強化に向けた体制の整備 顧客からのファーストコンタクト窓口を担うとともに、顧客サービスの向上を推進する部署を新設する。</p> <p>(ii)政府の成長戦略への貢献に向けた体制の強化 対日直接投資の促進事業の拡大のため、二次投資支援を含めた体制を抜本的に強化するとともに、農林水産物・食品の輸出促進についても政府が進める品目別のオール・ジャパンでの取組にきめ細かく対応するため、品目別支援体制を構築する。さらに、地方創生を推進するため組織横断的視点を持つ部署を新設する。</p> <p>(iii)企業ニーズに的確に対応する体制の構築 企業に一層寄り添ったビジネス支援を強化するため「産業別」の部を再編し、我が国企業の海外展</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ①本部組織 ・国内外の企業からのビジネスニーズに多面的かつ効率的に応えるべく、本部組織の体制を整備する。</p> <p>②アジア経済研究所 ・研究の質的向上を図るため、外部の研究者による研究成果の評価を実施する。</p> <p>・内部査読を組織的に実施する。</p> <p>・産業界、学界、メディア等の有識者の意見は定期的に聴取し、政策的・社会的な研究ニーズ把握と研究事業の適正化に生かす。</p> <p>③国内事務所 ・自治体や関係団体等との連携を加速させ、地元企業・産業の海外展開、外国企業の投資誘致や訪日外国人の誘致などの地域経済活性化等に資する取組を進める。特に、覚書(MOU)を締結済みの独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の支援機関を中心に、共</p>	<p><主要な業務実績> ①本部組織 (i)顧客支援強化に向けた体制の整備 お客様の窓口となる情報提供業務(貿易投資相談、ライブラリー、会員)を担ってきたビジネス情報サービス部を「お客様サポート部」に改め、一部機能を拡充した。</p> <p>(ii)政府の成長戦略への貢献に向けた体制の強化 ・外資系企業の二次投資案件支援を行う「外資系企業支援課」の設置をはじめ対日投資部の体制を強化した。また、大阪本部の対日投資機能を強化(二次投資案件発掘・支援機能の補完、関係機関との連携強化等)するために、大阪本部に対日投資誘致を担う対日投資推進課を新設した。</p> <p>・政府目標である農林水産物・食品の輸出一兆円目標の実現に向けて下記取り組みを行った。</p> <p>①フォローアップ・デスクの新設 29年度より、農林水産・食品部で実施する国内外の見本市や商談会に参加した事業者を継続的に支援し、その成果を把握するためのフォローアップ・デスクを設置した。</p> <p>②インクワイアリーサービス・デスク(仮) 30年度よりジェトロのネットワークを活用し、海外バイヤーの引き合いや買い付けニーズを日本国内の事業者につなげるインクワイアリーサービス・デスク(仮)を設置し、見本市や商談会といったイベント会期にとらわれず、常時商談機会を提供できる体制を整備した。</p> <p>・農林水産物・食品の輸出促進における品目別取組を強化するため、品目3課(農林産品支援課、水産品支援課、加工食品・酒類支援課)を新設した。各品目課では品目別輸出団体との連携により、各品目分野における輸出促進に向けた取り組みを後押しするとともに、29年度からは各品目課の課長代理が新設された「日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)」の担当者として兼務し、対象品目のプロモーションの推進に貢献した。</p> <p>・農林水産物・食品のブランド構築のためのオール・ジャパンでのプロモーションを企画・実行する新たな組織として「日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)」を設置した。</p> <p>・組織横断的に地方創生を推進する地方創生推進課を企画部内に新設</p>	<p><自己評価> 評定：B 計画どおり実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	<p>評定</p>	

<p>ど、地元での連携強化を図る。また、地域ニーズへの対応強化、地域経済活性化への貢献、顧客の裾野の拡大を図るため、地元からの強い要請や応分の経費負担を前提として、貿易情報センターネットワークの強化を図る。加えて、全国8ヵ所に設置した「地域統括センター」を起点として、地域で連携した産品の市場開拓など都道府県の枠組みを超えた広域事業を展開していく。今後の国内事務所の開設に際しては、地域における中小企業社数、海外展開や輸出の現状及び可能性など定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で費用と便益を適切に比較して判断することが必要であり、これらの視点を踏まえた開設の考え方について、必要な見直しを進める。また、前中期目標期間中に開設された事務所及び今後開設予定の事務所について、開設から一定期間を経た後（山梨事務所については初年度速やかに）、管轄地域において支援を行った企業が海外展開した数の伸びや輸出額の増減などを踏まえて、事務所の開設の効果について検証を行う。また、引き続き、我が国における中小企業の海外展開や輸出の現状及び可能性、自治体の負担、事務所設置による効果などを検討し、国内事務所設置から生じる費用と便益を考慮し、国内事務所の配置について、本法人としての考え方を整理した上で、必要な見直しを進める。さらに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の地方事務所との共用化又は近接化を推進し、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、一層の連携協力を図る。</p> <p>○ 海外事務所 海外事務所については、アジア・アフリカといった新興国など企業の海外展開・政策的支援のニーズの高い地域と、欧米など対日直接投資活動の展開等の観点で重要となる先進国において、必要な拠点・ネットワークの強</p>	<p>開支援のみならず産業の専門性を活かしたインバウンドの取組支援を行う。また、企業のニーズが高まっている海外での知的財産権の活用、イノベーションの促進及び海外の基準・認証への対応等の業務を担う部署を新設する。</p> <p>②アジア経済研究所 国際機関等との研究連携・国際共同研究の一層の推進や重点的な研究課題の企画・調整機能の強化を図る。また、研究の質的向上を図るため、外部有識者からなる「業績評価委員会」が選定する外部の研究者による研究成果の評価を実施するほか、アジア経済研究所内の「研究企画委員会」による内部査読を実施する。特に政策的・社会的な研究ニーズ把握と研究事業の適正化のため、産業界、学界、メディア等の有識者で構成される「調査研究懇談会」を活用する。</p> <p>③国内事務所 国内事務所については、自治体や関係団体等との連携を加速化させ、地元企業・産業の海外展開、外国企業の投資誘致や訪日外国人の誘致などの地域経済活性化等に資する取組を進める。特に、覚書（MOU）を締結済みの独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の関係団体とは、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、企業の共同訪問、セミナー・展示会・商談会開催や海外ミッション派遣などで一層の連携協力を図る。加えて、独立行政法人中小企業基盤整備機構とは地方事務所との共用化又は近接化を推進する。なお、地域貢献等における具体的な成果を創出するに当たっては、都道府県ごとのきめ細かな体制と全国8ヵ所に設置した「地域統括センター」を基点とする広域体制とを両立させた体制の整備を更に推進し、国内事務所ネットワークの強化を図るとともに、各自治体等からの負担金拡大、委託業務費の抛出や研修生を</p>	<p>同での企業訪問、セミナー・展示会・商談会開催や海外ミッション派遣などで一層の連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人中小企業基盤整備機構と地方事務所の共用化又は近接化を推進する。 都道府県ごとのきめ細かな体制と地域統括センターを基点とする広域体制とを両立させた体制の整備をさらに推進し、国内事務所ネットワークの強化を図るとともに、各自治体等からの負担金拡大、委託業務費の抛出や研修生をはじめとする人的派遣等を積極的に働きかけ、運営基盤の強化を図る。 <p>④海外事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策ニーズや事務所単位での評価等を踏まえ、事業成果の向上に資する海外ネットワークの在り方を検証・検討し、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。 欧米先進国における対日直接投資促進やジャパン・ブランドの発信等の強化に向けた業務体制の整備を継続するとともに、将来ニーズの高い新興国での体制の充実を図る。 事業の連携強化等を行うため、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述の取組を行っているか。 	<p>した。</p> <p>(iii) 企業ニーズに的確に対応する体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業に一層寄り添って我が国企業の海外展開支援のみならず産業の専門性を活かしたインバウンドの取組支援を行うため、農林水産・食品部、ものづくり産業部、サービス産業部と、産業別に部を再編した。 <ul style="list-style-type: none"> ・企業のニーズが高まっている海外での知的財産権の活用等によるイノベーションの促進及び海外の基準・認証への対応等の業務を担う「知的財産・イノベーション部」を新設した。 <p>②アジア経済研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究企画部研究連携推進課を新設。研究マネジメント職を重点的に配置した（同課を中心に国際機関等との研究連携・国際共同研究の推進、重点的な研究課題の企画・調整機能の強化を図った）。 ・外部有識者（アジア経済研究所業績評価委員会）による研究評価については毎年度第4四半期に実施し、平均評価点は4.4点（5点満点/27年度4.4点、28年度4.2点、29年度4.5点）。 <ul style="list-style-type: none"> ・研究双書、選書、外部英文出版等書籍の形で発表される研究会成果（27年度15件、28年度15件、29年度10件）件を対象に、各研究会の成果につき各2名が内部査読を実施。 ・27、28、29年度に一回ずつ調査研究懇談会を実施。各界有識者から研究所の運営に資する意見を聴取。29年度については「アジ研のプレゼンスを効果的に示すための研究および成果の発信の在り方」、「研究活動で得られた一次データの公開」、「中長期的にアジ研の研究を担う研究者の育成」等につき幅広く意見が表された。 <p>③国内事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新輸出大国コンソーシアム事業等を通じ、全国の貿易情報センターに専門家を配置し、支援対象企業を発掘するとともに、支援企業からの質問や相談等への対応や、企業の要望や活動状況にあわせた、コンソーシアム内の最適な支援サービスの紹介など、企業に寄り添う支援を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・外国企業の誘致に関しては、トップセールスを含む国内外でのセミナー開催によるプロモーション、地域の投資環境・インセンティブ等の情報提供、拠点の立ち上げ支援などを自治体と連携して実施。自治体との連携件数は上述のとおり（1.（1）対日直接投資の促進④地方創生との連携）に記載） <ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人の誘致については、各国内事務所が自治体と綿密に打ち合わせ、地元ニーズを踏まえ産業観光連携事業を実施した。地域産品輸出やインバウンド促進を支援するため国内事務所が自治体や地元の関係団体と共同立案し、その地域に合ったメニューをパッケージにして提供する「地域貢献プロジェクト」を実施。北海道羊蹄地域の輸出拡大・海外経済交流では、Travel & MICE Mart 2017に出展し、外国旅行代理店などの海外バイヤーに羊蹄地域の魅力を紹介するとともに、海外出展ブースを訪問して売り込みを行った。また、米国や中国、東南アジアの海外食品バイヤーを招へいし、地元事業者による商品のプレゼンテーションとバイヤーとのネットワーキングを実施した。京都伏見のSAKEブランド構築では、29年度に北米、オーストラリア、チリなど5カ国から日本酒バイヤーを招へいして、地元事業者と商談を行い、酒造りの現場を視察。在京の海外メディアも招へいし、酒蔵やバイヤー、観光施設等の取材を行い、伏見について海外へ広く情報発信をした。 <ul style="list-style-type: none"> ・各国内事務所がセミナー・展示会・商談会の共催・協力等を通じて覚書（MOU）を締結済みの関係団体と連携を深めている。その他にも、中小企業基盤整備機構や商工組合中央金庫との海外支援事例集の共同作成、中小企業基盤整備機構と連携した海外展示会出展支援、日本政策金融公庫主催のビジネス商談会におけるジェトロ相談ブースの出展なども実施している。上記以外の機関についても、日本/東京商工会議所の委員会等において役員がメンバーとして参加、日本商事仲裁協会に対してリスク管理セミナーの開催に協力することなども行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・国内事務所の移転時には、地方自治体の意向を確認しつつ、立地条件、賃料等の貸借条件を踏まえ個別に近接化を検討した。その結果、福岡事務所では30年7月の移転により中小企業基盤整備機構(九州) 			
--	---	--	--	--	--	--

<p>化を図る。その際、事務所単位での評価及び民間サービスの状況等も踏まえ、既存事務所の更なる見直しを実施するとともに、将来ニーズの高い新興国への事務所及び職員の配置を進める。さらに、配置の妥当性について、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で、検証する。また、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。</p>	<p>はじめとする人的派遣等について積極的に働きかけ、運営基盤の強化を図る。</p> <p>④海外事務所 海外事務所については、事務所単位での評価や民間サービスの状況等を踏まえ、既存事務所の更なる見直しを実施し、事業成果の向上に資する海外ネットワークの在り方について検証・検討を行い、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。具体的には、欧米先進国における対日直接投資促進やジャパン・ブランドの発信等の強化に向けた一層の効率的な業務体制の整備を図るとともに、将来ニーズの高い新興国における体制の充実を図る。なお、配置の妥当性については、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で検証する。また、事業の連携強化等を図るため、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。</p>		<p>との近接化が実現。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域統括センターが中心となり、ブロック内で定期的な会議を開催し、事業連携の検討や情報共有を行うなど、地域内での密な連携体制を構築した。また、各事務所では年に1度、有識者会議を開催し、地元のニーズを汲み上げてきめ細かい対応ができるよう事務所運営を行っている。 ・自治体からの要請に応え、滋賀貿易情報センターを29年7月に、和歌山貿易情報センターを29年10月に開設。群馬貿易情報センターは、30年7月に開設予定。 ・各貿易情報センターから各地方自治体等に積極的に働きかけた結果、負担金や委託業務費が拡大したほか、研修生などの外部人材の獲得にも繋がり、運営基盤が強化された。 <p>④海外事務所 ＜北米・大洋州＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長市場として注目高まるダラスにヒューストン事務所の「サテライトデスク」（非常駐、出張時に利用）を設置した（28年11月）。 ・ニューヨーク事務所が先に移転していた国際交流基金及び国際観光振興機構との近接性を維持する物件に移転した（27年11月）。 ・シドニー、ロサンゼルスが、経費効率や、立地、環境等、事業実施に支障のない適切な物件であることを前提に、他法人との近接性を維持する物件に移転した（シドニー：28年12月、ロサンゼルス：29年2月）。 <p>＜中南米＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルゼンチンにおける経済開放を推進する新政権の誕生（27年12月）、日本企業のビジネス情報ニーズの高まりを踏まえ、駐在員が不在だったブエノスアイレス分室に駐在員を再派遣し事務所化した（29年1月）。 ・ベネズエラの政情不安、治安悪化を踏まえ、カラカス事務所の駐在員を退避し分室化した（29年4月）。 ・貿易投資相談等の活動実績を踏まえ、中南米2分室（パナマ、サン・ホセ）を閉鎖した（29年9月）。 <p>＜欧州＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貿易投資相談等の活動実績を踏まえ、北欧3事務所（ストックホルム、ヘルシンキ、コペンハーゲン）を閉鎖した（27年9月末）。 <p>＜中東・中央アジア＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トルコにおける地域本部を配置する欧州企業の増加、日系企業集積の進展等を踏まえ、イスタンブール事務所の駐在員を増員した（27年8月）。 ・トルコから中央アジア・コーカサスへのビジネス展開の動きを踏まえ、中央アジア・コーカサス地域の所管を見直し、イスタンブール事務所を同地域の調整センターとした（27年10月）。 ・イラン経済制裁解除（28年1月）による同国内でのビジネス展開の動きを踏まえ、テヘラン事務所の駐在員を増員した（28年7月）。 <p>＜アジア＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バンコク事務所ブノン分室を事務所運営体制の整備状況を踏まえ事務所化した（27年10月）。 ・ハノイ事務所が国際協力機構（JICA）と同一建物内に移転し近接化を実現した（27年9月）。 <p>＜アフリカ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エチオピアのハイレマリヤム首相による安倍首相への要請、アフリカ事務所倍増方針（TICADVにおいて茂木経産相が発表）を踏まえ、アディスアベバ事務所を設置した（28年3月）。 ・安倍首相とモザンビークのニューシ大統領による「日モ共同声明」（29年3月）を踏まえ、マプト分室を開設した（29年10月）。 		
--	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3	調達方法の見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付総務大臣決定)を踏まえて、日本貿易振興機構が策定した「調達等合理化計画」に掲げられた目標を達成するものとする。	迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付総務大臣決定)を踏まえて策定した「調達等合理化計画」に掲げられた目標を達成するものとする。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の点検(全件) <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成28年度調達等合理化計画」に掲げた、随意契約の限定、一者応札・応募削減に向けた取組、調達担当職員の事務処理能力の強化のための研修の実施、調達に関するガバナンスの徹底を行う。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定量的指標を達成しているか。 ・上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達について、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(27年5月総務大臣決定)に基づき、PDCAサイクルにより、公正性および透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むために、27年度以降毎年度毎に「独立行政法人日本貿易振興機構調達等合理化計画」を策定している。 ・競争性のない随意契約の案件全てについて、事前に契約総括責任者、契約審査責任者等が随意契約の必要性、随意契約事由及び契約金額の妥当性について厳格な審査を行い、真に止むを得ないものに限定し実施した結果、29年度の全契約に占める割合は件数で12.5%、金額で5.6%だった。競争性のない随意契約の主な内容は、事務所の借館(18件)、供給元が一の資料データベース・システム(16件)、展示会出展(14件)などであるが、事業の多用化に伴い展示会の出展契約等が増加したため、金額は減少したものの件数が増加し、契約全体に占める割合はいずれも拡大した。 ・応札者の範囲を拡大するため、①十分な公告期間の確保、②調達見通しの公表、③新規事業者が参入しやすい仕様書の作成、④入札参加要件の緩和、⑤入札説明会に参加したが未応札・未応募であった事業者へのヒアリングの実施などの取組を実施した。 ・平成29年度における一者応札・応募の状況は、件数は124件(契約全体に占める割合22.5%)、金額は16億円(同23.1%)であり、前年度に比して件数・金額いずれも減少し、契約全体に占める件数の割合はほぼ前年度並みであった。専門的知見や経験等を求める仕様を満たす人材の確保が困難と思われる地方の貿易情報センターの労働者派遣業務、既存システムの保守・改修や年間を通じて実施する事務局・デスク運営業務等のノウハウの蓄積やコスト面で新規事業者にとって参入ハードルが高いと想定される案件、特殊分野に関する業務のため参入可能な事業者が限られた案件等が一者応札・応募となった。一方、業務開始までの期間の十分な確保や仕様内容の見直し等により、前年度一者応札から複数応札に改善された案件もあった。 ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」等を受けて、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を27年度は3回、28年度と29年度は2回開催し、競争性のない随意契約、一者応札・応募であった案件を中心に「調達等合理化計画」の策定および進捗に係る点検を行い、点検結果及び議事概要等はウェブサイトで公表した。 	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	<p>評定</p>	

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-4	人件費管理の適正化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げ、我が国及び地域経済の再生を果たすため、第四期中期目標期間中の日本貿易振興機構の果たすべき役割が増大することが見込まれることから、政府や社会から期待される役割を果たすために必要となる適正な人員の配置を行う。その際、給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当てを含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表するものとする。	政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げ、我が国及び地域経済の再生を果たすため、第四期中期目標期間中の機構の果たすべき役割が増大することが見込まれることから、政府や社会から期待される役割を果たすために必要となる適正な人員を配置する。その際、給与水準の合理性・妥当性について、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較など厳格に検証を行う。その上で、業務の性格や難度に応じた職種の多様化や組織の大括り化などによる管理職ポストの抑制などにより給与水準の適正化を図り、毎年度の給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイト等で、対外的に公表する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準の合理性・妥当性について、国家公務員及び機構と人材確保の点で競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較などを行う。 業務の性格や難度に応じた職種の多様化や組織の大括り化などにより給与水準の適正管理を行う。 当該年度の給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイト等で、対外的に公表する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>【給与水準の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ラスパイレス指数による検証を実施。 給与水準の適正化に向けて、常勤嘱託員の採用など雇用形態の多様化を通じた職員構成の見直しを図っている。 <p>【給与水準の情報公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準及びその合理性・妥当性は、ウェブサイト等で対外的に公表している。 27年度以降の法人業績評価結果は、役員だけでなく職員の業績給にも反映させるよう見直しを図った。また、27年度の評価結果の反映から、非管理職の業績給の割合を30%から40%に引き上げた。 29年度は国家公務員の退職手当調整率の改正を踏まえ、役員退職手当の支給率と職員退職手当の調整率の引き下げを行った。 	<p><自己評価></p> <p>評価：B</p> <p>計画どおり実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	<p>評価</p>		

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-5	費用対効果の分析		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析することで、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。	業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析することで、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。具体的には、四半期ごとに事業別の進捗状況を確認しつつ、機構内部に設置された「アウトカム向上委員会」を定期的に開催し、中期目標・中期計画・年度計画で定められた目標値の達成状況を確認するとともに、目標達成に必要な人材・予算等の資源の再配分を行うことで、着実な目標の達成と事業の効率的な実施を図る。国内外事務所については、事務所単位で目標値を設定するとともに、事務所単位で費用を把握した上で、本部と同様に、四半期ごとの進捗管理を行い、アウトカム向上委員会での評価を通じた資源の再配分等を行う。その際、国内外事務所については、「貿易情報センターの設置・運営に関する考え方」を定め、それに沿って事務所の設置及び運営についての評価や見直しを行う。また、事業評価を各事務所長の業績評価と連動させ事務所運営	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごとに事業別の進捗状況を確認しつつ、機構内部に設置された「アウトカム向上委員会」を半年に1度開催し、中期目標・中期計画・年度計画で定められた目標値の達成状況を確認するとともに、目標達成に必要な人材・予算等の資源の再配分を行うことで、着実な目標の達成と事業の効率的な実施を図る。 ・国内外事務所について、事務所単位で目標値を設定し、評価を通じた資源の再配分等を行う。事務所単位でのサービスの質の向上と、事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。 <p><評価の視点> 上述の取組を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごとに事業別の進捗状況を確認するとともに6月と11月にアウトカム向上委員会を開催し、PDCAサイクルによる業務の効率化と改善に努めた。進捗が芳しくない目標値と事業については、要因分析を経て役員会で具体的対策をとりまとめ、必要な予算・人員を割くなどして、事業の円滑な実施と目標達成につなげた。 【国内事務所】 ・28年度より国内事務所評価制度を試験的に導入。28年度の試験導入を踏まえ、29年度より国内事務所評価制度を本格導入。 ・各事務所が常に最新の自所の目標達成状況の把握ができるよう、各月ごとに目標達成状況を取りまとめて、可視化及び共有化を図った。 ・事務所の開設においては、29年2月に策定した「貿易情報センターの設置・運営に関する考え方」を踏まえ、費用対効果の検証を行ったうえで事務所設置を決定した。既設事務所も含めた国内ネットワークの在り方については、アウトカム向上委員会や国内事務所評価制度導入の結果も踏まえ、一部人員体制等の資源の再配分を行った。 ・29年度評価から、事務所による業績評価と各事務所長の個人業績評価を一定程度の連動を実現。 ・地域統括センターを基点として地域内の事務所の連携を促すことで、人的リソース・予算を有効活用すると共に、ノウハウを共有するなどして、国内ネットワークの強化に努めている。また、地域の枠を超えた広域事業として輸出商談会を開催するなど、地域内に留まらない各地域ブロック間での連携にも取り組んでいる。 ・業績評価結果も踏まえ、予算配分や人員配置を検証・見直し。法人評価結果は27年度評価分から職員の処遇に反映。 ・27年度以降の法人業績評価結果は、役員だけでなく職員の業績給にも反映させるよう見直しを図った。また、27年度の価結果の反映から、非管理職の業績給の割合を30%から40%に引き上げた。 	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	<p>評定</p>

		<p>に係る責任の所在を明確にすることで、事務所単位でのサービスの質の向上、ひいては事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。</p> <p>機構による自己評価を経て経済産業省において確定される事業年度及び中期目標期間の業績評価の結果については、組織や役職員のインセンティブ確保に結びつけるべく、次年度以降の内部の予算や人員配置に反映させるとともに、従来の役員の業績給等に加え、職員の処遇にも適正に反映させるべく見直しを図る。</p>				
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-6	民間委託（外部委託）の拡大等		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	民間委託の拡大に当たっては、業務全般の運営方法の見直しや必要となるコストの検証を実施しつつ、管理的業務に加えて、各種事業実施に伴う定型的な業務等、民間企業に外部委託が可能な業務については外部委託を推進し、効果的かつ効率的な業務運営を図る。また、官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。	民間委託の拡大に当たっては、業務ワークフローなどの不断の見直しや必要となるコストの検証を実施しつつ、これまで効率化を進めてきた人事、給与、物品調達などの管理的業務に加えて、セミナー・講演会の開催準備など、各種事業の実施に伴う定型的な業務等、外部委託の可能性のある業務を特定し、外部委託を推進して業務の効率化を進める。また、官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務ワークフローなどの不断の見直しを進めつつ、人事、物品調達などの管理的業務や、各種事業の実施に伴う定型的な業務等、民間委託が適切な業務については外部委託を図ることで業務の効率化を進める。 官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。 <p><評価の視点> 上述の取組を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 本部とアジア経済研究所の統一システム基盤の運用業務の外部委託については、引き続き入札によって委託先を選定し、29年4月から業務を開始した。 業務ワークフロー・コスト分析の事例を総務省に29年度に提出。 ビジネスライブラリーの運営は、24～26年度の民間競争入札（市場化テスト）を経て「終了プロセス」の適用が認められたため、26年度中に一般競争入札を行い、27年4月より落札事業者による業務が開始。書庫資料の寄贈等処分作業や蔵書点検など委託先のノウハウを活かし、業務を効率的に遂行した。 	<p><自己評価></p> <p>評価：B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	<p>評価</p>	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-7	業務の電子化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	日本貿易振興機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ、効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、IT技術を活用して執務環境の整備を図る。その際、調達方法の改善を図ることにより、ユーザー当たりのIT基盤投資コストの抑制に努める。	機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、業務フローの改善をしつつ、IT技術の活用を推進する。例えば、タブレット端末やWEB・TV会議システム等を活用した時間と場所に縛られない執務環境の整備、企業の利用・支援状況等を一元的に管理するデータベースの構築、活用を図るとともに、決裁・申請手続きの電子化について、業務フローの改善をしつつ、システムの活用・導入を進める。IT技術を活用した執務環境の整備に際しては、これまで以上に調達時期の調整を図るとともに、外部専門家による意見等も踏まえ、クラウドシステム、多様なデバイスに対応するシステム、WEB会議室等その使用用途に的確に対応した機器、サービスを調達することにより、今中期目標期間中に計画されている「ジェトロ共通システム基盤」の更改においては、投資コストを現基盤と比較し、その抑制を図りつつ、利用形態の高度化を推進する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・業務フローの改善をしつつ、IT技術の活用を推進する。</p> <p><評価の視点> ・上述の取組を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> ・29年6月にシステム基盤を刷新し、国内執務用PC、メール/グループウェア、オフィスソフトウェア、サーバの刷新を行った。情報共有の要となるグループウェア機能は、トライアル部署を選定し利用を開始している。今後運用実績を踏まえルールを作成し、機構内展開を図る予定。</p> <p>・ジェトロ内部で利用するTV会議の改善を図った結果、職員個人が執務用PCや携帯端末を通じて自由にTV会議を利用できるようになり、遠隔での意思疎通の利便性が向上した。29年6月に新システム基盤として国内(研究所、本部お客部を除く)デスクトップPCからノートPCに移行するとともに、外出時に自分の利用しているPCを持ち出し、執務室内と同じ環境で利用できるよう改善した。</p> <p>・企業の利用・支援状況を一元的に管理する「顧客情報一元管理システム(JCIS)」を既に構築しているが、JCISに連携しているデータベースの機能拡張の検討を進めており、30年度中に完成する見込み。</p> <p>・新システムの刷新に伴い、現行ワークフローを拡充する仕様を、総務課と相談の上作成し、30年3月に業者決定し、30年秋の完成を目指し構築を進めている。</p> <p>・役員会等本部(東京)での主要な定例会議において、配布資料を紙媒体ではなくタブレットで準備したことが、時間・経費の節減に繋がった。</p> <p>・ノートPCによるモビリティ向上、グループウェアの性能向上による情報共有の活発化、安全に私用携帯・PCを利用できるシステムを目指し、CIO補佐、コンサルの協力を元に新システム基盤の仕様を策定した。28年12月から構築に入り、29年6月新システムの利用開始となった。</p> <p>・ノートPCによるモビリティ向上、メール容量の制限値の拡充(3GB→10GB)、情報共有機能を拡充したグループウェア、私用端末によるシステムの利用体制の拡充など、旧システム基盤から全般的に性能向上を図りながらも、一人当たりの単価では同程度に抑えた。</p> <p>・会議をノートPCのみで実施できるよう、本部9階会議室、JFOODO執務室に無線LANを導入した。</p>	<p><自己評価> 評価：B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	<p>評価</p>	

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	自己収入拡大への取組		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	第一期から第三期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、引き続き、自己収入の拡大に向けた経営努力を継続し、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国への財政負担の抑制に引き続き取り組むこととする。具体的には、セミナーの開催、展示会・商談会の開催等について受益者負担の拡大を図るとともに、会費収入や自治体・関係機関等との連携を通じた外部からの負担金や受託収入の拡大を目指す。	自己収入の拡大については、第一期から第三期中期目標期間においても取り組んできたところであるが、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、引き続き組織・事業運営の財政基盤を強化し、国への財政負担を抑制する経営努力を図る。具体的には、受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないことといった条件を踏まえつつ、セミナー・展示会・商談会等の開催時には更なる受益者負担を求めるとともに、会費収入や外部からの負担金や受託収入の増加を目指す。これに向けて、例えば展示会では、展示規模の大型化や、業界団体等からの海外展示会開催に係る受託事業のニーズや採算性の調査を行い、事業化について検討する。また、企業、業界団体、自治体等からの受益者負担を伴う形で、外部講演や企業向けブリーフィング、海外情報の収集・提供等に関する事業を拡大する。そのために、提供する情報の質の向上に取り組みながら必要な国内外の体制も構築し、更なる顧客	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> セミナー・展示会・商談会等の開催時には更なる受益者負担を求める。 会員収入や外部からの負担金や受託収入の増加を目指す。 展示規模の大型化や、業界団体等からの海外展示会開催に係る受託事業のニーズや採算性の調査を行い、事業化について検討する。 企業、業界団体、自治体等からの受益者負担を伴う形で、外部講演や企業向けブリーフィング、海外情報の収集・提供等に関する事業の拡大を検討しつつ、そのために、必要な国内外の体制の構築を図る。 受益者負担や受託収入等の拡大を求めるに当たっては、中小企業へのサービス提供の質・量が損なわれないよう該当事業の適切なコスト把握を行い、それを踏まえた利用者負担の決定を行う。 科学研究費補助金など競争的資金や各種 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度の引き下げを図っている。自己収入総額は27年度に50.2億円、28年度に39.4億円、29年度は40.1億円であった。万博が開催される年度に大きく上振れする要因となる寄付金・協賛金を除くと、27年度は33.9億円、28年度は38.1億円、29年度は38.9億円となり、年々増加傾向にある。30年度も引き続き、業界団体等からの受託収入や、地方自治体からの負担金等の増加に加え、外部講演・セミナー等において適切な受益者負担を求め、さらなる自己収入の拡大に努めている。 海外ミニ調査サービスについて、29年4月より大企業・中小企業ともに受益者負担を拡大し、作業負担に見合った料金体系に変更し実質値上げをおこなった。 ジェトロが作成している国際ビジネス情報番組「世界は今」を企業等に有償提供した。特に「安全保障貿易管理特集」に関しては、主に各企業での社内研修用として活用されており、27年度以降122件のDVDを有償提供した。 海外調査部では有料セミナーの受講料を4,000円に設定し、参加者に応分の負担を求めている。29年度は有料セミナーの開催回数を28年度の13回から23回に引き上げるとともに、有料ライブ配信も14回実施。さらに30年度からは、オンデマンドも含めたストーリーミング配信サービスを開始した。また従来から外部講演、原稿執筆は可能な限り有償で対応してきたが、29年度からは一部の例外を除き原則有償化、外部講演については1件30,000円以上とした。さらに雑誌ジェトロセンサーは29年10月号からウェブサイトへ移行、紙媒体作成にかかるコストと時間を削減。「ジェトロ世界貿易投資報告2017年版」もオンデマンド出版として発売。お客様がジェトロのウェブサイトから直接ご注文いただけるようにした。次年度以降、種類を増やして販売増を図る。 展示事業部で実施しているフロンティア市場におけるジャパンフェアは段階的に受益者負担設定を変更した。 (27年度)大企業：2/3を企業負担 (28年度)大企業：全額企業負担、中小企業：2小間目から企業負担 (29年度)大企業：全額企業負担、中小企業：1/3企業負担 対日投資部が本部(東京)にて運営する対日投資・ビジネスサポー 	<p><自己評価></p> <p>評価：B</p> <p>計画通りに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p>(見込評価)</p> <p>評価</p> <p>(期間実績評価)</p>	<p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	

		<p>サービスの向上と自己収入の拡大の好循環を形成する。</p> <p>なお、受益者負担や受託収入等の拡大を求めるに当たっては、中小企業へのサービス提供の質・量が損なわれないよう該当事業の適切なコスト把握を行い、それを踏まえた利用者負担の決定を行う。また、科学研究費補助金など競争的資金や各種学術助成金の獲得を奨励することで研究の充実を図る。</p>	<p>学術助成金の獲得を奨励することで研究の充実を図る。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上述の取組を行っているか。 	<p>トセンター（IBSC）のテンポラリーオフィスについて、入居期間が50営業日を超えた入居者に対して、51営業日以降、管理費・光熱費・人件費等の実費負担を求め、自己収入を得た。また、IBSCホールを入居者以外のジェトロ案件企業を対象に有料による貸し出しを行い、自己収入を得た。それぞれの収入額は以下のとおり。</p> <p>（27年度）テンポラリーオフィス：4,076,600円 IBSCホール：281,880円</p> <p>（28年度）テンポラリーオフィス：2,133,300円 IBSCホール：189,540円</p> <p>（29年度）テンポラリーオフィス：3,455,400円 IBSCホール：471,420円</p> <p>・ 対日投資部では、自治体主催の会議・研究会への参加を通じた誘致戦略策定やトップセールスを含む国内外でのセミナー開催によるプロモーション、進出関心企業へのアプローチ、地域の投資環境・インセンティブ等の情報提供、拠点の立ち上げ支援などを自治体と連携して、受託事業として実施。実績は以下のとおり。</p> <p>27年度：13件（茨城県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県、愛知県、名古屋市、京都府、神戸市、先端医療振興財団（神戸市）、広島県、福岡市、熊本県）</p> <p>28年度：12件（北海道、茨城県、東京都、神奈川県、横浜市（2件）、新潟県、名古屋市、滋賀県、神戸市、先端医療振興財団（神戸市）、唐津市）</p> <p>29年度：15件（北海道、宮城県、茨城県、つくば市、東京都、神奈川県、横浜市（2件）、相模原市、新潟県、名古屋市、奈良県、兵庫県、神戸市（2件））</p> <p>30年度（第一四半期時点）：5件（北海道、神奈川県、神戸市（2件））</p> <p>また、経済産業省から27～28年度にジャパン・キャンペーン事業を、一般社団法人環境パートナーシップ会議（EPC）から27～30年度にかけてアジア拠点化立地補助金の事務業務を受託。</p> <p>・ 大阪本部、貿易情報センターでは、各種事業や調査を自治体等からの受託し、27年度は52件1.7億円、28年度は57件2億円、29年度は66件2.5億円の受託収入を得た。</p> <p>・ 業界団体・自治体が人員を派遣し、経費負担のうえ海外事務所に設置している共同事務所の管理費について増額計画を策定。31年度から全面的に実施予定。</p> <p>・ 科研費については、27年度の交付額は112,570千円、28年度は109,412千円、29年度は98,111千円であった（研究代表者として新規で獲得した期間全体の研究費と、研究分担者として当該年度受け入れた分担金の合計額）。基盤B以上の採択金額の大きい種目への挑戦や、より多くの研究者が科研費に申請するような所内体制の構築を進めている。</p>			
--	--	---	---	---	--	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-2	運営費交付金の適切な執行に向けた取組		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
運営費交付金については、収益化単位ごとの予算と実績の管理を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。	運営費交付金については、収益化単位ごとに予算と実績の管理を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益化単位ごとに予算と実績の管理を行う。 ・年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・27年度は収益化単位を想定して予算・実績を管理。28年度の本格導入以降は収益化単位での予算と実績の管理を行っている。 ・27年度の運営費交付金債務は、61.8億となった。期中に交付された補正予算を除くと1.05億円となり、交付額に対する執行率は99.6%に達した(独立行政法人化以降の最高執行率)。これは、業務の変更・効率化や為替変動による交付金債務の発生を期中において予測・管理し、適切な予算の再配分を行ったことに起因する。この交付金債務1.05億円は、主に第4四半期において、事業パートナー(外国政府等)の事情により事業が中止・延期になったことによるものである。 ・28年度より、運営費交付金の会計処理として収益化単位ごとに予算と実績の管理が行われることとなったが、その結果、業務達成基準を採択した業務に係る運営費交付金債務は17.8億円となった。これは相手国政府の要請等に基づく事業実施時期の変更、並びに企業の継続的支援を図るべく予算管理を行ったこと等が要因であり、全額翌期に計上した。また、中期計画及び政府間合意に基づく事業実施のため、補正交付金61.4億円を期首より留保した上で翌期及び今中期期間中に繰り越している。 ・29年度も引き続き収益化単位ごとの予算と実績の管理を行い、業務達成基準を採択した業務に係る運営費交付金債務は13.5億円となったが、これは前年度と同様、相手国政府との調整を踏まえた事業実施時期の変更、並びに企業の継続的支援を図るべく予算管理を行ったためである。また、中期計画及び政府間合意に基づく事業実施のため、補正交付金57.3億円を期首より留保した上で翌期及び今中期期間中に繰り越している。 		<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	評定	<p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>		評定

4. その他参考情報				
目的積立金等の状況 (単位：百万円、%)				
	平成27年度末 (初年度)	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	966	947	936	
目的積立金	0	0	0	

積立金		0	13	366	
	うち経営努力認定相当額				
その他積立金等		0	0	0	
運営費交付金債務		6,181	7,928	7,084	
当期の運営費交付金交付額 (a)		29,876	28,176	26,801	
	うち年度末残高 (b)	6,181	4,503	3,761	
当期運営費交付金残存率 (b÷a)		20.7%	16.0%	14.0%	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-3	保有資産等の見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	日本貿易振興機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、多角的な観点からその保有の必要性について検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。 対日投資ビジネスサポートセンター (IBSC) 神戸については、廃止を念頭に、自治体との協議を進め、常設オフィスの廃止や自治体への事業移管等の具体的方策について検討する。	機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、多角的な観点からその保有の必要性について検証を行う。 職員宿舎については、平成27年3月末まで被災者用住宅として流山市へ無償貸与している江戸川台宿舎を、入居者の避難終了後、速やかに国庫納付するとともに、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」等を受けて策定した職員宿舎見直し計画に沿って、一部廃止や借上げ宿舎の戸数減などを着実に実施する。IBSCについては、地方への投資誘致に向けた機運の高まりを踏まえ、効率的な事業の実施に向けて、自治体等との調整を図る。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 保有資産については、詳細情報を引き続き公表し、多角的な観点からその保有の必要性について検証する。 職員宿舎については、江戸川台宿舎の国庫納付手続きを滞りなく進める。 職員宿舎見直し計画を着実に実施する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度、財務諸表において保有資産情報を公表している。また、職員宿舎に関する職員向けアンケートを行うなど保有の必要性について随時検証を実施している。 被災者用住宅として27年3月まで流山市へ無償貸与していた江戸川台宿舎は、27年8月に財務省の指示を受けて国庫納付手続きを再開し、29年4月に完了した。 職員宿舎見直し計画に沿って、29年3月までに借上げ宿舎の戸数減を実施し、上大岡住宅2棟のうち1棟について28年度より国庫納付のための調査・準備を開始。29年度末に経済産業省に対して国庫納付の認可申請を行い、30年度上半期中に国庫納付完了見込み。また、老朽化が進んだ職員宿舎の継続利用のため、28年度に上北沢宿舎1棟(昭和43年築)の補修工事を実施した。30年度には国家公務員宿舎の使用料改定に従い、使用料の引き上げを行う予定。 IBSC 福岡のテナポラリーオフィスについて、26年度の福岡事務所移転に伴い常設スペースを廃止し、27年度からは必要な時にのみ民間の貸しオフィスを活用するオンデマンド方式に切り替えた。IBSC 神戸についても28年度にオンデマンド方式に切り替えた。 	<p><自己評価></p> <p>評価：B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	<p>評価</p>	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-4	決算情報・セグメント情報の公表の充実等		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	日本貿易振興機構の財務内容等の一層の透明性を確保し、日本貿易振興機構の活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。	機構の財務内容等の更なる透明性の確保や、活動内容を政府や国民に対して分かりやすく示すことで理解を促す観点に加え、事業ごとの費用対効果を分析し適正な資源配分を行う観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を把握し公表する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を把握し公表する。</p> <p><評価の視点> ・上述の取組を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> 27年度決算より、中期目標等における一定の事業等のまとまりである「対日直接投資の促進」「農林水産物・食品の輸出促進」「中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援」「我が国企業活動や通商政策への貢献」「法人共通」の5つに区分した決算報告書及びセグメント情報を公表することで開示情報の充実を図った。</p>	<p><自己評価> 評価：B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	<p>評価</p>

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	内部統制		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	<p>業務範囲の拡大、支援案件数の増加等による業務量の拡大が見込まれる状況下において、以下の通り内部統制の充実を図り、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を遂行し、日本貿易振興機構のミッションを有効かつ効率的に実施する。</p> <p>○「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。</p> <p>○役職員の行動指針となる行動憲章を、日本貿易振興機構内全職員に毎年度、周知徹底を図る。</p> <p>○日本貿易振興機構の業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、週1回役員会を開催し、審議・報告する。その結果を日本貿易振興機構内に伝達し、役職員全ての認識を共有する。</p> <p>○年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を年度当たり2回確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業</p>	<p>以下の方策を早期に検討し、実行するとともに、その維持を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動憲章を周知徹底するため、職員の理解状況を毎年度点検する。 ・原則、週1回開催する役員会の会議結果につき、指示事項を明確にした上で、国内外事務所を含む各部署の長に速やかに伝達し、認識を共有する。 ・内部統制に関する規程を整備する。 ・年度当たり2回開催するアウトカム向上委員会を通じて、各部署の事業の進捗状況、予算の執行状況及び目標達成状況等を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分や人員再配置等の見直しを実施することで、事業成果の向上を図る。 ・組織横断的にリスクの把握・評価を行う体制を整備する。 ・研究不正防止に係る規程類の内容について引き続き研修等で周知徹底を図るほか、研究参加者への配慮等が確実に行われるよう研究倫理審査を充実させる。 	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動憲章を周知徹底するため、職員の理解状況について定期的に点検する。 ・内部統制に関する規程を整備し、内部統制推進体制を構築する。 ・アウトカム向上委員会を半期ごとに開催して、各部署の事業の進捗状況、予算の執行状況及び目標達成状況等を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分や人員再配置等の見直しをすることで、事業成果の向上を図る。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>【行動憲章・規定による内部統制の維持・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27年5月、新中期計画開始にあたり各部署で改めて行動憲章を基に組織のミッション、職員の倫理、あるべき姿を話し合う機会を持った。また、職員の理解状況を毎年10～11月頃に実施するEラーニング研修を通じて点検した。研修実施実績(予定含む):28年10月～11月、29年10月～11月、30年10月～11月(予定) ・28年8月に「内部統制の推進及びリスク管理に関する規程」を制定した。 <p>【会議・委員会を通じた内部統制の維持・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員会の会議結果につき、指示事項を明確にした議事録を作成し、国内外事務所を含む各部署の長に速やかに伝達した。 ・四半期ごとに事業別の進捗状況を確認するとともに6月と11月にアウトカム向上委員会を開き、PDCAサイクルにより業務の効率化と改善に努めた。進捗が芳しくない目標値と事業については、要因分析を経て役員会で具体的対策をとりまとめ、必要な予算・人員を割くなどして、事業の円滑な実施と目標達成につなげている。 ・組織横断的なリスク把握・評価を行う体制について、27年11月～28年3月に検討会を4回実施した。また、毎年8月～9月頃を目途に部門毎の業務フローのプロセスにおけるリスクの把握、分析を行うため、全部署を対象としてリスク点検を試行した。点検実施実績(予定含む):28年8月～9月、29年8月～9月、30年8月～9月 <p>【研究に関する内部統制強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア経済研究所における倫理審査体制を整備するため、29年4月に「研究倫理審査委員会」を設置し、開発途上国、新興国の研究現場で研究倫理審査を必要とする調査研究を行う研究者のニーズに応じて、研究倫理審査を実施できる体制を整備した。研究不正防止の徹底を図るため、29年7月に所内説明会および理解度確認テストを実施した。研究不正防止の継続的な徹底を図るため、30年7月に所内説明会および理解度確認テストの実施を予定している。 	<p><自己評価> 評価: B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	<p>評価</p>	

	<p>成果の向上を図る。 ○日本貿易振興機構のミッション遂行の障害となるリスクを把握・評価し、適切な対応を図る。 ○アジア経済研究所における研究が適正に行われることを確保するため、研究不正防止及び研究倫理審査等の制度を充実させる。</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	情報管理		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律(平成13年度法律第140号)」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に基づき、適切な対応を行う。個人情報の取り扱いについては、引き続き、日本貿易振興機構内全職員に対する研修や点検を毎年度実施し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。	情報公開について、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律(平成13年度法律第140号)」に基づき適時、正確な情報公開を行う。個人情報保護について、機構内全職員を対象に個人情報保護に関する研修や点検を毎年度実施し、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に基づいた情報の管理・保護を徹底する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適時、正確な情報公開を行う。 ・個人情報保護について、機構内全職員を対象に個人情報保護に関する研修や点検を実施し、情報の管理・保護を徹底する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求件数は27年度0件、28年度3件、29年度0件。 ・法に基づく情報公開を正確に行うため、毎年度上半期に、法人文書の登録、廃棄等定例の整備を着実に実施。 ・28年8月に「内部通報・外部通報に関する規程」を制定。 ・27年7月、全職員を対象に実施したコンプライアンス自己点検において個人情報保護に関する項目を確認した。下半期には個人情報保護管理状況確認及び保有個人情報リストの更新作業を実施した。 ・28年7月～9月に全職員を対象にコンプライアンス自己点検を実施した。下半期には個人情報保護管理状況確認及び保有個人情報リストの更新作業を実施した。 ・29年8月～9月に全職員を対象にコンプライアンス自己点検を実施し、情報管理の状況についても確認した。29年5月30日に施行された改正「独立行政法人等個人情報保護法」に対応するため、29年11月に「非識別加工情報の提供等の実施に関する規程」を新たに制定した他、「個人情報保護規程」等関連規程を改正した。また、規程の改正に合わせ「個人情報保護マニュアル」も改訂した(30年1月)。下半期には個人情報保護管理状況確認及び保有個人情報リストの更新作業を実施した。 ・30年8月～9月に全職員を対象にコンプライアンス自己点検を実施予定。30年度より外部委託時も含めた情報管理体制を点検していく。下半期には個人情報保護管理状況確認及び保有個人情報リストの更新作業を実施予定。 	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	<p>評定</p>

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-3	情報セキュリティ		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	情報セキュリティ対策については、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアル整備などの措置を行うとともに、政府、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。また、引き続き、監査、日本貿易振興機構内全職員に対する研修を毎年度実施し、日本貿易振興機構内の情報セキュリティリテラシの維持・向上を図る。	内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、既存の「情報セキュリティ規程及び情報セキュリティマニュアル」や情報通信機器・ソフトウェアについて、情報セキュリティ上の脅威に対する対応状況について常時確認、更新を行う。特に、海外事務所に対する外部からの標的型ウイルス攻撃等の増加に対応すべく、海外ネットワークにおける情報セキュリティ基盤の強化を図る。また、機構内の情報セキュリティリテラシの向上を図るため、情報セキュリティ研修を毎年度実施し、受講を徹底する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の「情報セキュリティ規程及び情報セキュリティマニュアル」や情報通信機器・ソフトウェアについて、情報セキュリティ上の脅威に対する対応状況について常時確認、更新を行う。 機構内の情報セキュリティリテラシの向上を図るため、情報セキュリティ研修の受講を徹底する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取組を行っている。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ規程の見直し、情報セキュリティマニュアルの改正を行い、CSIRT(問題対応チーム)を設置した。 29年度には、CIO補佐とともに新しい政府基準に合わせた情報セキュリティの規程の見直しを実施。 28年度、29年度ともに2回ずつ、全職員を対象とした標的型メール攻撃訓練を実施。 28年度から情報セキュリティ研修(Elearning)を実施。未受講者をシステム管理者及び各部門の情報セキュリティ管理者である上長がシステムから検知できるものとし、上長の責任のもと受講を完了するよう徹底した。また情報システム課からも未受講者へ直接連絡して、受講を促すなど受講率の向上に努めた。CIO(最高情報責任者)補佐兼CISO(情報セキュリティ管理最高責任者)アドバイザーを講師とする講習会をアジア経済研究所、本部で実施した。 	<p><自己評価></p> <p>評価：B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	<p>評価</p>	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-4	人事管理		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(4) 人事管理 事業ニーズや社会経済情勢の変化を的確に踏まえつつ、勤務環境の整備等による女性活躍の一層の促進、ナショナルスタッフの育成・活用、外国人職員の採用、国内外の外部組織との人材交流、企業経験者等の外部人材の活用などを通じた人材の多様化を図る。併せて、企業の成果創出や他機関との事業連携を効果的に進めるため、企業や外部機関等の多様なビジネスニーズに対して、海外や地方に根ざし、実情を踏まえた的確な情報提供や支援策等の提案が可能な職員を育成するための人材育成策を拡充する。そのためには、若手・中堅職員が貿易・投資促進業務に求められる能力・専門性を向上させるべく、OJT・研修等を通じた人材育成策を拡充する。	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (2) 人事に関する計画 ①効果的・効率的な業務運営に向けた人員の最適配置 中期目標を踏まえ、管理部門・海調部門等の人員配置の合理化を図りつつ、国内外事務所および重点事業部門への人員配置を進める。具体的には、高度専門人材の獲得やナショナル・スタッフの活用を含め、対日直接投資促進に従事する内外の人員体制を抜本的に強化し、世界水準の誘致体制を構築する。また、農林水産物・食品の輸出促進、地方創生、新興国展開支援等その他の重点分野について、専門人材を活用するなどして、人員体制を強化する。 ②人材多様化に向けた取組 勤務地限定制度の着実な運用、出勤シフトの柔軟化をはじめとする諸施策を講じ、様々なライフ・ステージに配慮した勤務環境の整備を行うとともに、キャリア形成に配慮した人員配置や研修機会の提供を通じて、女性の活躍を一層促	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ①効果的・効率的な業務運営に向けた人員の最適配置 ・世界水準の誘致体制の構築に向け、高度専門人材の獲得やナショナル・スタッフの活用を視野に入れ、対日直接投資促進に従事する内外の人員体制を引き続き強化する。 ・農林水産物・食品の輸出促進、新興国展開支援等の重点分野について、専門人材を活用するなどして、人員体制を強化する。 ②人材多様化に向けた取組 ・出勤シフトの柔軟化をはじめとする諸施策を講じ、様々なライフ・ステージに配慮した勤務環境の整備を行うとともに、キャリア形成に配慮した人員配置や研修機会の提供を通じて、女性の活躍を一層促進する。 ・外国人の採用を拡大するとともに、海外事務所においてはナショナル・スタッフの管理職ポストへの登用も検討するなど、積極的な活用を行う。	<主要な業務実績> ①効果的・効率的な業務運営に向けた人員の最適配置 ・対日直接投資促進分野については、諸外国の誘致機関をメルクマールに人員体制を強化。本部には27年度から「対日投資誘致専門員」を8名増員したほか、外資系企業支援課に「国・地域別デスク」を設置し、外国人スタッフ6名(うち4名は海外事務所のナショナルスタッフ)を配置。国内主要拠点には28年度より、「外国企業誘致コーディネーター」7名を配置。海外には、専任駐在員を7拠点に各1名増員したほか、27年度から「対日投資誘致専門員」を北米・欧州・アジア大洋州等の拠点に(ナショナルスタッフ含む)配置。 ・農林水産物・食品の輸出促進においては、各種品目の専門性を有する外部人材を配置。(29年度は農林水産・食品部にてエキスパート23名、輸出有望案件発掘専門家14名)。また、各種品目の業界団体等に働きかけ、28年度以降研修生1名、出向者2名を受け入れ中。また、29年度に新設された日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)にプロパー職員を重点配置するとともに、事務局長、事務局次長等に専門人材を採用。 ・27年度から新輸出大国コンソーシアム事業においては、海外ビジネスに精通した外部の専門家を配置。 ②人材多様化に向けた取組 ・勤務時間シフトの拡大、毎月の選択や日単位での変更を実現し、さらなる柔軟化を推進した。 ・新複線型人事制度、勤務地限定勤務制度や自己啓発退職制度、配偶者同行休業制度等により、育児や介護、学習等を理由とする職員の離職を防ぎ、就業の機会を維持している。 ・「本部→海外実務研修→買情センター→本部→海外」という基本キャリアパスに加え、適正に応じて、特定の産業分野や特定地域への配置を実施中。また、年次、役職に対応した研修を実施。 ・第四期中期目標期間中、女性職員の管理職への登用を継続的に実行しており、女性管理職の人数、割合は27年4月1日時点で55名、15.9%であったが、最終年度である30年4月1日時点で65名、18.3%まで上昇した。 ・エリア総合職制度や勤務時間のシフト制および配偶者同行休業制度等、女性がキャリアを継続しやすい環境を整備。その結果、女性の退職者数は、第三期中期計画期間中(23-26年度)年平均11.5人に対し、27-29年度は年平均4人と大幅に減少。 ・優秀なナショナルスタッフの昇格を実施中。シカゴ事務所のナシ	<自己評価> 評価：B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。	評価		評価	
						<評価に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)			

	<p>進する。 また、外国人の採用を拡大するとともに、ナショナル・スタッフの登用を推進、管理職レベルのポストに配置するなど、積極的な活用を行う。このための環境整備として、連絡文書等の外国語化、国内外の人事管理の一元化を行う。 加えて、特定産業・地域・業務の専門性を有する高度専門人材を社会人採用や外部専門家として確保するほか、政府・自治体・民間企業・金融機関等からの外部人材の受入や、人事交流を拡大することで、人材の多様化を図っていく。</p> <p>③人材育成の推進 人材育成については、各職員の専門性を一層向上させ、業務知識や経験を蓄積させるための環境を整備する。具体的には、外部専門家を充てているポストへの職員の配置や、民間出向研修を行う。また、新興国市場における活動が拡大している中、高度な情報収集や支援事業を可能とするため、特殊言語を中心として語学能力の向上に向けた職員の研修を強化する。 加えて、職員を早期に熟練させるため、入構5年目までを目途に本部および国内外事務所での勤務を経験させる。その他、選抜型研修や階層別研修の強化を通じて、中核人材の育成についても着実に進める。</p> <p>④ワーク・ライフ・バランスの確保と活力のある職場作りに向けた取組 ワーク・ライフ・バランスの確保と職員の心身の健康維持に向けて、有給休暇の完全取得及び超過勤務の解消を目指し、各年度で具体的な目標及び取組内容を定め、その実施状況を検証する。 また、全職員が目標を共有し、コミュニケーションを活発化することで、前例にとらわれない柔軟な発想による取組を積極的に推進するなど、一層活力ある職場作りを進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門性を有する高度専門人材や、政府・自治体・民間企業・金融機関等からの外部人材の活用を図ることで人材の多様化に取り組む。 ③人材育成の推進 ・ 特殊言語を中心として語学能力の向上に向けた職員の研修を行う。 ・ 階層別研修の継続や選抜研修による中核人材の育成を進める。 ④ワーク・ライフ・バランスの確保と活力のある職場作りに向けた取組 ・ 勤務シフトの多様化、有給休暇の完全取得及び超過勤務の解消を目指し、環境整備を進める。 ・ 全職員が目標を共有し、コミュニケーションを活発化することで、前例にとらわれない柔軟な発想による取組を積極的に推進するなど、一層活力ある職場作りを進める。 <p><評価の視点> ・ 上述の取組を行っているか。</p>	<p>ョナルスタッフは H29 年度に所長に登用、管理職級に昇格したナショナルスタッフは同年度に計 5 名。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外のナショナルスタッフが理解しておくべき規程・内規を英文化した。海外向け指示・連絡文書については、コンプライアンス関連や情報システム関連など海外事務所内で周知すべきものについては英語化（和・英併記）し、その他の文書についても各地域・事務所の要請に応じて対応を進めることとした。 ・ 弁理士資格を有する外国出願・知的財産活用支援員を職員として採用。 ・ 金融の専門知識・ネットワークを持った外部人材の活用として、27-29 年度の三年間で、従来の民間等研修生 58 名に加え、地方銀行等からの出向者 68 名、計 124 名を受け入れた（30 年 3 月 31 日時点）。 <p>③人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己啓発補助制度の拡充等により、外国語等の学習の支援を拡大。 ・ 若手職員の海外業務の早期経験を支援するため、海外実務研修を拡充。27-29 年度に計 36 名の若手職員を 23 事務所に派遣。30 年度中に 17 名を派遣予定。 ・ 一部の海外アドバイザーポスト（バンコク、北京、ハノイ）にジェットプロパー職員を配置した。 ・ 25 年度より毎年、株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン推進機構）に職員を派遣中。 ・ 若手職員には海外実務研修、貿易情報センター勤務を経験させるキャリアパスを実施中。23-28 年度に入構した総合職職員のうち、33%が海外事務所での実務研修を経験。30 年度はベトナム語の語学研修生を派遣する予定。 ・ 行政研修等の選抜型研修を実施中。従来 4 階層で実施していた階層別研修を新たに役員・部長級も含めた 9 階層にて実施した。 <p>④ワーク・ライフ・バランスの確保と活力のある職場作りに向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超過勤務事前申請・下命システムの導入・推進や各種業務効率化などにより、第四期中期計画期間中、超過勤務時間は大幅に減少。たとえば、本部および国内事務所勤務の非管理職の超勤時間は、第三期中期計画期間の初年度である 27 年度は一人あたり平均月 28 時間であったが、29 年度は月 20.9 時間まで減少。 ・ 働きやすい環境を整備するため、「夏の生活スタイル変革」（ゆう活）として 27 年 7～8 月に新たな勤務シフト（8:00～16:45）を導入したほか、4 種の出勤シフトを日単位で変更できる制度を 29 年度に導入し、さらに多様なシフトを選択できるようになった。 ・ 29 年度より在宅勤務を試験導入、30 年度より本格導入。 			
--	--	---	---	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-5	安全管理		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
天災や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等の改訂を毎年度検討し、危機管理体制の整備を図る。また、海外における各国・地域の治安、自然災害、環境汚染等の情報を適時かつ正確に把握し、迅速かつ適切な対策を講じる。	天災や突発的な事故等の非常事態に備え、既存の安全管理に関する規程やマニュアル等について、国内外の安全に関する情勢に応じて、常時点検、更新する。外部専門機関の活用、在外公館や関係機関との協力関係の構築などにより、海外での安全情報を適宜把握し、迅速かつ適切な対策を講じる。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省海外安全情報・危険情報のレベル2以上の地域を対象として、見本市等の海外事業、海外出張(駐在員の移動を含む)の実施に際し、リスク・アセスメント(安全対策を含む)の実施による事前評価、リスク・アセスメントに基づく安全施策を体系的に実施し、安全確保に努める。 ・海外事務所においては、在外公館や関係機関との連携強化を図り、正確な情報把握、迅速かつ適切な対応に努める。 ・円滑な安全施策の実施のため、規定、マニュアルの不断の見直しを行う。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>【内部向け安全管理】</p> <p>海外でテロ事件が頻発しリスク管理の重要性が高まっていることを受け、28年3月に、安全対策推進本部の所掌、構成等を見直し、「安全対策推進本部の設置に関する内規」を改正した。「防災業務計画及び事業継続計画(BCP)の策定及び計画に基づく訓練等の実施」を規定化した。28年4月から外務省海外安全情報・危険情報「レベル2」以上の地域を対象として、海外事業(見本市、商談会等)、海外出張・駐在員移動についてリスク・アセスメントを義務付け延べ30件を実施した。また、28年4月にイスタンブール、7月にダッカ、29年1月にデュッセルドルフ事務所を対象としてリスク・コンサルタントによる安全調査・指導を実施した。29年も同様に、海外事業(見本市、商談会等)、海外出張・駐在員異動についてリスク・アセスメントを義務付け、延べ30件を実施した。29年4月、5月、10月にバリ、5月にアビジャン、8月に大連、青島、アトランタ、11月にインド、12月にリマ事務所等を対象として、リスク・コンサルタントによる安全調査・指導を実施した。</p> <p>【外部に提供した安全対策に関するサービス】</p> <p>27年8月の天津における大規模な爆発事故に際しては、ウェブサイト上に緊急特集ページを立ち上げ、中国政府や日系企業等を通じて収集した最新情報を随時掲載した。27年8月のバンコク爆弾テロ事件勃発当日は、バンコク事務所から現地日系メディア関係者に対して最新情報を逐一報告し、情報発信に協力した。27年11月のラゴス、バグダッド及び12月のバスラでの事業について、リスク管理会社による綿密なリスク・アセスメントを経て、十分な安全対策を講じた上で実施した。また、「第21回ダッカ国際トレードフェア2016」への参加に際しては、11月から12月にかけて6週間に亘るリスク管理会社による現地情勢のモニタリング結果および現地日本大使館との協議結果を踏まえ実施を決定した。27年12月は洪水の発生に伴い、チェンナイ事務所の駐在員のホテルへの一時避難措置を採った。洪水の沈静化後は現地日系商工会と連携して日系企業の被害状況のアンケート調査を実施し、在チェンナイ日本総領事館及び在チェンナイ日系企業と結果を情報共有したさらに、28年3月のブリュッセルにおけるテロ事件に際しては、現地日本人会の協力の下、テロ発生直後から日系企業・団体に所属する日本人約1,000人の安否確認を主体的に実施し、在ベルギー日本国大使館、経済産業省等と結果を情報共有した。</p> <p>28年7月にダッカで発生した邦人テロ殺害事件を受けて現地において進出日系企業に対して日本大使館と共催により安全対策セミナ</p>	<p><自己評価></p> <p>評定:A</p> <p>27年度は、治安面で実施が懸念されていたバグダッドやバスラでの事業を、長期間にわたる綿密な検証及び対策を経て、実施決定の判断を下しただけでなく、予測不能かつ突発的な欧州でのテロ事件等を受けても、現地の状況や専門家による見解を踏まえ個別事業の実施有無を決定するなど責任ある対策をとった。このように、事業への悪影響を最小限に抑えることに努力し、通常のジェトロの業務範囲にとらわれることなく、邦人安否確認などをおこない、現地日系社会等への貢献を最大限図った。さらに、28年度にダッカにて邦人殺害事件が発生した際には、各省と連携し、安全対策セミナーを東京だけでなく地方でも緊急開催するなど、日本国内外の日本企業・日系企業への貢献を最大限図ったことなどから、A評定とした。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	<p>評定</p>		

			<p>ーを開催した。9月には、外務省領事局、経済産業省、日本商工会議所により発足した「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」及び外務省国際協力局、国際協力機構により発足した「国際協力事業安全対策会議」に参加してセミナーの開催、専門家による情報提供等を促進した。具体的には7月の東京での開催以降2月まで地方を含む11都市において安全対策セミナーを開催するとともに、「ジェットロセンサー」及び「通商弘報」により同ネットワーク、「たびレジ」を紹介した。また、12月から新輸出大国コンソーシアムにおいて、安全情報の提供を行う専門家6人を配置するとともに、無料で安全対策についてE-mailで相談できる仕組みを整備した。29年度は、現地日系企業に対し在外公館、現地日本商工会議所と協力し、海外7カ国（オーストラリア、バングラデシュ、南アフリカ共和国、アラブ首長国連邦、オーストラリア、インドネシア、シンガポール）で安全対策セミナーを開催した。特にバングラデシュでは9月に、ダッカを含む9カ所で巡回セミナーおよび相談会を実施した。30年1月にはダッカで現地日系中小企業向けに実地訓練を含む安全対策講習会を開催した。国内では、地方自治体・団体、地方金融機関の協力の下、富山、仙台等5都市において安全対策セミナーを開催した。加えて30年2月には、大阪および東京で「バングラデシュにおける危機管理と安全対策」に関するセミナーを開催した。また、新輸出大国コンソーシアムにおいて、安全情報の提供を行う6名の専門家を配置し、企業からの相談に対する情報提供を、E-mail相談を通じて、無料で行った。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-6	顧客サービスの向上		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
地方の中小企業等、我が国中小企業の海外展開等への関心が高まる中、日本貿易振興機構が提供するサービス内容について幅広く伝えるとともに、毎年度、全国で企業や関係機関等からサービスに対する意見や要望を聴取する機会を設けるなど、顧客サービスの質的向上、改善に向けた不断の取組を行う。	民間企業等に対して機構のサービス内容を伝え、意見を聴取するために平成26年度に設置した「サービス向上会議」に加えて、毎年度、全国で、各地域の有識者等から意見を聴取する取組を新たに行う。さらに、ウェブサイトのトップページに設置したご意見箱を通じて不特定のお客様の声を集めるなど、重層的な取組を推進することで、幅広い意見を取り入れ、更なる顧客サービスの質的向上・改善を図る。また、より多くの顧客層に対し機構の事業への認知度を高め、サービスを利用してもらうべく、(a) 国内外ネットワークを活用した支援機関、政府・自治体、メディアなど発信力のある関係者（インフルエンサー）を通じての機構事業のPR・理解促進、(b) 統一的な広報ツールの構築、(c) ソーシャル・ネットワーク・サービス等を活用した対外発信の強化など、効果的な広報戦略について検討し、早期実行を目指す。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業等に対して機構のサービス内容を伝え、意見を聴取するために、「サービス向上会議」に加えて、全国各地域の有識者等から意見を聴取する取組を継続する。 ウェブサイトに設置したご意見箱を通じて不特定のお客様の声を集めるなど、重層的な取組を推進することで、幅広い意見を取り入れ、更なる顧客サービスの質的向上・改善を図る。 より多くの顧客層に対し機構の事業への認知度を高め、サービスを利用してもらうべく、対外発信の強化など、効果的な広報戦略を検討する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業からジェトロのサービスに対する生の声を直接聞くため、大阪本部及び各貿易情報センターにて「サービス向上会議」を年1回開催している。頂いたご意見は「すぐに対応」、「継続検討」などに分類し、対応する部署を決め、ジェトロのサービス向上を図った(27年度：45回、28年度：45回、29年度：45回開催)。 毎年度、各地域の有識者からジェトロ事業や運営等に関する意見を聴取するため、国内各地で地方有識者との意見交換会を実施した。 お客様の意見・要望を積極的に入手するため、ジェトロ・ウェブサイトのトップページに設置したご意見箱(「お客様の声」)に寄せられたコメントを関係部署と連携し適切に対応した(27年度：245件、28年度：234件、29年度：215件)。 潜在的顧客の開拓のため、次のメディア広報強化の取り組みを行った：27年度は広報にかかる外部専門機関などへのヒアリングなどを行い、現状と課題について整理した。28年度からは、外部専門家を活用するかたちの広報アドバイザー業務委託を開始。広報経験が豊富なアドバイザーへの日々相談を通じて職員の広報スキルの向上と安定化をはかると同時に、従来の広報業務全般についてレビューと改善を行った。また、従来は記者クラブへの一律のリリース案内を中心に実施していたが、ジェトロの幅広い活動についてより柔軟かつ効果的な発信を行うため、29年度より、各記者の関心分野・関心地域なども考慮したメディアリストを整備。専門誌なども含めた幅広いメディア誘致を行っている。 SNSについては、事業・プロジェクト単位でのフェイスブックの活用を進めており、事業認知拡大や顧客獲得で一定の成果を得てきている。 	<p><自己評価></p> <p>評価：B</p> <p>計画どおり実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p><評定に至った理由></p> <p><今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)</p> <p><その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)</p>	<p>評価</p>	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-7	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
5. 財務内容の改善に関する事項 また、財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。	5. 短期借入金の限度額7,031百万円 (理由) 運営費交付金及び補助金の受入れが最大3カ月分遅れた場合、事故の発生等により緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3カ月分を短期借入金の限度額とする。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> ・第4期中期目標期間において、27-29年度は借入れを行っておらず、30年度も予定なし。	<自己評価> 評価：B 該当しないため、標準のBとした。	評価		評価	
					<評価に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)			

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-8	財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
記載なし	6. 財産の処分に関する計画 財産処分手続中の対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(北九州)(福岡県北九州市小倉北区浅野)について、中期目標期間中の早期に手続きを完了する。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> ・対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(北九州)については、平成27年11月に入札で売却できたため、平成28年1月に譲渡収入の国庫納付を行った。 ・福岡県からの要請により、福岡貿易情報センター及びIBSC福岡は移転することになった。入居ビルの他の区分所有者が購入を希望したため、対象財産入居建物の管理規約に基づき、平成27年4月に随意契約で売却を行い、同月に譲渡収入の国庫納付を行った。	<自己評価> 評価:B 該当しないため、標準のBとした。	評価		評価	
					<評価に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)			

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-9	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
記載なし	7. 剰余金の使途 ・海外有識者、有力者の招へいの追加的実施 ・展示会、セミナー、講演会等の追加的実施（新規事業実施のための事前調査の実施を含む。） ・先行的な開発途上国研究の実施 ・緊急な政策要請に対応する事業の実施 ・職員教育の充実・就労環境改善 外部環境の変化への対応 ・業務の電子化、民間委託の推進等の業務効率化に向けた追加的取組 ・施設及び設備の充実・改修 ・サービス向上や認知度向上に向けた追加的取組	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> 27～28年度にかけて、剰余金は発生していない。29年度も発生しない予定。	<自己評価> 評価：B 該当しないため、標準のBとした。	評価 <評価に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)	評価	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-10	積立金の処分		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
記載なし	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (3) 積立金の処分 前期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行った後の積立金に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額について、前期中期目標期間終了までに自己収入財源で取得し、当期中期目標期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> 第三期中期目標期間の最後の事業年度(26年度)における積立金のうち1,657百万円について第四期中期目標期間の業務の財源に充てるため27年6月に経済産業大臣に申請を行い、同月承認を受けた。 ・27年度以降、自己収入で取得した固定資産の減価償却費や前払費用等に各年度で充当した。充当金額は27年度が690百万円、28年度が966百万円となり、29年度は110百万円となる予定。		<自己評価> 評価：B 計画どおりであったため、標準のBとした。	評価	<評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)		評価

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-11	中期目標期間を超える債務負担		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
記載なし	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (4) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、契約の性質上やむを得ない場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行う。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> 海外事務所における借館契約など性質上やむを得ないものについて契約を行った。		<自己評価> 評価：B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。	評価		評価
						<評価に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (有識者からの意見聴取等を行った場合には意見を記載するなど)		

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)